

平成24年

双葉町議会会議録

第3回定例会

9月18日開会～9月25日閉会

双葉町議会

平成24年第3回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (9月18日)

議事日程	3
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	5
職務のため議場に出席した者の職氏名	5
開 会	6
開 議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
行政報告	6
議案第49号から議案第70号までの一括上程	10
提案理由の説明	10
監査報告	16
散 会	17

第 2 日 (9月19日)

議事日程	19
出席議員	20
欠席議員	20
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	20
職務のため議場に出席した者の職氏名	20
開 議	21
議事日程の報告	21
一般質問	21

白岩寿夫君	21
発言の取り消し	26
菅野博紀君	28
清川泰弘君	41
羽山君子君	46
岩本久人君	53
発言の取り消し	61
伊澤史朗君	63
散会	75

第 7 日 (9月24日)

議事日程	77
出席議員	78
欠席議員	78
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	78
職務のため議場に出席した者の職氏名	78
開議	79
議事日程の報告	79
議案第49号の質疑、討論、採決	79
議案第50号の質疑、討論、採決	80
議案第51号の質疑、討論、採決	81
議案第52号の質疑、討論、採決	82
議案第53号の質疑、討論、採決	82
議案第54号の質疑、討論、採決	83
議案第55号の質疑、討論、採決	83
議案第56号の質疑、討論、採決	84
議案第57号の質疑、討論、採決	86
議案第58号の質疑、討論、採決	86
議案第59号の質疑、討論、採決	87
発言の取り消し	90
日程の追加	96
議案の訂正について	96
議案第60号の質疑、討論、採決	99

議案第61号の質疑、討論、採決	100
議案第62号の質疑、討論、採決	101
議案第63号の質疑、討論、採決	102
議案第64号の質疑、討論、採決	103
散 会	110

第 8 日 (9月25日)

議事日程	111
出席議員	112
欠席議員	112
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	112
職務のため議場に参加した者の職氏名	112
開 議	113
議事日程の報告	113
議案第65号の質疑、討論、採決	113
議案第66号の質疑、討論、採決	115
議案第67号の質疑、討論、採決	116
議案第68号の質疑、討論、採決	117
議案第69号の質疑、討論、採決	118
議案第70号の質疑、討論、採決	120
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	121
議員派遣について	121
日程の追加	122
発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	122
閉 会	124

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

24 双葉町告示第14号

平成24年第3回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成24年8月29日

双葉町長 井戸川 克 隆

1. 期 日 平成24年9月18日（火）
午前10時

2. 場 所 加須市騎西総合支所3階議場

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 羽山君子君
3番 岩本久人君
5番 菅野博紀君
7番 伊澤史朗君

2番 白岩寿夫君
4番 高萩文孝君
6番 清川泰弘君
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

平成24年第3回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成24年9月18日（火曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉町議会広島視察報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
双葉町地方水道企業団議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第49号 物品購入契約の締結について
- 日程第6 議案第50号 物品購入契約の締結について
- 日程第7 議案第51号 専決処分の承認について
専決第10号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第52号 双葉町介護保険財政安定化特例交付金基金条例の制定について
- 日程第9 議案第53号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第10 議案第54号 双葉町出産祝金支給条例の一部改正について
- 日程第11 議案第55号 双葉町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第56号 双葉町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第57号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第14 議案第58号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第15 議案第59号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第60号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第61号 平成24年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第62号 平成24年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第63号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第64号 平成23年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第21 議案第65号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第22 議案第66号 平成23年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第23 議案第67号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第24 議案第68号 平成23年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第25 議案第69号 平成23年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について

日程第26 議案第70号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について

日程第27 提案理由の説明

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	岩本久人君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	伊澤史朗君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川 克隆 君
副町長	井上 一芳 君
教育長兼 職務代理者 教育総務課長	高野 憲一 君
秘書広報課長	大住 宗重 君
参事兼総務課長	武内 裕美 君
参事兼企画課長	駒田 義誌 君
税務課長	大沼 武 君
福島支所長兼 建設課長	大橋 利一 君
住民生活課長	渡邊 勇 君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	竹本 良一 君
産業振興課長兼 農業委員会 農事局長兼 コミュニティ センター所長	山下 正夫 君
会計管理者	半谷 安子 君
生涯学習課長	今泉 祐一 君
代表監査委員	五十嵐 一雄 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野 利彦
書記	大浦 寿子

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第3回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、6番、清川泰弘君、7番、伊澤史朗君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、9月12日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から9月25日までの8日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から25日までの8日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉町議会広島視察の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） おはようございます。平成24年第3回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の発生から1年6カ月が経過いたしました。今も町民の皆さんは避難生活を余儀なくされ、さまざまな困難に直面しております。原子力災害は、今も新たな課題が発生しており、いまだ収束には至っておりませんが、町民の皆さんが一日も早く安心して暮らしていけるよう全力を傾けて業務に取り組んでいるところであります。

6月定例会以降の行政経過についてご報告申し上げます。

6月22日は、郡山市のホテルにおきまして、2大会連続でオリンピックに出場された自転車競技代表選手、渡邊一成さんの壮行会を開催いたしました。厳しい避難生活が続く中、多くの町民の皆さんが参加されました。渡邊選手は、自転車トラック男子チームスピリントと男子ケイリンに出場し、チームスピリントでは8位入賞を果たし、町民の皆様にご希望と勇気を与えていただきました。

昨年度に続き、震災による避難などで離れ離れになってしまった友達と再会する「双葉町立小中学校児童生徒再会の集い」を7月27日から29日まで2泊3日の日程で、会津裏磐梯地方を中心として開催いたしました。それぞれの避難先から、双葉南小学校児童110名、北小学校児童85名、双葉中学校児童109名、保護者の方などを含め計535名が参加し、1年ぶりの再会を喜び、友情を温めました。

今回開催されました「児童生徒再会の集い」は、「避難している子供たちに今後の生活や学習の見通しを持たせ、双葉町の子供としての自覚を高める」ことを第一の目的として実施しましたので、離れ離れとなっている子供たちのきずなを深めるため、さまざまなプログラムを企画いたしました。

28日の「再会を祝う会」では、それぞれの小中学校児童生徒を代表し、「これまでの思い」などの意見発表や教職員の紹介が行われ、最後に全員で校歌を斉唱し、再会を祝い合いました。終了後、学校ごとに分かれて体験活動が実施され、自然散策や工作、カヌー体験などを通して新たな思い出をつくり、友情をさらに深めました。

最終日の「再会祈念の会」では、学校ごとに3日間にわたる集いの反省やアルバムづくり、「20歳の自分へのメッセージ」を町章の入ったもの書き込むなど、また再会できることを祈念し、閉会いたしました。

本事業を実施するに当たり、ご支援をいただきました福島県教育委員会、日本ユニセフ協会、その他関係各位に心より感謝申し上げます。

7月28日から30日にかけて、雲雀ヶ原祭場において、国指定重要無形文化財「相馬野馬追」が開催されました。双葉町からは、総勢6騎の騎馬武者が標葉郷から出陣しました。本祭りメインである

神旗争奪戦では、標葉郷御使番として出場した中川準氏が初めて御神旗を獲得するなど、赫々たる武功を挙げ、無事に祭りを終了いたしました。避難生活の中で、出場されました皆様方に敬意を表するとともに、来年のさらなる活躍を期待しております。

8月には、県内の各応急仮設住宅自治会と県中地区借り上げ住宅自治会、つくば自治会、旧騎西高校避難所自治会など各地で趣向を凝らした盆踊り大会が開催されました。先祖の供養と避難している皆様が一堂に会してコミュニティーを図るなど、楽しいひとときを過ごされました。

現在実施中の5巡目の一時帰宅につきましては、3巡目並びに4巡目と同様にマイカーでの帰宅にあわせて運送事業者や修理事業者などの帯同も可能とし、一時立ち入り専用コールセンターで受け付け、許可証の発送などを行っております。今回は、8月下旬から警戒区域内の他町村と調整しながら実施しており、北方面からの立ち入りは、中継基地が浪江町内の商業施設とする日程を設けております。また、南方面の中継基地については、楡葉町の警戒区域の見直しにより、道の駅ならはと福島第二原子力発電所近くの毛萱地区の臨時施設の併用となっており、利用者の皆様のご理解とご協力をお願いしております。9月6日現在では、357世帯、857の方が一時帰宅を行っており、今回の一時帰宅は10月初旬までを予定しております。

内部被曝検査についてであります。9月7日現在、昨年より福島県が実施している検査で1,547名の方が受検、双葉町が寄贈を受けたホールボディカウンターによる検査は、旧騎西高校で8月1日から開始し、156名の方が受検され、累計で1,703名となっております。現在福島県内の方の検査と県外の検査の受け付けを行っております。

東日本大震災に関する災害弔慰金は、これまで平成23年度と平成24年度で合計92件、2億7,000万円を支給しております。認定審査会で決定を受けた場合には、速やかな給付手続を行っておりますが、震災からの時間の経過とともに、審査内容の難しい案件がふえており、申請から決定まで時間を必要とするものや却下される案件もございます。引き続き関係者へ必要な資料等の収集へのご協力をお願いしてまいります。

居住環境における空間放射線量確認のために、昨年度より実施している仮設住宅周辺の空間放射線量率については、多くの皆様のご協力により定期的に簡易測定を行い、その測定結果を町のホームページ及び災害版お知らせなどで公表を継続しております。

また、福島県内の空間放射線量のモニタリング結果とあわせて、各市町村独自の測定結果についても福島県の放射線量集計システムの中に表示する作業を進めております。さらに、町で独自に実施した町内の空間放射線量並びに土壌の放射線量測定結果も、このシステムに組み込む予定であります。今後も町内の汚染状況の把握に努めてまいりますので、各関係者のご協力をお願いいたします。

なお、放射性物質による汚染量の簡易測定用としてGM型サーベイメーターを両支所に配備し、貸し出しを行っており、活用が図られております。

避難指示区域の見直しに伴う賠償基準に関する住民説明会を8月23日から9月10日にかけて福島県

内外において12会場、延べ18回開催いたしました。今回の住民説明会では、7月20日に国から「避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方について」が公表され、これを踏まえて7月24日に東京電力から「避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施について」が公表されたことを受けて、町として国に対して説明会の開催を要望し、実施されたものです。

説明会では、まず町の取り組み状況を説明した後、経済産業省から財物や精神的損害などの新しい賠償基準の考え方について、また東京電力からは賠償の実施について説明を受けました。説明会には、私も全18回のうち15回に出席し、福島県内外の町民の皆さんの意見や要望を直接聞いてまいりました。参加者からは、1年半にも及ぶ長く不安な避難生活が続く中、国や東京電力に対して、土地、建物の賠償基準の算定方法や避難指示区域の見直しに関する切実な質問や意見が数多く出されましたが、いずれも納得できる回答ではありませんでした。今後、今回の住民説明会の中で出された意見やアンケートの結果を踏まえ、国や東京電力に対し、賠償基準の見直しを強く求めてまいります。

中間貯蔵施設に係る国、県、双葉郡8町村長による意見交換会が8月19日に福島市で開催され、国は施設の候補地として、大熊町に9カ所、楡葉町に1カ所、双葉町に2カ所の計12カ所を提案し、基本設計の前段となる現地調査に協力を求めてまいりました。しかし、各町村長とも首長だけでの設置の是非は決定できないとの考え方から、議会並びに住民との議論を経て判断することといたしました。

今後、各町村及び県は、それぞれの事情に応じて、国から個別に中間貯蔵施設に関する説明を受けることになっております。受け入れる明確な理由が示されない中、一方的に提示されても簡単に受け入れることはできませんので、議会の皆さんとも議論を重ねるとともに、住民の皆さんからの意見も踏まえ、対応してまいりたいと考えております。

本町の未来を担う子供たちやふるさと双葉に帰りたい気持ちを抑え、さまざまな不安を抱えながらも避難生活に耐えている町民の皆さんの願いにこたえて、双葉町を取り戻していかなければなりません。そのために、町民の皆さんとともに復興に向けて進んでいきたいとの考えから、復興まちづくり計画策定のための「双葉町復興まちづくり委員会」が開始されました。双葉町復興まちづくり委員会は、町の復旧及び復興のあるべき姿や基本方針、仮の町を含めた復興計画に掲げる施策及び事業などの検討を行うこととしております。委員会は、双葉町議会や行政区、自治会など町の関係機関の代表者、復興やまちづくり、放射線医学などのすぐれた知見を持たれる学識経験者、若者などの町民の代表、復興まちづくり関係課の町職員など、合わせて45名の方々に構成いたしました。

第1回委員会を7月19日、双葉町埼玉支所で開催し、委員長に芝浦工業大学名誉教授の三井所清典委員、副委員長に福島大学名誉教授の鈴木浩委員と双葉町教育委員会委員長の岡村隆夫委員が選任されました。委員会においては、これまで2回にわたり会議を開催し、双葉町復興まちづくり計画の策定の進め方などについて活発な意見交換が行われているところであり、年度内には復興まちづくり計画案をまとめていただく予定で審議をお願いしているところです。

また、双葉町復興まちづくり委員会において、復興まちづくり計画を策定していくに当たっては、

町民の皆さんの意向が十分に反映された計画とするため、「7000人の復興会議」事業を実施しております。この「7000人の復興会議」は、復興まちづくり計画を策定するため、町民一人一人の思いや意見、提案を丁寧に吸い上げ、町民の皆さんの自立的復興活動を支援する目的で開催しております。会議は少人数型で、個人の意見を数多く丁寧に吸い上げるためのワークショップ形式のほか、会議での情報を町民の皆さんに公開し、遠隔地や若者の意見を吸い上げるためのインターネット会議、日記方式で自由に要望や意見を出してもらおうノート形式の3つの手法により、意見を集約していくこととしております。このうち、ワークショップ会議は、これまで福島市、東京都、柏崎市で開催しましたが、今後も加須市、郡山市、いわき市などでも開催するとともに、仮設住宅単位や団体単位、子ども会議など町民の要請に応じて随時きめ細かく開催していくこととしております。提案された意見は、双葉町復興まちづくり委員会に報告し、委員会において審議をしていただくこととしております。

今後も、福島県内外の避難者への支援、町民の皆さんの健康管理、産業の振興、そして生活の拠点づくり、迅速かつ十分な損害賠償などさまざまな課題に対して全身全霊をもって取り組んでまいりますので、議会の皆さん、町民の皆さんのご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、今議会に提案しております案件について申し上げます。詳細につきましては、提案理由の際に申し上げたいと存じますが、契約の締結が2件、専決事項が1件、条例の制定が1件、条例の一部改正が4件、教育委員会委員の任命が2件、平成24年度一般会計、特別会計の補正予算（案）が5件、平成23年度一般会計、特別会計の決算の認定が7件の合計22の案件となっております。慎重なご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎議案第49号から議案第70号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第49号から日程第26、議案第70号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号から議案第70号までを一括上程いたします。

◎提案理由の説明

○議長（佐々木清一君） 日程第27、提案理由の説明を求めます。

町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 提案理由の説明をさせていただきます。

議案第49号 物品購入契約の締結についてであります。放射線等線量計の購入について、平成24年

8月31日、4社による見積もり徴取に付した結果、株式会社アンビエントが税込価格6,804万円で決定いたしましたので、この購入契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

購入する放射線等線量計の概要ですが、ウクライナ製の線量計であり、空間放射線におけるガンマ線及びベータ線の測定機能を備え、積算線量計として活用できる機器を1,600台購入するものであります。なお、製造を担当するスパークリングビストセンター社は、チェルノブイリの事故への対応として同国の放射線計測器製造メーカーとして実績もあり、その機能と使いやすさは日本国内でも高い評価を受けております。機器の保証や利用方法等についての相談窓口も設置されますので、利用者の要望にも迅速的確に対応できるものと考え、この製品を購入するものであります。納期限については、製造台数が多いことなどから、議決をいただいた後60日以内としておりますが、早期の納入を図り、製品の納入が開始次第、順次発送する予定でおります。

議案第50号 物品購入契約の締結についてであります。マイクロバスの購入について、平成24年9月5日、1社による見積もり徴取に付した結果、福島トヨタ自動車株式会社が税込価格887万2,500円で決定いたしましたので、この購入契約を締結するに当たり、議会の議決をお願いするものであります。

購入するマイクロバスの概要ですが、トヨタコースターEX、29人乗り、6速オートマチック1台となっております。なお、車種選定に当たっては、他のメーカーとも比較しましたが、安全性、排気量、経済性、メンテナンスなどを考慮してこの製品としたものです。

議案第51号 専決第10号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第2号）についてであります。歳入歳出予算の総額43億258万5,000円のうちで、歳出の補正を行いました。民生費の災害救助費に危険木撤去委託料20万円と重機借上料5万円を追加し、これに伴い予備費を25万円減額いたしました。

議案第52号 双葉町介護保険財政安定化特例交付金基金条例の制定についてであります。第5期介護保険事業計画期間における第1号被保険者の介護保険料率の増加の抑制を行うために必要な経費として、福島県から交付される福島県介護保険財政安定化基金特例交付金を適正に管理運営するために、基金を造成するため条例を制定するものであります。

議案第53号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。平成24年4月1日を基準にした被保険者をもとに算出した税率の改正です。平均で試算した1人当たりの税額は、医療給付分で2.7%の減、後期高齢者支援金分で18.85%減、介護給付分で36.08%の減です。全体で12.73%の減となります。

議案第54号 双葉町出産祝金支給条例の一部改正についてであります。さきの東日本大震災を含む不慮の疾病、事故などにより、養育していた児童を亡くした者が、新たに出産し扶養者になった場合は、亡くした児童を現に養育しているものとみなす旨明記するため、改正するものです。

議案第55号 双葉町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部改正についてであります。平成24年10月1日から双葉町子ども医療費助成に関する規則が施行されるため、関連する条例の一部を改正するものです。

議案第56号 双葉町国民健康保険条例の一部改正についてであります。今回の改正内容は、平成24年10月1日から子どもの医療費無料化の対象年齢を現在の15歳から18歳に引き上げるもので、子供の健康を守り、安心して子育てできる環境づくりを進めるための改正です。

議案第57号 双葉町教育委員会委員の任命についてであります。双葉町教育委員会委員の岡村隆夫氏が、10月6日をもちまして任期が満了となります。岡村氏は、教育委員として7期28年間務められ、現在教育委員長として双葉町教育行政の進展に大きく貢献されております。岡村氏は、学識、人格ともすぐれた方でありまして、教育委員として適任者でありますので、再度教育委員に任命するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第58号 双葉町教育委員会委員の任命についてであります。双葉町教育委員会委員の井上了子氏が、10月27日をもちまして任期が満了となります。井上氏は、教育委員として平成14年10月から10年間務められ、双葉町教育行政の進展に大きく貢献されております。井上氏は、学識、人格ともすぐれた方でありまして、教育委員として適任者でありますので、再度教育委員に任命するに当たり、議会の同意をお願いするものであります。

議案第59号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出それぞれ10億1,200万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は53億1,459万円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。町税は、固定資産税の増収により4億5,800万円の追加、地方交付税は普通交付税交付額の決定により5,513万円の追加となりました。

国庫支出金は、児童措置費国庫負担金45万2,000円の追加、県支出金は災害救助費県負担金や農業振興費県補助金、応急仮設住宅維持管理事業費補助金など、合わせて8,314万5,000円の追加となりました。

財産収入は、基金利子129万6,000円の追加、寄附金は一般寄附金とふるさと応援寄附金、合わせて252万5,000円の追加となりました。

繰入金は、介護保険特別会計と後期高齢者医療特別会計繰入金、合わせて2,171万6,000円の追加、繰越金は3億3,536万円の追加、諸収入は公有建物災害見舞金や東日本大震災復興宝くじ交付金及び財団法人全国市町村振興協会災害対策支援金など、合わせて7,632万9,000円追加、町債は臨時財政対策債発行可能額の決定により2,100万円の減額となりました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、公的個人認証システム構築経費や仮庁舎建築調査設計業務委託料の増額などにより6,134万2,000円の追加となりました。

民生費は、第5期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画災害ニーズ調査委託料や子どもの医療費助成の対象年齢の拡大に伴う電算システム改修経費、災害弔慰金の増額などにより1億294万8,000円の追加となりました。

衛生費は、健康手帳作成業務委託料や内部被曝検査経費、双葉地方水道企業団負担金の増額など1,310万7,000円の追加となりました。

農林水産業費は、園芸産地等復興支援事業補助金などの増額により1,503万5,000円の追加、土木費は深谷跨線人道橋応急復旧に係る測量設計委託料の増額などにより846万7,000円の追加となりました。

諸支出金は、決算剰余金の財政調整基金への積み立てや寄附金の各種基金への積み立てなど7億6,066万2,000円の追加となりました。予備費に3,844万6,000円を追加いたしました。

次に、議案第60号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ7,853万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は11億253万8,000円になります。

歳入の主なものは、繰入金が212万3,000円の追加、繰越金が7,640万8,000円の追加となります。

歳出の主なものは、一部負担金免除証明書の発行事務等のため、総務費の総務管理費188万7,000円の追加、保険給付費の療養諸費619万7,000円の追加、退職者医療交付金返還金875万7,000円を追加いたしました。

議案第61号 平成24年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ3万6,000円を追加し、総額は3億4,019万3,000円となります。

歳入につきましては、前年度繰越金187万円を追加し、一般会計繰入金が183万4,000円の減額となります。

歳出につきましては、総務管理費の職員手当等が2万5,000円及び共済費が1万1,000円の追加となります。

議案第62号 平成24年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入歳出それぞれ2億2,188万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額が8億4,257万5,000円となります。

歳入の主なものは、介護保険料の減免や利用者負担軽減のために交付される国庫補助金の災害臨時特例補助金6,446万7,000円、財政安定化基金特例交付金182万1,000円、繰越金1億5,219万6,000円がそれぞれ追加になります。

歳出の主なものは、保険給付費2,660万円、国庫負担金過年度分返還金などの償還金及び還付加算金が1億7,202万3,000円、また繰越金2,113万8,000円がそれぞれ追加となります。

議案第63号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります。今回の補正は、歳入歳出それぞれ3,686万2,000円を減額し、歳入歳出予算総額が2,143万円となりました。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料の減免により3,752万1,000円の減額、前年度繰越金が66万3,000円の追加となります。

歳出の主なものは、保険料の減免に伴い、福島県後期高齢者医療広域連合納付金が3,752万円の減額、一般会計への繰出金が57万8,000円の追加となります。

訂正をさせていただきます。さきの議案第62号の後段の部分で、私が負担金過年度分返還金の次の

中で、「繰越金」と読んだようですが、「繰出金」の間違いでございますので、訂正をお願いいたします。

議案第64号 平成23年度双葉町一般会計決算額は、歳入総額80億2,168万7,000円、歳出総額が75億4,426万4,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は4億7,742万3,000円となり、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源4,206万2,000円を差し引いた実質収支は、4億3,536万1,000円となりました。前年度と比較し、歳入が19億3,348万円、31.8%の増、歳出が20億542万7,000円、36.2%の増となりました。

歳入の決算概要について申し上げます。

町税は13億9,343万2,000円で、東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する税の免除等の措置による町民税や固定資産税の減などによりまして、前年度と比較し6億6,494万6,000円の減となりました。

地方交付税は20億3,435万2,000円で、震災復興分などの特別交付税の増により16億9,007万3,000円の増となりました。

国庫支出金は12億3,381万4,000円で、電源立地地域対策交付金の初期対策分などの減により9億4,802万9,000円の減、県支出金は18億1,052万6,000円で、災害救助費や核燃料税交付金の特別分の交付などにより14億8,625万1,000円の増となりました。

繰入金は5億5,352万6,000円で、公共用施設維持基金や公共用施設事業運営基金など各種基金から5億4,500万1,000円の繰り入れを行い、各種事務事業に充当いたしました。

諸収入は1億692万6,000円で、東日本大震災復興宝くじ交付金及び財団法人全国市町村振興協会災害対策支援金、郵政事業震災配分金などにより4,919万2,000円の増、町債は臨時財政対策債1億9,130万円を借り入れ、前年度と比較し3,020万円の減となりました。

次に、歳出の決算概要について性質別に申し上げます。

人件費は7億8,337万5,000円で、前年度と比較し9,004万9,000円の減、扶助費は5億2,608万9,000円で、災害救助費の増などにより1億5,303万7,000円の増、公債費は3億9,499万7,000円で、1億1,511万9,000円の減となりました。

普通建設事業費は1億6,990万7,000円で、原子力災害による事業の休止等により6億3,101万7,000円の減となりました。

補助費等は3億7,464万2,000円で、双葉地方広域市町村圏組合や双葉地方水道企業団への負担金等の減により2億2,401万3,000円の減、国民健康保険特別会計や介護保険特別会計などへの繰出金は6億4,095万6,000円で、3,191万1,000円の増、積立金は41億5,903万7,000円で29万3,650万5,000円の増、財政調整基金や公共用施設事業運営基金、東日本大震災復興基金などへ積み立てを行いました。

なお、歳出予算に対する執行率は、93.5%になっております。

議案第65号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計決算額は、歳入総額が11億2,350万1,000円と

なり、このうち国庫支出金は6億5,972万円で、そのうち療養給付費等負担金が1億3,154万4,000円、高額医療費共同事業負担金が294万4,000円、財政調整交付金が1億5,893万3,000円、災害臨時特例補助金が3億6,568万2,000円となっております。

また、県支出金の高額医療共同事業負担金が294万4,000円、財政調整交付金が3,222万7,000円となっております。

社会保険診療報酬支払基金からの療養給付費交付金が4,389万2,000円、前期高齢者交付金が1億6,269万3,000円、国民健康保険団体連合会からの高額医療共同事業交付金が1,258万8,000円、保険財政共同安定化事業交付金が9,381万6,000円となっております。繰入金は、一般会計から6,936万4,000円となっております。

歳出総額は10億4,708万9,000円となり、そのうち保険給付費が8億194万1,000円、後期高齢者支援金が8,549万3,000円、介護納付金が4,161万9,000円、共同事業拠出金が8,793万6,000円、保健事業費が426万6,000円となっております。

歳入歳出差し引き7,641万2,000円は、翌年度に繰り越しいたしました。

議案第66号 平成23年度双葉町公有林整備事業特別会計決算についてであります。歳入歳出とも617万2,000円となりました。歳入は、一般会計繰入金617万2,000円となっております。歳出は、公有林整備事業費73万2,000円、公債費の償還元金440万1,000円、償還利子103万9,000円となっております。

議案第67号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計決算についてであります。歳入総額は3億6,164万5,000円、歳出総額が3億5,907万5,000円で、歳入歳出差引額257万円は、翌年度へ繰り越しとなります。

歳入は、一般会計繰入金3億4,363万6,000円、繰越金1,791万9,000円が主なものであります。

次に、歳出についてであります。公共下水道事業費では、平成22年度からの事故繰り越しとして、下水道使用料徴収事務委託料231万1,000円、下水道台帳整備委託料168万円、浄化センター維持管理委託料が629万3,000円などであります。

公債費は、借り入れ町債残高27億9,531万7,000円の元利償還金3億2,901万8,000円を支出しております。

平成23年度歳出総額を前年度と比較すると、4,850万7,000円の減額となっております。

議案第68号 平成23年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算についてであります。歳入は前年度からの繰越金13万円2,000円であります。

歳出は、団地管理費等の経費を計上していましたが、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故で警戒区域となり、立ち入りが禁止されているため、管理等の歳出額はゼロ円であります。

議案第69号 平成23年度双葉町介護保険特別会計決算額は、歳入総額が7億8,022万4,000円となりました。歳入の主なものは、国庫支出金が災害臨時特例補助金など3億7,943万4,000円、社会保険診

療報酬支払基金からの介護給付費交付金が1億8,766万8,000円、県支出金が9,519万8,000円、一般会計繰入金が1億484万1,000円となっております。

歳出総額は6億1,981万6,000円となり、そのうち介護保険の主体であります保険給付費が4億8,652万6,000円で、歳出全体の78.5%を占めております。また、地域支援事業費が879万4,000円、償還金及び還付加算金が9,550万4,000円、一般会計繰出金が797万5,000円となっております。

議案第70号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算額は、歳入総額が2,495万2,000円で、うち繰入金が2,152万6,000円で、歳入総額の86.3%を占めております。このうち後期高齢者医療保険基盤安定繰入金が1,682万3,000円、事務費繰入金が470万3,000円となっております。

歳出総額は2,428万8,000円で、うち後期高齢者医療広域連合納付金が1,682万6,000円となり、歳出総額の69.3%を占めております。また、総務費が653万9,000円で、うち一般管理費が653万1,000円、賦課徴収費が8,000円となっております。

以上、提案いたしました議案についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎監査報告

○議長（佐々木清一君） ここで監査委員の報告を求めますが、事前に審査意見書を配付しておりますので、重点的な報告にとどめたいとの申し出がありました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

監査委員、五十嵐一雄君。

（監査委員 五十嵐一雄君登壇）

○監査委員（五十嵐一雄君） 監査委員の五十嵐でございます。23年度の決算監査を7月31日から8月3日まで4日間行いました。詳しくは、今議長が言われましたように、審査意見書を読んでもいただければわかると思います。

また、双葉町財政健全化及び経営健全化については、単年度で18.3%の実質公債費であり、3年平均では20.9%となっており、25%を下回っておりますので、問題はなくなりました。

財政分析については、現状の中では依存財源が67.5%を占めておりますので、依存財源に頼るしかないというふうに考えていますので、分析すること自体は無理かなと、こんなふうに思っています。

ただ、来年度以降については、一般質問の中でありませうように、どんな予算が来るのか、町税が収納できない中、どんなふうになるかと非常に心配もしておりますが、現実的には町税の大半を占める固定資産税の償却資産、一時的ではありますが、核燃料税の交付等も受けながら、町を運営していくしかないのかなと、こんなふうに思っております。

実は、私自身も8月21日に建設課職員と双葉町に帰ってまいりました。道路、公共施設を見て回り

ましたけれども、とてもとても簡単に帰れる状況にはございません。これからどうなるのかなと、こんなふうに思いながら、監査というか巡回をしてまいりました。これは監査意見には上がっていませんでしたけれども、とにかく私のところにもたくさんの町民から電話をいただきまして、何とかしてくれと、こういう話で、私は行政のほうではないので、そのことはこういうことですよというような状況だけお話ししておきましたので、ひとつ町、議会一体になって、早く帰れるようにぜひお願いしたいと思います。

以上をもちまして審査意見といたします。

○議長（佐々木清一君） 監査委員の報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時57分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成24年第3回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成24年9月19日（水曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

2番 白 岩 寿 夫 君

5番 菅 野 博 紀 君

6番 清 川 泰 弘 君

1番 羽 山 君 子 君

3番 岩 本 久 人 君

7番 伊 澤 史 朗 君

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	岩本久人君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	伊澤史朗君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
副町長	井上一芳君
教育長兼 職務代理者 教育総務課長	高野憲一君
秘書広報課長	大住宗重君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼企画課長	駒田義誌君
税務課長	大沼武君
福島支所長兼 建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	竹本良一君
産業振興課長兼 農業委員会 農事局長兼 コミュニティ センター所長	山下正夫君
会計管理者	半谷安子君
生涯学習課長	今泉祐一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号2番、白岩寿夫君の一般質問を許可いたします。

2番、白岩寿夫君。

（2番 白岩寿夫君登壇）

○2番（白岩寿夫君） おはようございます。議席番号2番、通告番号1番、白岩寿夫、一般質問を行います。

仮設住宅の対応について。前回の6月の定例議会でも質問しましたが、いつ起こるかわからない火災や仮設住宅敷地内での交通事故など、6月の定例議会以降、安全対策はどのようになっていますか、町長にお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 2番、白岩寿夫議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

いつ起こるかわからない火災や仮設住宅敷地内での交通事故など、6月定例議会以降安全対策はどのようになっていますかとのおたがしであります。前回の一般質問の中で双葉地方広域市町村圏組合消防本部に大型消火器の設置について各町村に配備するよう福島県と協議中であり、どうしてもできない場合には町で配備する方針をお示しいたしましたが、改めて消防本部及び福島県にその後の経過を確認したところ、仮設住宅を所管する福島県建築住宅課としては、法律上問題のないよう配置しており、また他の市町村も同様とのことで、対応はできませんとの回答でありました。このため、グループホーム「せんだんの家」及びサポートセンター「ひだまり」があり、自治会からの要望がありましたいわき市南台応急仮設住宅に、町単独事業において、万一の火災発生時に備え、大型消火器3台を設置するために必要な購入予算を本定例議会に計上しております。また、引き続き消防署の指導をいただき、火災予防啓発活動に取り組み、防火対策を推進してまいります。

交通事故対策では、管轄する地元警察署のご協力により、7月以降2回の交通教室を開催しておりますが、うち1回は高齢者を対象に実施しております。また、地元交通安全協会より「止まれ」ステッカーの支援がありましたので、仮設内における子供たちへの飛び出し防止への注意を喚起いたしております。

なお、これらの事故防止策のほかにも、交通安全運動キャンペーン等の機会をとらえ、日ごろから事故防止への意識の向上を図ることで、避難生活が長期化する中、引き続き交通安全対策に努めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） いわき市の仮設住宅ですが、たくさんのお年寄りがいます。約250世帯400人、高齢者と言われる65歳以上50世帯約100人、65歳以上のひとり暮らし35人、75歳以上の人56人、80歳以上の人33人、90歳以上3人、子供のいない世帯230世帯、子供がいる世帯20世帯、このような状況であります。

お年寄りの多いいわき市の仮設では、朝、昼、晩と毎日食事の準備をガスコンロで行っております。ガスコンロの火は、つけっ放しにしても自動的にとまることをお年寄りの方は知っているせいか、ガスコンロの火をつけ忘れても、そのうち火はとまるからと言ってそんなに気にしないで話に夢中です。確かにガスコンロの火は、自動的に温度が上がると炎が小さくなってとまります。そこで、私の6月定例議会の仮設住宅敷地内での安全対策の質問に対して町長の答弁は、仮設住宅は、応急的に整備されたことから、限られた施設に棟続きの戸別住宅が連立しており、万が一火が発生した場合は、隣接住宅への延焼が免れない状況にあります。このため、基準より消火器が設置されているほか、全戸に小型の消火器を配置し、火災発生時の初期消火に備えており、大型消火器を各市町村に配置し、火災発生時の初期消火に備えており、大型消火器を各市町村に配置するよう福島県と協議中であるということですを先ほど町長も言うておりました。配置できない場合は、町で配置すると町長は言うていますが、あれから何カ月たちましたか。6月の定例会の私の一般質問から約3カ月がたちました。その間、火災もなく、その点では大丈夫でしたが、町長は、いまだ大型の消火器を各棟に備えていません。そして、小型消火器を配置し、火災発生時の初期消火に備えると言うていますが、箱の中に入ったままの消火器が仮設の室内に置いてあります。まして老人の方は、火が出たら仮設内での火をとめることが可能でしょうか。火を消すより逃げたほうが早いのではないのでしょうか。

それから、大型の消火器を各市町村に配布するよう福島県と協議中であると言うていますが、その場合は、町で配置するとも先ほど町長が言うていましたが、いまだ何にも整っていません。火災は、夏、冬関係なく発生します。冬に向かっての備えでしょうか。早いうちに仮設内に消火器を、棟1本ではなく、先ほど町長が言うたとおり、数多くの消火器を、そして消火訓練を仮設で行うことが大切だと思います。消火器は棟に1つではなく、1つでは消火器は棟1つ、火をとめることはできません。外にある消火器、放射時間は15秒です。それでも消火は無理だと思います。いわきの仮設では、

双葉町消防団第1、第2分団の消防ポンプ自動車があります。これを利用した消火方法を考えてもよいのではないのでしょうか。今ある室内の小型の消火器の放射時間は12秒です。棟に室内に1つしかありません。これが老人に対してどのように影響があるのでしょうか、火災を守ることができるのでしょうか。消火器は、棟外にある消火器は15秒とありますが、これで住民の生命と財産が守れますか。双葉町は、双葉町で苦労してつくり上げた財産が原発によって全て失われ、今度は仮設の中で少ないお金で少しの財産をつくり、また火災で失ってしまったら、本当に何もなくなってしまいますよ。一体どうすればよいのでしょうか、わからなくなってしまいます。町長、早いうちに対応を望みますが、どのような考えをしておりますか。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 白岩議員の再質問にお答えいたします。

私は、先ほど先議会におけるご質問に対する回答をさせていただきました。その中で、県とも県の住宅管理担当部局とも、あるいは消防本部とも協議した結果、県の判断では必要ないという判断をされました。それでは心もとないということで、大型消火器を3台設置するべき予算を要求いたしております。今質問されたことについて、今後精査して、なお今細かい配慮についてのおただしについて、もう一度消火担当者、防火担当者と協議をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 次に、仮設敷地内での交通事故なのですが、大変お年寄りの方が多く、押し車で押しながらお年寄りの方が歩いております。そして、そこに今度物置ができるようになりました。大変住民の方は喜んでいますが、物置ができると一番町民の方が心配しているのは、子供の自転車で、今子供たちが物すごい勢いで遊んでおります。そうすると、棟と棟の間に、子供たちのところに止まれという、道路にパンダの絵で左右確認とか、そういうことでとまるようにの指示はついていますが、子供たちは、そういうことを構わず、思いっきり道路に飛び出してきました。そして、車と接触するような危ないことが見えるので、子供に対しては、やっぱり親もきちんと安全のために注意しなければならないのかもしれませんが、そのままの状態になっております。そして、仮設の隣の住宅の子供たちも学校から帰ってくると、自転車に乗ってお互いに、早く言えば鬼ごっこのような感じで、物すごいスピードであの仮設内を走ってまわります。そのために、物置ができたため、この子供の視野がかなり見えなくなってしまいました。確かに住民は、あの物置を喜んでいるのですが、やはり危険だなと、今でも話しております。やはりこれは、交通安全教室とか、そういう問題ではなく、住民とやはりその子を持つ親のやはり子供に対する安全の教育をしなければならないのではないかなと思えます。あそこで事故でも遭ったら大変なことになります。まして仮設以外の隣の住宅の人も来ています。その人までも巻き込んでしまったら、あのいわきの南台の仮設に住めないような状態になるのではないかなと私は考えます。これは、早い対応を私は考えなければならないと思っております。本当に物置も大切です。でも、あれだけ視野が狭くなったためにいろいろなことが起きるのであれば、やはり

その対応をするべきと思います。

それから、安全管理について、子供だけでなく、おじいちゃん、おばあちゃんも押し車で、やはり子供のようにある程度のスピードで動いてくるので、そのおじいちゃん、おばあちゃんにもやはりある程度のことをやはりみんなで話し合いながら進めなければならないと思っていますが、なかなか私も注意はいろいろしたのですが、やはり聞く耳は持っていません。やっぱり自分のことなので、やはり注意しなければならないと思いますが、周りでやはり相当心配しております。前回でも私言いましたが、やはりあそこに車を仮設内にやはり入れない、これが一番の対策ではないかなと思います。せっかくの駐車場があるのですから、あそこからもう入ってはいけないということにしないと、事故があったのでは、もう大変なことになります。町長、このことについてどう考えておりますか。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 白岩議員の再々質問にお答えいたします。

まず1点は、子供の自転車のスピードと物置の設置によって影ができてしまうと、事故が心配であると。もう一つは、高齢者の方も手押し車でかなり早く走るため事故が心配だというお話をお聞きしました。それと相まって、仮設内に車を、いわゆる決められた場所ではないところに車を入れる心配も、この3点指摘されましたので、この件に関しましては、福島支所の責任者として自治会の会長さんと協議しまして、ご意見があったことを踏まえて協議をいたしまして、その効果が出るような計らいをお願いしてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 次に、住民の一時立ち入りについてですが、なかなか自由に自宅に戻れない中、一時帰宅の立ち入りの許可が受けたが都合が悪くなり帰宅ができなくなった場合、猶予期間が必要と思いますが、どのように考えていますか、町長にお尋ねします。

○議長（佐々木清一君） 白岩議員さん、これ今の質問は2つあるのですけれども。

○2番（白岩寿夫君） 済みません。もう一つは、放射線量の多い区域に入る場合は、十分な安全管理が必要と思われませんが、どのような対策を考えていますか、町長にお尋ねします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） まず、一時帰宅の立ち入りの許可について、猶予期間が必要ではないかとおたがひであります。町民の皆様の一時的帰宅に関しましては、内閣府の原子力災害対策本部であるオフサイトセンターにて作成される計画案により、双葉、浪江、大熊、富岡の関係各町との協議を経て日程が決定されております。町民の皆様の都合により、やむを得ず帰宅を中止せざるを得なくなった場合には、双葉町に割り当てされている別の日程をお知らせして、再度予定を組んでいただいております。

なお、各巡目の後半期間やほかの日程にあきがない場合などは、オフサイトセンターと関係各町との協議を経て、予備日程期間中に双葉町の割り当て日を設定し、対応させていただいております。

また、予備日程でも都合が折り合わない場合につきましては、次の巡目での一時帰宅をご検討させていただきます。

次に、放射線量の多い区域に入る場合は、十分な安全管理が必要と思われませんが、どのような対策を考えていますかとのおたただしですが、一時帰宅の実施に際し、オフサイトセンターモニタリング班が前日に立ち入り、区域内の空間放射線量事前測定を実施し、帰宅期間中に立ち入り者の被曝線量が1ミリシーベルトを超えないことを確認した上で一時帰宅が行われております。また、立ち入られる方には、1人ずつ積算線量計を渡し、一時帰宅中の皆様の積算線量計を計測させていただき、帰り際にそれぞれお知らせしております。

町民の皆様の安全確保のため、一時帰宅中は、双葉町内に安全管理者、放射線管理者、町職員を乗せた巡回バスを運行するほか、警察や消防機関とも連携体制を整えております。また、巡回バスでは、午前と午後にそれぞれ町内のパトロールを実施しており、町民の皆様より無線にて連絡があった際には、要望に応じて現場に向かい放射線量を計測するなど、アクシデント解決のための初動対応に当たっております。

町民の皆様の一時帰宅中に町内初め警戒区域内で不測の事態が発生した場合には、中継基地と巡回バス、警察、消防機関、電力事業者が連携し、町民の皆様の安全確保に努めております。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 放射線量の多い地区に入る場合は、十分な安全管理が必要と先ほど私が質問しましたが、なぜこういうことを質問するかといいますと、9月に双葉町の線量の高い区域にお母さんと、あと16歳ぐらいの若い子供が入りました。そこで、一時帰宅していろいろうちを見ながら帰ってくる途中、線量計を確認したら、お母さんの線量計が121マイクロシーベルトでした。16歳の子供の線量計が357マイクロシーベルトでした。かなり高い。それで、ちょうど帰ってくる途中、仮設に寄りまして、私のうちにちょっと話しに来たのですが、やはりかなりお母さんもショックを受けておりました。幾ら子供に言われても、もう最初は子供を断っていたのですが、やはり1度でいいからということでお母さんも許可して、2人で入ったそうですが、この結果を見て、もう涙ぐんで、どうしたらいいのだということで、かなりショックを受けておりました。こういうことで、やはり線量の高いところに入るときは、やはり東電側も十分な説明としっかりした対応が必要だと思います。これについて町長どう考えていますか。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 白岩議員の再質問にお答えいたします。

これは、大変大きな問題であります。要するに、今双葉町が20ミリシーベルトを境に区域の見直しをされておりますが、このような事実を国がやはり知るべきであると思います。オフサイトセンターが許可を出す場合には、それなりの責任のもとに出されていると思いますが、この事実をよくオフサイトセンターに伝え、その回答を求めたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） このような状態で、もう線量を浴びてしまった。これは、もうしようがないと言えちよっと悲しいのですが、やはりこれからの対応が、その16歳という若い人の入る場合の、これからの対応がどんどん進まなくてはいけないと思います。今後あってはならないので、もうどんどん入る前の注意やら安全対策やら、入るときのどこの地区に入るなど、きちっと調べた中で、やはり入る人に対して厳しく注意をすること、これが一番だと思いますが、そのほかいろいろな対応があれば、やはり町としてもやらなければならないと思います。これは、東電で、東京電力の人が一応確認をして、そして言った言葉が、機械の誤作動ではないかということも言っていました。そのほか、外に出て、土の上に、高いところに線量計を置いたのではないかとということも説明されたそうです。でも、本人は、うちの中には置いたと、外には絶対置いていませんということで、お互いやりとりがあったみたいで、そういう話もおかしいと思うので、やはり一時立ち入りした日は9月の1日です。お母さんと子供です。名前は言いません。大変なことになるので。そういう対応を町長、しっかりとお願いしたいです。どういう考えがあるか、町長お答え願えればお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 再々質問にお答えいたします。

今のお言葉、非常に大切に重要であると、そのように思います。今最初にお答えした中には、放射線管理者、安全管理者が同行しているとお答えしましたが、このような事実があつて、機械の誤作動ということだけでは解決できない話と受けとめました。したがって、この話をもう少し白岩議員にお聞きして、しかるべく町としてのオフサイトセンターへの注意並びに回答を求めたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君。

○2番（白岩寿夫君） 子供の問題なので、やはり対応をしっかりとお願いして、_____

（「3番」と言う人あり）

○2番（白岩寿夫君） 3番です。済みません。

（「やらなくていいんじゃないの」と言う人あり）

○2番（白岩寿夫君） 言います。忘れてしまいました。

○議長（佐々木清一君） やるのですね。

○2番（白岩寿夫君） はい。

◎発言の取り消し

○2番（白岩寿夫君） 今の発言取り消します。

○議長（佐々木清一君） 2番、白岩寿夫君から「_____」という言葉がありました。再度通告したとおり質問したいという旨がありましたので、許可してよろしいですか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 2番、白岩寿夫君。

○2番(白岩寿夫君) 年度内に役場の本体機能を福島県に戻すことについて。今現在どのような状況になっているのかご説明をお願いします。

○議長(佐々木清一君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) 役場本体機能を県内に戻すことについてのおただしであります。議会特別委員会の結果を踏まえて、6月定例会以降2回にわたり役場機能移転庁内検討委員会を開催し、町民の皆様の生活支援、効果的な行政サービスの維持継続が可能な地域であること。さらには、安全が確認できるまでの間の中長期的にわたる避難を支えることが可能な地域であることを前提条件に場所の選定を行っているところであります。

しかし、一方的に場所を選定しても、受け入れ自治体の意向が最も重要ですので、現在協議を進めているところであります。さらに、仮庁舎の建設についても概略設計を行っているところであり、今議会には、土地の測量並びに建築設計費を計上したところであります。建築費が固まり次第、仮設庁舎建築費の予算化をお願いしたいと考えております。また、概略設計に関しては、他の町村が建築した仮庁舎の基準も参考とし、職員1人当たりの必要面積並びに会議室等を含めて規模を決定したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(佐々木清一君) 2番、白岩寿夫君。

○2番(白岩寿夫君) 先ほどの町長の答弁にありますが、今まで双葉町住民含めて、私たちがどのような状況で進んでいたのか、全くわからないことでした。今その町長の意見で、年度内に本当に今進んでいる状況の中で、年度内に本当に戻れるのでしょうか、町長、お願いします。

○議長(佐々木清一君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) 白岩議員の再質問にお答えします。

今そのように努力をしているところであります。

○議長(佐々木清一君) 2番、白岩寿夫君。

○2番(白岩寿夫君) 今から福島県に戻る期間、時間は余りないと思います。そのように感じますが、本当に戻れるかどうか心配です。このような双葉町もばらばらになってしまった、そして早く1つにしなければならぬ、その中で、やはり町長の動きが全然どのような今状態になっているかということが知らされていない、わからない、そのために住民の皆さんも本当に心配しております。町長、今あと何カ月もありません。住民が期待しているように、本体機能を福島県内に戻す、これをもう一度約束してください。

○議長(佐々木清一君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) 再々質問にお答えいたします。

先ほども申しましたように、そのように取り組んでおります。

○2番（白岩寿夫君） 終わります。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。
5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。通告番号2番、議席番号5番、菅野博紀、通告に従い一般質問させていただきます。

東日本大震災並びに福島第一原子力発電所事故から1年半がたち、今なお避難生活が続いていますが、補償、賠償に関しては何も進まず、精神的、体力的にも限界を感じている町民が多くいるように思いますが、行政として何ができるのか、何をしなくてはいけないのか、町民の声を聞いているのか、町民の意見が通らないように思います。そしてまた、6月定例会では、質問に対しての答弁がもらえず、非常に残念です。きょうの一般質問では、質問に対しての答弁を誠意を持っていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1番、町賠償について。町で東京電力株式会社に出した賠償請求の期間と賠償に関する計算方法、一部の町民の方々に町賠償に関して取り下げると約束したそうですが、取り下げをしたのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 5番、菅野博紀議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

まず、町賠償について。町で東京電力株式会社に出した賠償請求の期間と賠償に関する計算方法、一部の町民の方々に町賠償に関して取り下げると約束したそうですが、取り下げしたのかとのおたがしですが、損害賠償の期間については、長期にわたり財物が使用できないことから、再調達価格を賠償金額としており、期間はありません。

次に、計算方法についてですが、土地については、宅地は平成23年1月1日現在の公示地価、平成22年7月1日現在の基準値標準価格を平成23年1月1日現在の固定資産評価額で除した平均値を係数とし、この係数に固定資産評価額を乗じて事故前評価額としています。宅地以外は、平成22年度双葉町公共用敷地取得価格を事故前評価額としています。

なお、土地については、民法上の所有権移転の観点から減価率を90%としています。建物については、減価率を100%とし、事故前評価額は、町が加入している財団法人全国自治協会の建物災害共済及び社団法人全国公営住宅火災共済機構の住宅災害共済における共済基準額を事故前評価額としています。北小学校については、耐震補強、改造工事については、工事費用も入っております。また、取り下げについては、1人の町民からの意見として伺っていますが、現在取り下げは行っておりません。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） では、ちょっとここで再質問させていただきます。

再調達価格という言葉が出ましたけれども、本当に再調達できる価格なのでしょうか。町で体育館使用料等ありますよね、ちゃんと規定が。土地に対しても、平米幾らとか、そういうものが基準になっていないというのは、何でなのかなというのと、をまず1つ聞きたいのです。

それと、今回前例にないようなこの避難生活なのですよね。それに対して、これ町民の意見が全然入らないままにこういうものを出していいのか。試算でやると、不動産、土地でいうと1.46倍ぐらいですよね、土地、不動産評価額も町で出したの。大体そのぐらいの計算だと思うのです。それで、今回国、東電が示している1.43倍、そんなに変わりがないのではないですか。結局個人の賠償が始まらないうちに町がそういうものを出して、その影響がなかったとは、これ言えないのではないのかなというのが1つ思うのですけれども、それに関してちょっとお答えください。

それで、これ1人の町民からというお話ありましたけれども、私議会議員で全協の中でも、これに関しては、取り下げするようにお話させていただきました。結局は、これ町民とか議会の意見なんか聞いていないと。そういうことになるのではないですか。町民の方が発した、1人が言えば1人の意見なのかと。それに反論した人がいたのかいないのか。反論した人がみんないるのであれば、それは1人の意見かもしれませんけれども、議会でもこの問題は全協でやっていますから、取り下げしていただきたいということ。これはおかしいということ、議会にも町民にもちゃんとした相談もなく、町の財産をそういう評価をするのはおかしい。ましてや期間も決まっていらないではないですか。長期間といいますけれども、どのぐらいの期間ですか、ちゃんとお答えになっていないですよ、町長。これは、期間ちゃんと言ってください。再調達価格ではなくて、わかりますけれども、その期間、土地はずっと自分のものなのですよね。その期間をちゃんと示してください。90%出した期間、これは全然お答えになっていませんので、それは期間をはっきりと、今お答えいただきたいと思います。

今後これ本当にこういう影響がどんどん出てきたときに、執行者としての責任は、どういうふうに感じているのかなと。期間も出していない、ましてやその再調達価格、再調達できるのですか。これ最後のほうの問題になりますけれども、町としてそのものが再調達できるのかできないのか、そこら辺もちょっとお答えしてください。この金額でできるのかできないのか、お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 1人の方で意見であって、そのための全体の議論はなかったというふうに認識しております。説明会の席上、町民の方から意見が出ましたけれども、それが全ての意見というふうには、まだ私には判断しかねるところがありますので、取り下げには至っておりません。

あと、今の再調達あるいはそれ以外の質問については、総務課長から説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 菅野議員の質問にお答え申し上げたいと思います。

再調達できるのかということですが、建物につきましては、100%の分を見ております。土

地については、所有権の移転の民法上関係もございまして、90%ということで見てください。

○5番（菅野博紀君） 議長、質問に答えていませんね。

○議長（佐々木清一君） 済みません、待ってください。

2つ質問、これあるので、期間を示すこと、町長の責任はどうなるのかということ。

○5番（菅野博紀君） あと議会とも全協の話もあるので。

○議長（佐々木清一君） 総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 質問にお答えいたします。

再調達ということで考えてございます。

それから、期間でございますが、期間につきましては、設定しておりません。なぜかといいますと、現実として建物の価値は、全く喪失したということでございますので、それが使えなくなったということになりましたので、全額賠償の対象としたということでございます。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 全員協議会で菅野議員からそのような話は出されました。その会議録もちょっとひも解いてみないと正確にはお答えできないのですが、そこで全会一致という形とは、私は受けとめておりませんでしたので、その会議録をちょっと見させていただいて、どのような私が話をしてどのように決まったか確認をさせていただいた後に、私の責任ということは言及したいと思います。

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午前 9時50分

再開 午前 9時51分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 再度ご質問にお答えいたします。

再調達の価格ということで、できるということでございます。それからでございますが、期間を設定していないのかということでございますが、これ一般の町民の方の賠償でもそうですが、5年経過すると全額賠償ということになってございます。町としては、初めから全額賠償のような形で、建物の価値を失ったということでございますので、全額賠償を請求したところでございます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これは、本当にちょっと前回の不信任案でも一般質問、具体的な内容は答弁がないと、これに関して町長言っていますけれども、これは本当に誠意を持って答えていないではないですか。聞いていることに答えてくださいって私最初に言っているのです。6月議会でも言いましたから。それをあれして再々質問させてもらいます。

町長と全協でお話しするときには、そういう問題が出たら、今度は議長、議決をとらなくてはなら

なくなりますよね。そういう議論をしたときに、町民の意見として、私たちはお話ししていますけれども、そういう言い逃れみたいなあれではなくて、ちゃんとした形で私は議論しているのですよ、質問しているのですよ。それは、ちょっとおかしいですよ。全協で町の行く末、そういうものをお話ししているときに、全員の総意ではないと。では、反論が出ましたか、その全協で。それはおかしいですよ、町長言っているのは。

それと、いろんなところの資料を調べているのはわかります。わかりますけれども、結局町で出しているようなことが、最後の質問にちょっと重複しますけれども、出てきているのですよ、期限の設定がない。5年間とか普通に考えれば、本当に総務課長今お答えになりましたけれども、同じような建物が192億円とあと追加で出したもので、出してあるのだから、まだそれはあれしていませんけれども、それで本当に学校2つと中学校、あと公共施設全部、下水道から何から192億円でできるのですか。今のあれでできるのですかって。とてもではないけれども、そんなできないと思いますよ、私は。それに関して、本当に試算が出ているのか、試算を出してちゃんとそこまでできているのかお答えしていただきたいです。

それと、これに関しては、私は取り下げするべきだと思うのです。結局は、執行部サイドで勝手に決めたことと私は認識しています。町民に問いましたか、議会でその話が出たときに、そういう議論が出ましたよね。なぜこんなこの財産に係る、町民の財産ですから、町の財産は。それを執行部の考えだけでこれは出せるというのは、非常におかしいと思います。それに関して町長、お答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 再度質問にお答えいたします。

議決事項もいろいろございます。また、執行部としての執行の中での仕事もございます。その辺は、十分検討したつもりであります。請求に当たっては、やはり東京電力が会社更生法に行くのかどうなのかという思いもございました。やはりスピード感を持って対応しないと、いわゆるこれから時効ということも上がってきますので、そういうような状況の判断の中で町の権利を確保するというところで、請求がこれで終わったわけではなくて、まだまだこれから続きますけれども、とりあえずできるものから請求をしていくということは、十分弁護士と協議しながら、そしてまた過去の事例の問題も協議しながらやった、その結果出た金額でございます。したがって、議会を無視したということではなくて、執行側のできるだけスピード感を持ってやるということの中の判断で行いましたので、今議会と、あるいは町民と議論したのかと言われれば、これはしておりませんでした。これは、菅野議員からお叱りを受けるのは当然でございますが、やはり今こうして今になってみますと、もう本当にどこをどういうふうにして請求すればいいのか、いろいろ見えてくることもあるかもしれませんが、当時としては、弁護士とよく相談した中での最良の策ということで行いましたので、その辺は今もそのように考えております。

○議長（佐々木清一君） 町長、取り下げるべきだという菅野議員からの論なのですが、これについ

ての答弁は。

○町長（井戸川克隆君） 取り下げを云々については、今後ともこれから弁護士ともよく相談して、その判断に誤りがあったのかどうか含めて、検討はさせていただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 次の質問に入る前に、弁護士と相談して、町民と議会とは相談しないような執行部では、本当に信用できないなど。今の一般質問では、この質問に関しては、非常に遺憾に思いました。町長、本当にメディアとか、そういう前で議会、町民と話し合いながら決めていきますと、うそはつかないようにお願いします。弁護士とお話するのだったら、弁護士はお話するという今の答弁、よく心に刻んでおきます。

では、2番の7,000人の復興会議について。7,000人の復興会議は、誰のためのものなのか。また、会議の進め方について、町長の考え方をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 7,000人の復興会議についてのおただしであります。7,000人の復興会議では、双葉町復興まちづくり委員会において、復興まちづくり計画を策定していくに当たり、町民の皆様が十分に反映された計画とするため、町民一人一人の双葉町の将来像に対する意見を求めるために実施しているものであります。その点、ご指摘の7,000人の復興会議は誰のものかというお尋ねについては、町民一人一人が町の将来について考える機会を提供するものであり、町民の皆さんのために実施しているものであります。

また、会議の進め方についてお尋ねがありましたが、7,000人の復興会議は、現在多くの避難者がいる地域を対象としてワークショップなどの会議を開催しているほか、今後若者などを対象としたインターネットの意見投稿、また町民一人一人にまちづくりノートを配布して、紙面による自由な意見を求めるなど、さまざまな手段を用いて、町民一人一人の意見をできるだけ酌み取るものです。この目的を踏まえ、会議の運営についても、町民の皆さんが意見を出しやすい仕組みとなるよう、復興まちづくり委員会でご議論をいただきながら進めていくものと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 町民のための復興会議と今答弁いただきました。これ最初の委員会で私も参加させていただいています。その中で、委員長とか副委員長、全部選任がもう事務局案、もう最初から決まっていますよね。それで、委員長の発言の中に、私は頼まれたのだという話もあります。聞いています。これは誰が頼んだのですか、町長。それを1つお答えください。

あと、委員会の進め方ですよね。進め方に関しても、これは事務局案で全部進んでいますよね。委員が発言してもとめられる。若い子たちが頑張って発言しているものに関してもとめられる。あげくの果てには、その福島であったその会議の中で、そういうところで発言してくださいと言われて、その子たちは発言をしました。そして、そこでも報道によって紛糾ですね、紛糾したということで、報

道されたことに関して、この事務局の一部がすごいブログが、ブログではないツイッター出していますよね、これ。これは、議会からもう持っていつていますよね。それは見えていますよね。このことに関して私は企画課長に言ったら、個人的なことだと。行政にかかわるこんな大事なことに関して個人的なことです。これは、全くもって行政としては情けないですよね。今復興を町民の方々と一緒にやっていくという中で、その事務局の一部が内容、ちゃんとした内容だったらいいのですよ。全然違うような内容をこういうものに出して、あげくの果てに議会誹謗中傷するような内容ですよね。これに関して、これは個人的なことで済むのかどうなのか。1回これ町から文書なりなんなり行って、委員長が議会に説明に9月3日の日に来ています。その後、今度はブログのほうでまた出ていますよね、これね。反省も何もない。これ今後の町としての対応、それとちゃんとした町民のための復興まちづくり委員会をつくってほしいと思います。これ3月までときのうも町長行政報告の中で言っていますけれども、3月までって何で期限つけるのですか。みんな本気になってやる中で、期限よりもちゃんとしたものをつくるべきだと思いませんか。もともとこれはもう昨年からやるべきだという話が出ているわけではないですか。それで、この中の内容の1つに、ちょっとあれですけども、議会で予算を請求して通しておいて、半年もたてば忘れたかというような内容のことが書いてあります。うちの同僚議員寝ていたのかというようなことも書いてあります、議会中に。これは、町としてこれは町として議会に誹謗中傷しているのと変わらないですよ。それに対しての責任は、町長これはすごくありますよね。委員にも話させない。もう勝手に決まっていることに承認もしないで進めていく中で、これは町民のための復興まちづくりって本当に言えるのか、そこら辺もお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 再質問にお答えいたします。

人事についてですが、委員の人選については、承認をいたしました。委員の皆さんから委員会における経過については、委嘱状交付も委員会のほうに私のほうは付託をいたしております。したがって、この委員会における進め方については、直接関与をいたす立場ではないということで、会議をしておりません。あくまで委員会で発生したものは、委員会で全員の中で協議をしていただかないと、私に対する報告が遅れることに大変危惧の念を持っております。事務局の一部ということでございますが、それはいわゆる業者でありますので、そのブログについての内容については、私も拝見しておりますが、やはりいわゆる当たらないというふうに思っております。町長名で注意文書を出しております。しかし、その注意文書についての反応は、いささか私にとっても対応があいまいだなというふうに思っております。これから町を、せっかくいい町をつくらうとしている中で、このような議論が進められていることについては、非常に私は困惑をしているところでございます。

町としての対応ということですが、やはり指導的な立場の中での指導は必要と思っておりますので、業者の指導はしてまいりたいと思いますが、そのいわゆる業者としての行動について、これは指導になるだけで、全くその業者の行動をいわゆる全面管理できないところにちょっと辛さを感じておりま

す。ブログの内容については、私もあってはならない内容だというふうに憤りを思っております。

期限を設けたのはおかしいということですが、早くしないとこの問題は、どの会場に行っても町民から早くしろという意見がございますので、その辺の期限、これは来年度予算の関係もございまして、なるべく年度内で私はお願いしたいと考えております。結果として、町民のためのまちづくりのために委員会が機能していただきたいと心から願っております。あくまで委員会の中で皆さんで検討されて、いろんな問題、全ての問題を委員会の中で決定されるものと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○5番（菅野博紀君） 委員長になっていません、誰が頼んだのかということを知っていますが、私は。自分で委員長が言っていますからね、それは。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 委員長にお願いした原案は、いわゆる企画課内で作って、これをこれでいいのかということについては、あくまでもその会議の中で全員の方の意見を踏まえて決めるようにということで私は承認を、承認というか納得をしたところでございます。

○5番（菅野博紀君） 委員長はやってくれと頼まれたと言っているのです、委員長が。誰が頼んだのですかと聞いているのです。

○議長（佐々木清一君） ちょっと休議します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時14分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

後ろの時計で10分間だけ休議します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時24分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 復興会議そのものは、私は委嘱状交付のとき以外は、出席もしていませんので、詳しい内容をこの場で聞かれても詳しくお答えできませんが、いわゆる全てが委員会の中でやっていただきたいと私は思うわけでございますが、その誰が選んだのかということについては、企画課長のほうからお答えをさせます。

○議長（佐々木清一君） 駒田企画課長。

○企画課長（駒田義誌君） では、委員長、委員会における委員長選任の経緯についてご答弁申し上げます。

まず、委員長第1回の委員会におきまして委員長及び副委員長については、委員の皆様などに対して事務局の推薦案という形で事務局からご推薦を申し上げました。その点につきましては、菅野議員のほうから事務局案ということではないのではないかとというご意見もいただきましたが、その場で事務局のほうから、ではどなたかご適任がいらっしゃいますかというふうに投げかけましたところ、それに対して一任というお話がありましたので、事務局の一任のさせてよろしいですかというご了解をいただきまして、委員長として三井所委員長、鈴木副委員長、岡村副委員長をご推薦申し上げ、異議なしということでしたので、委員会において選任されたというふうに理解をさせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 済みません、誰が頼んだのかって聞いているのですよ、私は。そんなこと聞いていないではないですか。時間だけとられて、そういうのはおかしいですよ。答弁になっていないではないですか。休議いいですか。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時28分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

駒田企画課長。

○企画課長（駒田義誌君） 事務局案、委員長、副委員長についての事務局案をつくりました際に、事務局案をつくっておりますけれども、この事務局案をつくる際に、委員の就任をお願いした、委員長、両副委員長に対しては、企画課員のほうから委員の就任のお願いに当たり、候補としてお願いをさせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 双葉町を本当にわかる方に私は委員長になってもらいたいと思います。結局はお願いしているのではないですか、町長。企画課員のほうから候補としてそういうふうな要はもう裏で話は通っているわけではないですか。頼んでいるということですよ、企画課員から。これが町民のためですかって。こういうことをやっていて本当にいいのかなと私は思います。この答弁、たったそれだけの答弁をやるのに10分からの休議を入れて、何回も答弁やり直して、これが本当に誠意ある答弁とは私は思いません。

あと、では次の質問、次の質問というか再々質問に入らせていただきますけれども、これまた委員長発言で、福島に行ったときに、福島の会議をやったときに、この案が、案というのは、要はこの復興まちづくりのこういうものが町で決まっているので、これを採用されたので、このまま通すというような発言がありました。それでは、町民主体ではないではないですか。結局、これ全部ありますよね、こういうものね。最初の案とか書いてあるものありますけれども、こういうものは、あとノート、

持ってきていませんけれども、こういうものは、委員会の承認も何もしないで進んでいるのですよ。町長が委員の皆さんの活発な意見とかいろいろなものを聞きながら、やってみようというようなことを委員会に任せていると言いますが、全然それちょっと違うと思いますよね。何でこれこういうのできているのですか、最初から。ましてや、この復興委員会に関しては、このブログに関しては、私町民の若い方に教えていただきました。こういう書かれているからもう行きたくない。全然内容が違ふと。これ何人参加すれば成功なのか、成功ではないのかということの一つ人数をきっぱり言っていたきたいです。過半数以上なりなんなりというのを、これに参加する人がいれば成功なのか、その成功内容というのもちょうと線引いてほしいというのと、これ議会に対してのこの、これはちょっと許せるようなものではありません。指導なりなんなり、町として文書出して、議会には全然あれないです。ごめんなさいなりなんりの文書もなければ何でもないです。これは、議会全体にして町の予算に対してこれは議論していますよ。全協でも議論していますよ。その中身が全然違ふ、この中身が全然違ふ。書いてあることが。寝ていたとか、すごいあれになると、これ「ばか議員」なんて書いてあるのですよ。「頑張らねば。おばか政治家なんかに負けないぞ」って。その後の10日に出したブログの中では、「ありがとう攻撃を受けています。何が目的なのかな、怖い。民のためとは思えない行為です」。私たちは、双葉町民のために一生懸命頑張っているつもりです。全然知らない人がこういうことを書かれて、それで町としての対応が私は不満です。指導するだけで、それで双葉町としていいのか悪いのか、これははっきり言ってください。

それと、この案が通ったらそのまま進めていいというのは、これは双葉の町民の皆さんとか委員の意向が通っていると私には到底思えません。私は関係ないでは、町長、執行者として言い逃れできないですよ。この予算は、町長から提案あったのですからね。提案あって議会と、議会はそれで町のため、町民のためになるのだったらということで、賛成して出しているわけですから、委員会に任せていますではないですからね、執行部案ですから、あくまでも。その責任は重いですよ、こういうことまでなったら。こういうふうになっているのであれば、真意ではないですもの、全然。それに対してどういう町長は今後、責任に対してお伺いいたします。どういう責任をとるのか、こういうものに対して。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 菅野議員の質問にお答えいたします。

町長がどう責任とるのかということでございますが、いわゆる今まさに復興会議のほうに、皆さんのほうにこの問題は委嘱をしております。その場の話が、この私どものほうに入ってくることで自分がおかしいわけでございますので、そのようなことに至った経緯をやはり正さなければなりません。この私の今の立場で皆様方に委嘱をしている立場でとる責任というのは、よく精査しなければわかりませんが、まず議論は全て委員会の中でやっていただいて、そして成果を持っていい議論の中の成果を私は今期待しているところでございます。多くの町民の皆さんもそれは期待していると思いま

すので、そのような方向に進むことをまず願っております。原案がどうのこうのと言われても、この原案については、やはり仕事の仕方としての原案かというふうに理解をしておりますが、執行部というか我々の側でそれを準備するものでもなく、やはり作業、仕事を請け負っている業者がそれをつくっているわけですので、その仕事の中身は、今後きちっとしていただかないといけません。それをブログ等の問題で、今こういう問題になっていることについて、私は本当に心から憤慨しておりますので、そのもとを今後精査して、しかるべき対処をしていきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） まだお答えになっていないことありますけれども、時間もありますので、次に進めたいと思います。

3番、双葉町弁護団について。町民の方々に期待させた精神的慰謝料は増額されたのか、平成24年8月末までの実績をお聞きしたい。また、不動産、建物、財物等に関する対応は、行政として考えているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 双葉町弁護団による精神的慰謝料についてのおたただしでありましたが、精神的損害については、原子力賠償紛争審査会の中間指針が、1人当たり月10万円を下限とする基準を示しているのに対して、双葉町弁護団は、1人当たり月35万円を基準として東京電力に請求をしているものと承知しております。しかしながら、この双葉町弁護団の請求に対して、これまで月35万円の精神的損害が認められたとの報告は受けておりません。

また、不動産等の財物の補償に対する行政の対応についてのおたただしでありましたが、財物の賠償基準については、これまで双葉郡として国との協議を重ねてきましたが、その協議が全て整うことなく、7月20日に経済産業省から避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方が公表され、これを踏まえて7月24日に東京電力から避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施が公表されました。町及び双葉郡として今回の発表は、あくまでも下限となるべきものと理解しております。今回の賠償基準にはいまだ不十分な点も多く見られますので、双葉郡8町村として要求書を国に提出しているところです。また、これまで18回にわたって開催した住民説明会において、町民の皆さんから賠償基準に納得できないという意見が多く出されたところでもあります。このことから、町民の皆さんは、基準にとらわれず、自己の責任において、正々堂々と自己主張されることをお願いしてきました。こうした点を踏まえて、今後とも双葉郡のほかの7町村とも連携しながら、賠償基準の見直しを国に求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これ町で予算として、町民の方々は本当に期待されましたよね。私は、今の答えの中で、実績出ていますか、聞いているのです。最初の案に。実績はゼロなのか何件かあるのか、最初の質問からもうこれ再質問になってしまうのですよね。議長、これ再質問ですよ。答弁が答弁漏れが多過ぎて、これは誠意を持った問題だと思っておりますので、まずそこを1つお聞きします。そこを

実績、何人その35万円になったのかどうなのかということ。

それと、補償が遅れば遅れるほど個人個人の負担ははかり知れないものになっていくと思うのですけれども、町長、この18カ所回ったと言いますけれども、私18カ所の1カ所もちょっと個人的な都合で行っていません。ただ、町民の方から、いろいろなお電話をいただきました。お話も聞きました。町長は、国、東電のせいにはばかりして、自分の言い逃れだと言っている町民の方々もいらっしやいます。町長、もっと町民と話さないから、そういうような意見が出てくるのですよ。結局町長、これテーブルにつきましたよ、ちゃんと聞きましたか、国からの説明、区域割とか、そういうものに対して、これ飛び火するわけでも何でもなく、これそれが決まらないと、動産関係に関しては、ならないのですよね。説明聞かないから、町民にも説明聞いて交渉のテーブルに乗らないから、これ進まないのではないのですか。だから、補償賠償が遅れば遅れるほど個人個人の負担は、はかり知れないものになりますって、もらっていない人いっぱいいらっしやるのですよ。これに関して、どういうお考えなのか、これもお答えください。

あと、これ普通に個人個人の賠償に関しては、側面的な支援でよかったのではないかと私は思いますよ、普通に。それであれば、交渉の場を設けて、東海村さんで臨界事故があったときも、事例って町長本読んでもうおわかりですよ。前にも私議会で言いましたよ。結局町民の方と当事者と、職員、役場、行政で用意した方と3者面談させながら、そうやって進めていくという方向性をとった事例もあるのです。そういう事例とか、そういうものを臨界事故というかこの原子力事故であったのは、日本では東海村さんぐらいしかないとと思うのです。そういうものを行政としてなぜちゃんと調べてそういうことをやらないのかなと。途中でやめなくて、一生懸命お金もらえなくていらっしやる方もいっぱいいます。それに関してやったことも本当責任、責任と言うようですよけれども、町長、前に何の責任がありますかというあれをしているので、それに対しては大きな責任ですよ、これは。財政再建、財政再建と言って、お金あれしますと言って、要らない予算を使っているのではないのかなというところがちょっと見えてきているなというので、この質問も入れさせてもらいました。

それと、財物に関して、交渉するものに関して、これは町長、話を聞かないのではなくて聞くべきだと思いますよ。聞いて、ちゃんと町民、議会と話し合った中で、こっちの条件とか、そういうものをちゃんときちっとしないと、話にならないではないですか。何も話が進んでいないですよ。双葉の町民の方が、何で双葉だけこんなに遅れているのだと。内容そうではないですか、実際に。話を聞いて交渉のテーブルにつかないからそういうふうになっているのではないですか。ちゃんとあちらの話も聞いて、こちらの話もしなくてはならないというふうに思います。町長、忙しい、忙しいと言って、講演とかそういうのをやっているのだったら、もうちょっと双葉の町民と話してくださいよ。この動産関係に関したって何したって、町長これからは、議会と町民と話し合います、話し合いますなんて、幾度となく言っていますよ。6月にも言いました。6月にも言いましたけれども、町長から呼ばれた全協は、6月以降1回もなかったと私記憶しています。相談も何もしていないではないですか。結局

これ財産とかこういう補償とかに関しては、個人に対しては、非常に大事なことです。それに関してやっぱりテーブルについて、町民にもちゃんとした情報を伝えなくてはならないのが執行者の役目だと思います。それに関して町長のお考えをお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 再質問にお答えいたします。

まず、実績ですが、依頼件数244世帯、9月12日までですが623人、和解仲介申し立て件数、153世帯514人、8月分までです。一部和解成立件数、埼玉県が30世帯、福島県が2世帯、全部和解成立件数、ちょっとこれ不明ですが、全部和解成立件数というのは、ちょっとわからない部分もございませうが、福島県で1世帯というふうになっております。精神的損害額35万円は、認められたという報告はございません。避難費用、給与補償などの争いのない項目について、一部和解が進められております。原子力損害賠償手続の業務委託料の執行状況ですが、23年度は433万円、24年度が186万円となっております。弁護士は、今まで24年1月以降76回説明会を開催し、参加人数は約1,800名となっております。紛争解決センターによる口頭審理が東京都あるいは騎西高校、あるいは福島県でも実施されております。

以上のような状況になっております。

国の説明を聞いたのかということですが、新しい基準については、何回とも国と我々双葉郡としての協議をいたしてまいりました。8カ町村と合同でこの問題については、何回とも郡山市等において会議を行ってきております。また、担当課長、あるいは副町村長会議も開いて、底上げを図ってきたところでございます。なかなか国のほうがかたくて、双葉郡として当たってもなかなか切り崩せないのが現状であります。まだそれはあきらめることなく今後とも要求をしていきたい、そんなことで担当副町村長会議は、継続しております。

個人的な側面ということですが、これも本当に大事であるわけですが、今なかなかこのようには、東海村のようには今は至っていないところでございます。今後検討させていただきたいと思っております。

財物についての交渉テーブルについて、これはもう先ほどお話ししたとおりですが、交渉テーブルにはずっとついてきております。しかし、問題としては、その区域の見直しによって同じ町民で差ができるということについて、できないようにということ国に申し入れをして、国のほうからその明快な回答がまだ来ていないということでもあります。ただ、国は、意見を聞かないのではなくて、意見は聞く姿勢は今見られております。その差をつくる承認について、何とか救済できないかということで、国と詳細な部分を詰めている段階でございます。町民もこれらの情報も伝えるべきということで、今精いっぱい伝えておりますが、議会の皆さんにも伝えていっているつもりでございますが、なかなかその伝えるべき情報が来ないのも現実のものでございます。今回の財物の賠償の基準についても、やはり詰めるべきところを詰めながらやってきました。7月20日になったのもぎりぎりの線で交渉し

た結果でございまして、これは双葉郡としていろいろ物を申した結果、少し遅れたのは事実でござい
ますが、何といっても、賠償が始まるのはいいのですが、終わることのまだ確たるものはつかめてお
りません。回答を得られておりません。終わりについて、5年をめどにするということで、あとは相
当期間ということであります。相当期間についてこれを聞くと、回答がないのです。しかし、我々は
賠償の打ち切りということが非常に心配であります。

南相馬の某婦人の話ですが、8月いっぱい打ち切られて、もう私たちは何でもないのでというこ
とで、涙ぐんでいました。そのようなことがあってはならないということも考えて、今国と対応して
おります。また、最近のお話でございしますが、今こういう状況でも支払いできるものは、支払うべく
国からの話が来ております。これについては、8カ町村今まとまった形でそうしてくださいというこ
とにしておりますので、条件いかにかわらず、払えるものは払っていくということに、近日中
お知らせが皆さんに行くと思います。そういう状況になっております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） それがまさしく情報ではないですか。町民に発信しなくてはならないこと
ではないですか。交渉中のこと、近々中に決まったこと、当然国から発表されることが双葉の町民には
多過ぎますよ、他町村から聞いたりと。それがおかしいと私は言っているのです。フォトフレーム
なりなんなりで、出せる手段は幾らでもあるではないですか。何のためにではそういう情報のために
フォトフレームとか何かを入れたのですか。これ言っていることが町長矛盾しています。

それと、8カ町村はわかりますけれども、ちょっと重複するので、1番目の町賠償に関しても、そ
の期限がないとか何とかというので、こういうので足引っ張られているのではないのかなと私は個人
的には思いますよ。1.46倍とか、そういうものに関してもそうだし、期限のないあるとか、それは町
民の意見を聞いて出すべきものを出していないからそういうふうになるのです。勝手なことやって
いるのですよ、逆に言えば。普通に言えば、町民の皆さんから言えば、行政が勝手なことをやっている
というふうに認識している人が多くいらっしゃるということを町長わかってもらわないと、議会、町
民と相談しますって、さっきから口酸っぱくなるぐらい言っていますけれども、全然相談しないでは
ないですか。私は、その件に関しても私知らなかったです。私が情報不足なのかどうか分からないで
すけれども、今の払える分だけ払うというのだったって、そういうのだったって知らないですよ。議会も知ら
ないですよ、実際、議員でも。議員は知っているだろうと、聞かれますけれども、これから話しま
す、これから話しますって、はや1年半過ぎています。こういうのを何と言うかということ、逆に言え
ば、私は町民を裏切っていると思うのです。議会に対したって裏切り行為ですよ。行政の考えだけ
で物が執行されるのであれば、行政ってどうなのかなと私は考えます。

それと、まずこういうものに関しての賠償、弁護団に関してのものって実績がないということであ
れば、なぜこの予算を組んだのかなと。先ほどの委嘱していますのでとかって言ったら、今度から議
会は、そういう委嘱とかそういうのは責任逃れされるので、予算を通せないのかなって私は個人的に

思いました。それは、もう町民の方々とまたゆっくり話して、そういうことも精査していかなくてはならないと思います。今の件にお答えいただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 再々質問にお答えいたします。

今最後にお答えしたことは、きのうの夕方、双葉郡内の意見調整を図ったところでございまして、まだ皆様方にこの場で今しゃべったのは、初めてになりますけれども、なかなか時間がなくて、十分お話できなかったことは、おわび申し上げます。

なかなか休みの日に文書も来て、すぐ回答をよこせみたいの部分も国からありますので、その時間もない中での議論であります。今言われたことについて、こちら執行部としては、地方自治法にのっとって精いっぱい毎日仕事をしているわけでございます。今般の事故によって災害対応、また新たな対応、そして日常業務ということで、我々役場、私も含め一丸となってやっているつもりでございまして、十分目の届かない点もあるかと思っております。これについては、おわびを申し上げたいと思っております。今後とも職員と一丸となって町民のために頑張ってまいりたいと思っております。

なお、情報がいろいろ交錯しているというのも事実でございます。なかなか出し切れないというのも事実でございます。国からの文書においても一部非公開とか、そういった文書も執行部には来ますので、その辺もご理解をいただかないと、ご理解をいただきたいなど、そんなふうに思います。誠心誠意今後も頑張ってまいりたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 11時10分まで休議します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時09分

○議長（佐々木清一君） 再開します。

通告順位3番、議席番号6番、清川泰弘君の一般質問を許可いたします。

6番、清川泰弘君。

（6番 清川泰弘君登壇）

○6番（清川泰弘君） ただいま議長のほうから登壇を許されました6番の清川であります。先ほどから大変熱のこもった答弁を聞きまして、私も質問と重複するところありますけれども、私なりに質問をしたいと思っておりますので、ひとつ簡明にお答えを願いたいと思っております。

最初であります、これは6月議会でも質問をいたしました。避難区域の再編についてということですが、このことについて、補償、賠償にも絡んで、これが決まらないと前に進まないということで、これは私も6月にも質問しました。また、白河市に来たときに副町長がお見えになりまして、そのことについて、国と相談をしていますからという話ですけれども、そのとき私もちょっと副町長に言ったのは、双葉町だけがいいよという話はないから、これは8町村でやったらどうですかという

話なのですけれども、その後どう思っているのだから、このことについてお尋ねしたいと思います。

あと、2番目の財物の賠償についてであります。これもやはり前の1番と同じく、避難区域の線引きによって変わるということを知っています。また、このことについては昨年の暮れ、いわき市で賠償についての決起集会がありました。大変盛り上がりました。そのとき、うちの町長も広域市町村会の会長ということで、多くの町民が賠償についてもいい答えが出てくるのかなと、そういうことで大変期待しておりました。それと、6月の議会でも私もこのことについて、賠償の基準は何を基準にするのですかとお尋ねしましたね。先ほどの前の方の質問に対しても、町の財産については、何と何と何があってやります、こういう答弁ありましたね。ちょっと私もメモありましたけれども。それで、財物に関して、この前建物、建築物については、平米14万という、これは最低限というのですけれども、これが最低限がもう少しアップでもいいのではないかと。それは、不満を持っていますって皆さん思っています。だから、私は6月のときに、7月の20日に国のほうから出たのです。これでやりますよという話が。基準が。だから、私は6月に、どういうあれでやるのですか。町が公共事業やるときに、あなたのうち道路にかかりますから、ちょっと移転してくれませんか。そのときはこのくらいの値段ですって、それは基準があってやるわけですね。だから、今回の場合も、我々町民が、双葉は嫌だからって帰ってしまうわけではないですね。諸般のいろいろな事情があるのだから、やっぱり最低限公共事業とダム方式とかいろいろ言っていますね。最低限、町、国、県が公共事業をやるときの単価ってありますね。そのぐらいでは最低いただきたいと。これは、町民の皆さんの、私もそうですけれども、皆さんそう思っています。それに対して8町村が国、8プラス、1ですか、県を交えて。これは副町長、その他財務関係者が集まって会議をしたと言っていますけれども、このことについても、我々は私も6月に質問しました。いわき市のこともあります。これは、非常にがっかりしています。本当にやる気になってやったのだろうか。実際この出てくるまでにこれ何回ぐらいやったのですか。

あと3つ目です。これチェルノブイリの放射線の基準について。確かに日本の場合には4倍も高いということですね。それは、基準はあくまで向こうの基準とこっちの基準ですけれども、ただ日本の場合というか世界でも医学的に、化学的に何ミリを被曝するとどうなりますなんていう、そういう論文だの学説というのは、はっきりしていないそうです。それで、そのことについて、福島県の中にも双葉の町民が三千何百人おられます。だから、それがいい悪いは別にして、町長はそのことについては、町民がいっぱいいることについては、どう思っていますか。それは、私は再質問、このことについては、再質問しません。

以上お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 6番、清川泰弘議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

ただいま簡潔な質問をいただきましたが、通告書に基づいて答えを用意しましたので、お答えをさせていただきます。

警戒区域の再編について、国との話し合いがどこまで進んでいるのか。また、国が示している3区域にするとどの地域がどの区域になるのか、区域分けを教えてくださいとおたただしですが、警戒区域の見直しを進める政府の考え方として、年間の空間放射線における原発事故に由来する追加被曝放射線量の年間被曝量の段階別に地域を3区分する方法が示されておりますが、本町においては、当初から一律同等の取り扱いを要望しておりますが、具体的な線引き案の提示は受けておりません。

既に橋葉町では、本年8月10日から避難指示解除準備区域が適用されていますが、本町のように高線量の区域が複数点在する場合は、国が示した基準によって居住人口の多い市街地や集落区域を分断する可能性があり、時代を超えて培われてきた地域コミュニティの分断、心理的な閉塞感や差別意識につながる危険性も考えられることから、こういった地域の実情を考慮した上で、同一区分での適用を国に重ねて要望し、協議を行っているところでありますが、最初に国が発表した空間放射線量推定値による段階区分の方針以降、明確な区域線引き案はいただいております。

現在、さきの報道等で発表されている年間線量段階別の航空モニタリングの結果による年間見込み被曝線量の段階分類地図による話し合いを継続しております。具体的な区域の適用案の提示がありました場合は、速やかに議会議員の皆様を初め住民の皆様へお知らせし、皆様の意見を拝聴し、国による住民説明会の実施を考えておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

次に、財物の賠償について、町として国へ働きかけを行っているかのおたただしでありましたが、不動産の賠償については、これまで双葉郡として国との協議を重ねてきましたが、その協議が全て整うことなく、7月20日に経済産業省から避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方が公表され、これを踏まえて7月24日に東京電力から避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施が公表されました。この協議の結果は、必ずしも満足のいくものではありませんが、例えば家屋の賠償基準において個別評価を盛り込むなど、協議を通じて改善されたところもあります。町及び双葉郡として今回の発表は、あくまで下限となるべきものと理解しております。これまで行ってきた住民説明会においても、不動産の賠償が低いこと、とりわけ建築年数が経過した建物について、今回の賠償基準によれば、賠償額が少ないことなどの問題点が改めて町民の皆様からも指摘されているところです。このことから、町民の皆さんは、基準にとらわれず自己の責任において正々堂々と自己主張されることをお願いしてきました。国に対してこうした町民の皆さんの声を踏まえて、生活再建が図られるような対処がなされるよう、今後とも双葉郡の他町村とも連携して、国に働きかけを進めてまいります。

次に、チェルノブイリの放射線量の基準に当てはめるとかなり高いが、福島県内に住んでいる双葉町民のことをどう思っているのかのおたただしですが、チェルノブイリ原子力発電所の爆発事故は、発電所周辺の広大な広さの国土を放射性物質によって汚染し、今もなおその影響を周辺の国々に与え続けていることは、我々の双葉町が東京電力福島第一原子力発電所の事故によりふるさとを汚染され、

立ち入り禁止区域となっている状況と同様であり、私たち自身にとっても現実問題であります。

事故環境でのチェルノブイリにおいて事故後に改訂され、長期にわたって運用されてきた基準が、これまで皆さんにお示ししてきたチェルノブイリの基準であります。この基準を当てはめれば、福島県内の多くの地域が避難義務、あるいは避難選択地域に含まれます。一方、政府は、これまでの一般公衆に適用してきた基準を目標値に改め、安全基準を空間放射線量で年間20ミリシーベルトと定め、その発がんリスクは肺がんの発生リスク以下であるとのアピールを展開しておりますが、新たなリスクを負わせることを前提と受け取れるこの安全基準が、生活環境として安全かどうかを判断するには、資料や材料に乏しく、現在も専門家のさまざまな意見が述べられております。この基準の引き上げ設定は、唐突的なものであって、安易な根拠によるものと思わざるを得ないもので、町としては、納得できるものではありません。この新たな基準の根拠についても、発がんリスク以外の明確な説明はなく、住民の多くの方は、懐疑的な目で見られるものと思います。これらの基準値は、福島県内、県外の皆様も大変気になされておるところと推察いたしますが、東京電力の原子力事故により、かつての基準の適用が困難な現実を踏まえれば、国はその放射線によるリスクをできるだけ軽減させる義務を有し、放射線量も平常値に近づく環境を早期に整えるべきものと思うものであります。それぞれの置かれている立場や職場の事情、社会的環境により、福島県内に仮の住居を選ばれた方もおられれば、苦渋の選択や自己、または家族の判断で県外へ行って住居を探された方など、それぞれの事情により避難先を選ばれていることは、悔しさと悲しさが込み上げるものであります。県内にとどまられた方々や県外に移られた方々は、やむなくそれぞれの環境で暮らさざるを得ない状況は、大変残念であります。

○議長（佐々木清一君） 6番、清川泰弘君。

○6番（清川泰弘君） 避難区域の再編についてであります。町長、町が、うちの町がこうだと言っても、では双葉だけというわけにはこれいかないでしょう。双葉だけとか大熊と双葉大変汚染というかその辺が似ていますから。それで、これやっています、やっていますと言っていますけれども、私もちょっと聞いてみたのです。このことについて何回ぐらい広域市町村圏で話し合っているのですかと。だから、とにかく町長は、いろいろ考えて物をやっているということは、それは私も認めます。その場限りではなく、物事はこれ長くかかるというのも、避難もちょっと長期にわたるのではないかと、それもわかっています。その辺をいろいろ考慮しながら対処しているということは、私も理解します。私どもは、何も町長と親のかたきではないですから、町民のためのということで。だから、私もよく言われるのですよ。議員は何を考えているのだと。町があって町民なのか、町民があって町なのかと。議会なのかと。我々は、町民のための議会ですと、こう言っています。町もそうだと思っています。だから、とにかくやっているのだと。今話中でなく、現に6月からこの9月議会まで、線引き、補償賠償、余り変わったことがないのですね。ああこれは効果はあったということね。だから、その辺で今協議してはならず、では広域市町村圏では、町長、首長が集まって何回やったと。

助役が集まって何回やったと。国もこうやって呼びつけたとかって。そういう具体的なら、ああ本当にやっているのだろうと言うけれども、やっていますと言っても、全然これ見えないし、双葉町だけが賠償でも避難区域も私もいいようにやってくれなんてはいかないですから、これはやっぱりせめて8町、4町の中でも物すごい連絡を密にして、とにかく町民が早く安心できるように、賠償決まってしまうと町民がばらばらになって町が成り立たないなんて言う人もいないけれども、それは、やっぱりこうなったら、町はなくなることはありません。町民の方がやっぱり選択肢をいろいろ選んで、どれが一番その町民に対して幸せかということ、それはやっぱり行政も考えていかなければならない。町なんかなくなりませんよ。町民が何人かなくなっても。私はそう思っているのです。やっぱり一番は、町民の個々の幸せの選択肢をいっぱいつくってやるということ。町なんかなくなりません。だから、そんなことで町長に、今後この2つの問題に取り組み方をひとつここでお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 清川議員の再質問にお答えいたします。

議員が言われるように、本当に心の痛む問題でございます。我々は、事故が起きないという、起こさないという約束のもとに原発とつき合ってまいりました。事故が起こる前は、原発は本当に東京電力本当に我々のことを考えてくれるのだなと思っておりましたが、この事故後非常に豹変しまして、我々には余り姿を出さない、見せない、そういう状況になっております。この賠償についても、区域の再編について、1つ私は国に申し上げているのは、机上論ではなくて、現地を見てよく精査をして決めていただきたいという話もさせていただいております。比較的低い地域の方が、一時帰宅をして庭木の手入れをしたと、油断をしたということでしょうけれども、そうしたら一気に線量が上がってしまったということを言われました。要するに、そういう地域も、比較的低いと言われている地域の中にもあるということも国に申し上げております。

それともう一つは、第一原子力発電所の周辺というのは、原子力発電所って今本当に安定して安全なのですかということも国に申し上げております。そういうことも踏まえた判断をしていただいて、町民が困らないようにしていただきたいということもあわせてお願いしていますが、第一原発の中のことについては一切語らずに、それは東京電力であるということで、国は一切語っておりませんけれども、あれほど危険物がぼろぼろとして黙認されている地域というのは、世界中に福島第一原発しかないのですね。そういうところ。そしてまた、放射能が今も出続けているということもございますので、やはり特別に危険な地域であるということも、今申し上げておりますが、このことについては、決して回答もいただくこともなく今まで推移しております。帰れと言われて帰った後に被曝したらどうするのだと、そういう20ミリシーベルトで安全だったならば、国でそういう安全だと言ってくれる方が先に住んでいただきたい。そして、我々にその安全を証明していただきたいというお願いをしていますが、それについても回答はない状況であります。しかしながら、やはり町民の皆様が日々困って

いることも十分わかっております。

そんな中で、今浪江町、富岡町、双葉町、葛尾村ということで、それぞれが少しずつ前進しております。双葉町も遅れをとらずに前進していきたいというふうに考えておりますが、その何%かに取り残された方をどうするかという議論もあわせてしていかないと進まないこともあります。なかなか苦渋の判断を国が我々に求めることも大変残酷な話でございます。じかに町民と接している我々が町民に差別をつけるということは、非常に困難だということもご理解いただきながら、今清川議員が言われるスピード感を持ってということも十分わかっておりますので、その思いを早く実現したいと、私も考えております。

○議長（佐々木清一君） 6番、清川泰弘君。

○6番（清川泰弘君） ただいま町長そういうことで、この賠償、避難区域の線引き、このことについては、とにかく双葉町なんていう話では、到底国ははねつけると思います。これは、8町村なりまた4町、特に大熊との連携を密にして、とにかく町民になるほどなど、やっているのだなど、そういう早いところ安心感を持てるような、そういう次の議会までに、あああれだけ進んだなどという、ひとつお願いしたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（佐々木清一君） 午前中これで休議します。午後13時から再開します。

休憩 午前11時30分

再開 午後1時00分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位4番、議席番号1番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

1番、羽山君子君。

（1番 羽山君子君登壇）

○1番（羽山君子君） ただいまより一般質問をさせていただきます。

1番、区域割について。避難区域の区域割について、双葉町として国と東電との話し合いはされていると思っております。町民の財物を算定するために区域割を公表していただかないと生活再建の計画を立てることができず困っています。いつごろ示されるかをお伺いいたします。

また、全町が町の要望どおりにならなかった場合は、どうするのかを具体的にお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

（町長 井戸川克隆君登壇）

○町長（井戸川克隆君） 1番、羽山君子議員の一般質問の通告書にお答えします。

町民の財物の算定をするための区域割の公表がいつごろ示されるか、全町が町の要望どおりにならなかった場合はどうするのかとのおたただしですが、さきに清川議員の質問にもお答えいたしました。

復興の足がかりとして警戒区域の見直しを進めたい政府は、放射線量の年間被曝線量段階別に地域を区分する方法を示されておりますが、本町においては、当初から一律同等の取り扱いを要望しており、賠償問題との理不尽な関連づけは、生活再建の妨げにもなり、困惑と怒りを覚えるものであります。

さきにも述べたとおり、国とは航空モニタリングの結果による年間見込み被曝線量の段階分類図による話し合いを継続しております。具体的な区域の適用案の提示がありました場合は、速やかに議会議員の皆様を初め住民の皆様へお知らせしたいと考えておりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

さきの国と東京電力の財物賠償基準によれば、区域割の公表によって隣接住民との賠償格差が生じることになり、コミュニティー意識の分断や再建意識の格差が生まれることは、非常に残念なことであり、なお同一基準の扱いを望むものであります。しかし、復興の足がかりとしての区域設定でもあり、早い時点での調整が必要なことは、それぞれに認識されているものと思っておりますが、その適用時期については、依然として未定となっております。

町の要望どおりにならなかった場合のお尋ねですが、町は町民等しく格差のない補償賠償を求める立場であり、あくまで加害者である東京電力と監督者である国に求めることは、当然のことと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 町長は区域割、賠償が関連しているの、納得がいけないと申しておりますが、高いハードルを設定するのは当然かと思われま。しかし、町民は先の見えないいら立ちと不安でいっぱいです。皆さん少しでも前に進みたいとおっしゃっていらっしゃるのです。また、国からの区域編成を聞いていないということは、町長として聞いて、町民に説明する責任があると思っておりますが、回答を再度お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 羽山議員の再質問にお答えいたします。

皆さんも早く知りたい、区域割を早くしていただきたいという声は、今回の住民説明会の中でも十分伺っております。いつまでも結論を出さないわけにはいきません。議会終了後そのような説明を受けて、町としての要望をどのぐらい聞いていただけるのか、もう一度確認して、本当にスピード感を持って進めたいと考えておりますが、それには何よりもやはり議会の皆さんにもご理解をいただかないと勝手に決定できないことと考えておりますので、町民の皆さんの希望をかなえられるようなことを目指してまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 情報の交換は、事実支援があると思っております。役場の掲示板に、待つな待たせるなという標語があります。早目に区域再編をお願いします。町長としてどのくらいの日程でできるのか、できれば日にちを切っていただきたいと思っております。また、お互いに国とのテーブルを持って話

されてはいかがでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 再々質問にお答えいたします。

ただいま再質問でもお答えしましたとおり、一日も早い会議を持ちたいと思っております。今のところ、相手とまだ交渉できませんので、すぐにも日にちを切って交渉を再開したいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） それでは、次に移りたいと思います。

2番、教育長人事について。双葉町には、文教のまちづくりを推進していたにもかかわらず、中学校が全国の学校に分散してしまいました。小中学校がです。子供たちの郷土愛を育むためにも、学校は福島県内に必要だという町民の意見もありますので、教育長の選任をいつなされるのかをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 教育長の選任についてのおただしですが、双葉町では、文教のまちづくりの一環として、将来を担う子供たちを育成するため、双葉町教育基本計画の目標であります、社会から求められる人材の育成の実現に向け、教育環境の充実に努めてまいりました。しかしながら、今回の震災による原発事故のため、小中学生が福島県内はもとより、全国各地に現在も避難を余儀なくされている状況となっております。学校は、地域のコミュニティーの拠点でもあり、町民の皆さんにとっても地域のシンボルである学校の存在は、大きいものがあります。学校を再開するに当たり、子供たちやその保護者の皆さんが、安心して教育ができ、子育てがしたいと思えるような環境が整っていることが必要不可欠となっておりますので、再開の時期や場所なども含め、今後町民の皆さんのご意見を踏まえながら進めていくためにも、早急に教育委員、教育長の選任が必要です。このような状況を踏まえ、学校教育、生涯学習、スポーツ、文化の振興など、双葉町教育行政全般にわたって熱意を持って取り組んでいただけるような人材を議会の皆さんと協議をさせていただきながら人選をしてみたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 6月の定例会に、臨時会を開いてでも選任すると答弁していますので、教育長人事について実行に移していただきたい。町長は、新聞の中でも学校があってこそ町として成り立つとか、誠意ある対応の中にも、双葉町の教育を受けさせたいとかも話しておられます。なぜ今まで対応しなかったのか、非常に残念です。このことについて再度答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 6月定例議会でも申し上げました。早く選任したいということでありました。何名かの方に当たってみました。なかなか同意を得られず、人選に困っておりました。今回町としては、その人選に当たって、非常に困難であることを鑑み、いろんな方法を持って募集をしてい

きたい、そのようなことを考えておりますが、一応議会の皆さんの同意を得ながらやらないといけませんので、今日に至ってもまだ選任できていないのが実情でございます。非常に私としての力量不足を感じております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 学校はいつ立ち上がるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 学校の立ち上げについては、諸般の事情、いろんな行政手続等、あるいは場所等もございますので、今後仮の町との場所の選定等にリンクされていくものと考えております。なかなか1カ所で立ち上げないと、町としての機能回復にもなりませんので、まず復興会議の中で場所の選定をされて、教育長も選任して、準備を万端にして学校は立ち上げなければならないと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） それでは、3番、中間貯蔵について。何らかの形で国からの説明は聞いていると思いますが、町民への説明はないのでしょうか。ないのはなぜですか。また、説明のレベルに至っていないのでしょうか。でも新聞では騒がれています。町民の皆さんも知る権利はあるはずですが、せめて調査候補地の地権者、町民の意見の集約など、町としてすべきではないかと思いますが、お考えをお示しいただきたいです。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 新聞に示された2カ所の調査候補地はどこなのか、国からの説明はあったのかのおたただしですが、中間貯蔵施設については、国が8月19日に開催した福島県と双葉郡との意見交換会で具体的な候補地として3町12カ所を提示し、地質調査を申し入れてきております。国から提案された候補地は、双葉町2カ所、大熊町9カ所、楡葉町1カ所で、環境大臣は、全て施設として活用させていただく。これだけの面積や容積を確保しなくては除染を実行することは難しいと述べております。県内の他市町村で出た汚染土などの搬入先として、双葉町が8市町村、大熊町は46市町村、楡葉町は2市町を受け入れるという案を提示しております。

政府は、設計の前段階となる地質調査について、地元の合意が得られればすぐに着手したいとの意向を示しておりますが、福島県知事は、提案は預からせてもらおうと受け入れるかどうかの態度を保留しております。

なお、国が示した図案における双葉町の2カ所については、詳細な図案は示されておられません。提供された図案では、双葉町総合運動公園付近と双葉町工業団地付近と思われますが、詳細なものは示されておられません。

また、会議の内容、事務レベル協議の内容についてのおたただしですが、中間貯蔵施設に関する事務レベル協議は、まだ開催しておりませんが、双葉町としては、なぜそこを候補地とし、他市町村の廃

棄物を受け入れるのかについて説明を求めておりますが、回答がありません。最終処分場の候補地が定まらない中で、中間貯蔵施設だけの話が進行しております。候補地を示された3町で、今後国から話を聞き、その結果を双葉郡として協議することとなっております。

施設の設置に当たっては、生活環境の安全が完全に担保されなければ、町民はさらに帰町をあきらめてしまいます。町民の立場、目線で誠心誠意郷土の安全を基本に置いて本件に当たってまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 今町長は、帰町を、帰るということを前提とされてお話ししておりますが、やはり本当に帰れるのかどうかというのを、きちっと国のほうから聞いていただきたいと思います。

それと、やはり町民との話し合いをしていただきたいです。今のところの現状は、全然進んでいないとか、やはりお互いに町民の方皆さん不安がっておられます。ぜひその辺、この場合、お話、賠償のことで18カ所歩いたことお話しされましたけれども、そのときにぜひそういう話もしていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 再質問にお答えいたします。

帰町、町に帰ることを前提としているというふうなご意見でございますが、区域の見直し自体が町に帰ることを考えたものであります。したがって、区域の見直しも含め、中間貯蔵施設に至ってはなおのこと、国からの説明を町内の皆さんに直接していただくことが必要であると、私のほうで全て決定するわけではありませんので、丁寧に説明を求めていきたい、そんなふう考えております。

言葉足らずだったこと申しわけありません。いつ帰れるのか、国に聞いてほしいということでございますが、先ほど申し上げましたように、区域見直しの国の考え方は、いわゆる20シーベルト以下になればということで、ライフラインの整備を図って帰ることを考えているということでございます。ただし、その20シーベルト未満にならなければ、そこは難しいということで、ライフラインの復旧について、いつどのような環境で入れるか、いつなのだとすることを国に再三尋ねておりますが、今50ミリシーベルトが5年過ぎると20ミリシーベルトに下がるだろうという説明が国からありますが、果たしてそれが本当にそうなのかということは、なってみないとわからないということで、私はその時期について国に再三質問しておりますが、明確な回答が今のところありません。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） では、4番に移りたいと思います。ホールボディカウンターの検査利用状況について。これまでの県内及び県外からのバスと車、それぞれの人数は何人ですか。

東海村、ひらた中央病院には何人の予約及び受検がありましたか。

町民全体では何人の予約及び受検がありましたか。福島県にある移動できるホールボディカウンターは利用できなかったのでしょうか。

暑い時期、埼玉まで長時間のバスで体を壊される方がいらっしゃると思いますが、添乗員はつけないのでしょうか。検査をする先生の名前を教えてください。

ホールボディを受けるばかりでなく、健康を守るために継続的なことを記録する手帳などが必要かと思われませんが、どのように考えているのか。

また、朝早く遠くから受検、健診される方に弁当は出せないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ホールボディカウンターの検査利用状況についてですが、双葉町が関与しておりますホールボディカウンターによる放射線内部被曝検査は、福島県が実施主体となり、昨年からJAEAの施設や移動検査車で実施してきた検査、双葉町がひらた中央病院と協定を結び実施してきた検査、そして双葉町が寄贈を受けた機器で実施している検査とあります。これまで県内及び県外からバスと車、それぞれの人数は何人かとのご質問ですが、双葉町が旧騎西高校保健室で実施している内部被曝検査は、9月7日現在、福島県内から車利用の方が121名、バス利用の方が31名となっております。今後県内から車利用予定の方が16名、バス利用予定の方が133名となっております。福島県外の方につきましては、車での受検となりますが、9月7日現在で210名の方が受け付けをしております。

続きまして、東海村、ひらた中央病院には、何人の予約及び受検がありましたかとのことですが、福島県が実施している東海村のJAEAの検査ではこれまで954名が、ひらた中央病院では157名が予約し、受検されております。

続きまして、町民全体では何人の予約及び受検がありましたかとのことですが、福島県実施の検査、双葉町との協定に基づくひらた中央病院での実施の検査、そして双葉町が実施の検査で、昨年から2,063名の方が予約され、9月7日現在で1,703名の方が受検されました。

続きまして、福島県内にある移動できるホールボディは、利用できなかったのですか。移動できるホールボディカウンターは、JAEAと福島県が所有しており、福島県が実施している検査で利用しておりますので、町に割当がありません。

続きまして、暑い時期、埼玉まで長時間のバスで体を壊される方を考え、添乗員はつけないのかとのことですが、バス会社との借り上げ契約におきまして、添乗員を含めて契約をいたしました。この添乗員にバスで検査に来られる方のお世話をさせていただいております。

続きまして、検査をする先生の名前とのことですが、双葉町を寄贈を受けた機器で実施している内部被曝検査は、検査の専門家から操作の研修を受けた職員が当たっております。熊本学園大学の中地教授の指導もいただいております。

続きまして、ホールボディを受けるばかりでなく、健康を守るために継続的なことを記録する手帳などが必要かと思われませんが、どのように考えているかとのことですが、内部被曝の検査などの継続的な記録は、羽山議員がおっしゃるように、大変重要なことですので、これらの検査結果など

の記録ができる、仮の名前ですが、健康手帳を今後町民に配布したいと考えております。その予算を本議会に計上したところであります。

続きまして、朝早く遠くから受検される方に弁当は出せないのかとのことですが、ことし8月から旧騎西高校で内部検査を実施しておりますが、弁当につきましては、これまで自己負担をお願いしてきました。今後とも自己負担でお願いしたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 他町村のことは聞いたのでしょうか。他町村のホールボディカウンターの被曝検査のことは、参考になされたのでしょうか。実は、私も他町村のことが気になりまして、ちょっと聞いてみました。そうしたら、福島県からのバス添乗員が付き同行いたします。弁当もお昼出ますということで、これはただなのだそうです。こういうことについて、町長の考えをお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまの再質問に対しまして健康福祉課長のほうからご説明を申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 羽山議員の質問にご説明申し上げます。

内部被曝検査で他町村で弁当が出たということではありますが、この検査につきましては、福島県が実施している検査だというふうに思われます。この検査におきまして、これまでバスで東海村等に行った場合について、弁当が出たということは承知しております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） 町民の健康は、それは一番重要なことです。でも町長は、財政再建のことをよくお話ししますが、ホールボディカウンターを福島県内に設置したら、経費節減になると思いませんか。

また、ホールボディカウンターをするためにバスを頼んでいますが、6月の定例でバスを買う予算を組みましたよね。このバスとホールボディの検査を抱き合わせることはできなかったのでしょうか。双葉町の財政も依存財源が自主財源の倍になっていることは、町長もよくおわかりなはずです。

もとに戻りますが、バス1台何人乗りで何人の方が騎西に検査にいらっしゃっているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 購入したバスで町民に対応していればバス代がかからなかった、これはおっしゃるとおりでございます。大変申しわけなく思っております。

後段のご質問に対しましては、健康福祉課長のほうから説明を申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 羽山議員のご質問にご説明申し上げます。

バスで何人の方が検査においでになったかということですが、これにつきまして先ほど町長のほうから答弁したとおりでありまして、9月7日現在で31名というふうになっております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時31分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 大変申しわけありませんでした。バスの定員とあと乗車人数ということですが、基本的に中型バスで契約をしております。29人程度というふうになりますが、あそこちらの検査を受ける人数等もありますので、20人を基本としながらこの間対応してまいりました。今回3回なのですが、この31名で3回ということになっています。最初20名なのですが、最初19人、会津白河は19人、あとは2回目が4人です。4人というふうな人数になっています。あと、3回目が6人ということです。あと9月11日が16人、9月12日11人、あと昨日ですが、15人という数になっています。これにつきましては、バス会社のほうで運行できる可能の日にちがあります。それに20人を割り振りまして、その希望者と日程等の調整をしながら行いましたので、こういった人数になっております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 1番、羽山君子君。

○1番（羽山君子君） ありがとうございます。

○議長（佐々木清一君） 通告順位5番、議席番号3番、岩本久人君の一般質問を許可いたします。

3番、岩本久人君。

（3番 岩本久人君登壇）

○3番（岩本久人君） 議席番号3番、岩本久人でございます。ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書どおり質問させていただきます。

同僚議員と質問が重複するところもありますけれども、通告書どおり質問をさせていただきます。

それでは、大きな1点目についてお伺いします。今後の町政執行についてお伺いします。去る6月に招集されました第2回定例会においての一般質問の中で、5名の議員から役場機能本体の移転について質問がありました。町長は、答弁において役場機能本体を24年度内に福島県内に戻すことを正式に表明しました。また、双葉町議会は6月議会に先立ち、役場機能移転場所に関する町民意向アンケート調査を行い、当議会に報告いたしました。町は、移転先を年間積算線量が平時の1ミリシーベル

トのところを条件に検討することとし、また仮の町、町外コミュニティについては、3年をめどに整備し、帰還時期10年を目途に考えたいという構想を述べられました。一刻も早く移転場所を決定し、直面する諸課題に対し、県、双葉郡町村と協調し、スピード感を持って解決しなければいけないと思います。そこで、数点お伺いします。

1点目は、役場機能移転について、県内受け入れ自治体との協議や場所の選定、仮庁舎設計構想など、現在までの進捗状況をお伺いします。

2点目は、双葉郡内4町が町外コミュニティ、仮の町構想を模索しておりますが、受け入れ自治体や地域住民との合意形成など諸課題があると思うが、今後の見通しなど、町としての考えをお伺いします。

大きな2点目、町民の健康管理についてお伺いします。このたびの東京電力福島第一原子力発電所事故により、大量の放射性物質が大気中に放出され、県内全域が高線量、低線量の放射性物質が広がってしまいました。放射線被曝の健康の影響は、これ以下ならば安心、これ以上ならば危険というしきい値はなく、少なければ少ないほどよいというのが放射線防護の原則であります。正しく恐れるという観点からも、正しい情報、知識を伝えることが重要であり、中長期的な健康対策が必要と思えます。したがって、環境放射能による健康被害の懸念を払拭するためにも、徹底した放射線健康調査、管理体制の構築並びに医療体制相談、補償制度の確立が求められます。そこで、放射能の影響に対する町民の健康管理施策についてお伺いします。

1点目は、18歳以下の児童生徒に対する内部被曝検査の対象者数と受検者数、また検査結果をお伺いします。

2点目ですが、埼玉支所での内部被曝において、現在までの受け付け総数と受検者数と受検率をお伺いします。

3点目ですが、個人線量計の貸与における6カ月間の積算線量の統計及び分析結果をお伺いします。

4点目は、放射線管理区域とされる3カ月積算線量1.3ミリシーベルト生活圏内での町民の健康管理対策をお伺いします。

5点目は、広島、長崎の原爆被爆者手帳に準じる放射線管理健康手帳、放射線健康管理手帳の作成、配布のお考えをお伺いします。

6点目は、毎年の特健康診査において、放射線影響に対する検査の追加項目があるのかどうかお伺いします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 3番、岩本久人議員の一般質問の通告書にお答えいたします。

まず、今後の町政執行についてについてです。今後の町政執行についてのおただしであります。役場機能移転に係る現在の進捗状況についてであります。さきの質問にもお答えいたしました。

議会特別委員会の結果を踏まえて、町民の皆さんへの生活支援、効果的な行政サービスの維持継続が可能であり、安全が確認できるまでの間の中長期的にわたる避難を支えることが可能な地域であることを前提条件に場所の選定を行っておりますが、受け入れ自治体の意向が最も重要ですので、協議を進めていくところであります。

さらに、仮庁舎の建築についても概略設計を行っているところであり、今議会には、土地の測量並びに建築設計費を計上したところであります。建築費が固まり次第、仮設庁舎建築費の予算化をお願いしたいと考えております。

また、概略設計に関しては、他の町村が建築した仮庁舎の基準も参考とし、職員1人当たりの必要面積並びに会議室等を含めて規模を決定したいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

町外コミュニティー、仮の町構想の今後の見通しについてのおただしであります。仮の町の検討に当たっては、役場と町民の皆さん双方の意向が十分に反映されなければならないと考えており、避難の長期化が見込まれる中、町民の皆さんが離れ離れになることがなきよう、事故前のコミュニティーをできる得る限り維持して、町に帰還するまでの間の生活拠点とするものであります。このため、現在町民一人一人の意見、提案を踏まえて、町の復旧及び復興の基本方針並びに仮の町を含めた復興計画に係る施策、事業の策定作業を進めているところであります。

一方で、仮の町を実現するためには、住民票を初め、教育、医療、福祉、納税、インフラ整備など、地方自治の根幹にかかわる問題をどう解決していくかが鍵にもなっております。さらには、受け入れ側の自治体や住民に対する配慮や説明をし、理解を得ることも必要であります。また、国においても法整備を行い、制度化に向けての検討とあわせ、構想実現に向けて自治体間の調整などが進められておりますが、本来であれば、事故原因者みずからが準備し、提供すべきものであります。今回は全く違っており、遠くから我々の苦しみを眺めている状況であります。仮の町の構想には、早急に体制の強化と明確な整備方針の提示、さらに整備を求めてまいりたいと考えております。町といたしましても、平成24年度内に復興まちづくり委員会において計画案の取りまとめをお願いしておりますので、ご理解をお願いします。

次に、町民の健康管理について、18歳以下の内部被曝検査の対象者と受検者数と受検率はどのことですが、平成24年8月末日現在で18歳以下の内部被曝検査の対象者は1,202名、申込者数が1,027名で、うち受検者が1,027名、対象者の85.5%となっております。

次に、埼玉支所での内部被曝検査の現在までの受け付け総数と受検者数と受検率はどのことですが、9月7日現在で申込者数が516名、受検者数が156名、受検率が30.3%となっております。

次に、個人線量計貸与における6カ月間の積算線量計の統計、分析結果はどのことですが、個人線量計の貸与は、ことし2月から開始いたしましたこの貸与期間から6カ月間の積算線量はどのことですが、線量の報告は、3カ月後と報告していただいておりますが、6カ月間の積算線量の報告は、現在回収中となっております。まだ集計しておりませんので、3カ月間の積算線量計でお答えさせていただ

きます。

線量計の貸与を受けている個人が線量計を自宅に置いて測定される方、携帯し測定する方など、それぞれさまざまな測定形態が考えられます。貸与を受けた方からの報告を集計し、3カ月積算線量を平均いたしますと、1人当たり福島県内で0.392ミリシーベルトとなっております。この数値の分析は、利用形態などがさまざまですので、難しい面がありますが、計算上この数値を日数と24時間で1時間あたりに割り返しますと、1カ月目が0.212マイクロシーベルト、2カ月が0.193マイクロシーベルト、3カ月が0.182マイクロシーベルトとなっており、線量が若干ですが減少しております。

なお、今後とも個人線量計をこの事業の目的である居住する地域などの空間放射線量をみずから把握するためにご利用いただきたいと考えております。

次に、放射線管理区域とされる3カ月間積算1.3ミリシーベルト内での健康管理対策はとのことですが、岩本議員がおっしゃるように、放射線業務を行う事業者は、電離放射線障害防止規則第3条第1項で、放射線管理区域として標識により明示しなければならない区域は、外部放射線による実行線量と空気中の放射性物質による実行線量との合計が、3カ月間につき1.3ミリシーベルトを超える恐れのある区域とされております。

1.3ミリシーベルトは、放射線業務の事業で、年間5ミリシーベルトを3カ月に割り振ったもので、現在福島県内には、この数値を超える多くの地域があります。この地域にお住まいの方の健康管理対策としては、今後被曝、とりわけ内部被曝を避ける最小限とするため、食べ物、飲物に汚染のない食品を加工するなどが重要となってきます。今後とも可能な限り被曝を避ける生活、意識、行動を心がけていただきたいと考えます。

次に、被曝者手帳に準ずる放射線管理手帳の作成、配布の考えはとのことですが、羽山議員にもお答えいたしました。内部被曝の検査などの継続的な記録が大変重要なことでありますので、これらの検査結果などの記録ができる（仮称）健康手帳を今後町民に配布したいと考えており、その補正予算を本議会に計上したところであります。

次に、特定健診で放射線影響による検査追加項目はあるのかとのことですが、直接放射線の影響による検査としての追加項目はありませんが、昨年の健診から特定健診の通常検査項目に、赤血球数、ヘマトクリット、ヘモグロビン、白血球数、白血球分画、血小板などの9項目を追加し、県民健康管理調査の検査項目と同じ項目で実施しております。このうち白血球数、白血球分画、血小板は、感染症や白血病などを見つける手がかりの検査となっております。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） ご答弁をいただきましたけれども、数点再質問をさせていただきます。

大きな1番の今後の町政執行についての1点目の役場機能移転ですが、議会でも3月議会以降特別委員会でアンケート調査をし、その結果半数近くが、いわき市48.7%という、いわき市にお願いしたいという、そういう結果が出ております。何か町長、びっくりされたのですか。町長もその結果を尊

重して、そして線量の低いところを選定するということから、当然いわき市周辺で役場機能移転は進められているというふうには私に思っております。はっきり町のほうではまだ示されていませんので、ただ進めていると。仮庁舎の設計も今回の議会で議案にありますので、以前私は副町長に、広野町の湯本出張所のあった場所、あそこをどうかなというふうなことを聞いたことがありますのですけれども、建物の大きさ的にも、敷地の面積的にも、私は十分というふうに思って、広野町が帰るということで、あの建物があくというので、十分そこを利用できるのではないかなというふうな思いで副町長に聞いたわけですが、いろいろ問題があるというようなことで、新庁舎、仮庁舎といっても、かなり予算がかかることで、既存の建物などを活かす、利活用するのも私は得策かなというふうに思っているのですけれども、これまでそのような調査を行ってきたのかどうか。具体的な場所もはっきりとおっしゃっていただきたいというふうに思いますが、そこをお願いしたいと思います。

もう一つですけれども、6月議会で高萩議員の役場機能移転についての再質問の答弁で町長は、私たちは、全国に避難している町民をお支えしていただいた地域の方のご恩を決してむげにはいけません。飛ぶ鳥跡を濁さずのたとえのごとく、礼儀正しい町民であることを示さなければなりません。恩返しもしなければならぬという答弁がありました。ちょっと何のことだったのだから、私もちょっと理解できるようなできないような気がするのですけれども、つまり埼玉県や加須市に大変お世話になったということであったというふうに思います。そういう思いのことでおっしゃったのかどうか。

役場機能が県内に移転するというふうに決めてから、これまでの経過、また移転後のことも含めて、埼玉県と加須市へ話し合いをされてきたのかどうか、その辺もちょっとお伺いしたいというふうに思います。

また、役場機能が県内に戻った際に、町民の居住整備もしなければいけないというふうに思うのですが、その辺どのように進められているのか。県外に避難されている方、埼玉県を含めて県内に戻られる方というのもしらっしゃるといふふうに思いますので、その辺の住環境整備をどういうふうに進めているのかどうかもお伺いします。

2点目の仮の町についてであります。現在避難状況、県内3,624人、県外3,353人という状況の中で、県内でもいわき市が1,353名を初め、中通りにもかなり分散して避難をされています。3年をめぐりに町長は仮の町というふうな考えのようではございますけれども、本当にこの町長の考えは、1カ所に集中してつくりたいということではございますけれども、それが実現できるのでしょうか。どの程度の仮の町の規模を考えているのでしょうか。

過日、いわき市長と郡8町村との仮の町についての意見交換会がありました。いわき市長からは、町外コミュニティーは分散型の提案がありました。市長、市民と交流しながら地域づくりを一緒にやりましょう。市民と避難者の融和が大切という、市長もいろいろと考えがあつての発言だといふふうに思いますが、町長は、分散型では弊害があると。一緒に住まない町にならないといふような、自

分の考えとは大きな開きがあるというふうな否定的なことをおっしゃっていました。どういうことなのか私もちよっと、町長の考えですから、また独断でいろいろおっしゃったのかどうかわかりませんが、ほかの首長さんは、一定の理解を示しているようですけれども、いわき市長も双葉郡のために県へ復興公営住宅の早期整備というふうに求めているわけなのですよ。現在1,353人がいわき市にお世話になっているわけですよ。役場機能の場所というものも考える上で、町民が一番多くいるいわき市へ協力を求めなければいけないのではなかったのかなというふうに思うのですが、大熊、浪江、富岡と一緒に協力して、仮の町構想を要請できなかった理由をお伺いいたします。

それと、大きな2点目、町民の健康管理についてであります。1から3の質問で答弁をいただいた、18歳以下の児童生徒の内部被曝への検査結果、埼玉支所で行っているホールボディカウンターのこれまでの検査結果、各世帯へ対応している個人積算線量計の統計などを伺いましたが、いずれもこれらのデータが放射線の影響に対する健康管理の基礎的な資料、データベースになると思います。現在避難している場所の居住環境を知ることが、放射線から身を守る上で重要だと思えます。今議会にも個人線量計の購入を議案にもあります。今後このような検査の取り組みを数年にわたって継続していくのかどうかお伺いいたします。

それと、放射線健康リスクの管理という点からも、放射線の専門医師など、健康アドバイザーを委嘱して勉強会や健康管理へのアドバイス、放射線への悩み相談など、健康不安解消につながるというふうに思いますが、その辺の設置のほうのお考えがあるのかどうかお伺いいたします。

また、今埼玉支所にホールボディカウンターがありますけれども、今後役場機能が県内に移った場合に、このホールボディカウンターを移動するのか、県内のほうに移動するのかどうか。また、新たな性能のいいそのホールボディカウンターを設置するのかどうか、その購入についてもちよっとお伺いいたします。

4点目の放射線管理区域の対策ですけれども、町長は、私ら町民に、このチェルノブイリよりも4倍高い福島県の避難基準を送りつけてきました。小さい資料ですけれども、町長が6月に大きな資料をパネルでここで答弁していましたけれども、こういう小さいものを送って来ましたけれども、これどう思うのか、私は理解にちよっと苦しむのですけれども、福島県民も5ミリシーベルト以上あるから、全県民に避難してくれというような、そういう意味のことなのか、ちよっと本当にびっくりしてしまうのですけれども。昨年3月11日以降、15万5,000人がその避難をしております。約6万人が県外へ避難しております。県外に避難している人たちも好きで県外に避難しているわけでもなく、県内にとどまっている方も、今現在放射線とやっぱり闘っているのですよね、向き合っているわけですよ。何よりもその中通りにもホットスポット、特定干渉地域の人たちは、この記事を見れば、どう思うのかなというふうに私は思われるのです。私もちよっと調べて、そのチェルノブイリの基準、これベラルーシ共和国の基準で、ベラルーシ被災者救護のための法令で、1991年12月11日に採択されたそうです。5ミリシーベルト以上は、居住禁止区域ということを示したようです。1991年ですから、

チェルノブイリが1986年、5年後にこれを出しているのですよね。5年経過してこういう基準を出しているのですよ。旧ソ連では1年目には100ミリシーベルト、2年目は50ミリ、三、四年目には30ミリ、そして5年目に5ミリシーベルトというふうになったわけです。最終的な1ミリシーベルトの基準は、事故から13年目というふうなことだそうです。以前町長は、原発の中の放射線管理区域では飲食はできませんよと私におっしゃったことがありますけれども、県内はそういう放射線管理区域であるというようなことを町長はおっしゃっていたと思うのです。日本の基準は4倍も高いことに対して、殺人行為だというふうにも言っています。であれば、県内にいる我々に対して、こういったことを示すことは、_____ではないかというふうに思うのです。どういう趣旨でこの資料を町長は、住民説明会でもこれが、この資料がありましたよね。この資料を私は撤回してほしいというふうに思うのです。その趣旨を、撤回も含めてお伺いいたします。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 岩本議員の再質問にお答えいたします。

まず、受け入れ先との関係でございますが、今いわき市の名前を出されました。以前いわき市において我々8町村と市長さんの会議がございました。その中で、非常に市長さんが立腹をされていたということがございます。それは、やはり市民感情ということで、大変厳しいご意見を承ってまいりました。好きで避難しているわけではなく、何ともならない中での避難をしているわけでございますが、やはり悪いところだけが表に出て、全てが悪いというような評判になっているようなことが市民の中でささやかれているということで、大変残念でなりません。我々は、一体どこにどのようにすればいいのかということで、私があえていわき市の名前を出さずに今まで来たのは、そういう背景を考慮したためでございます。この名前を私が出すに当たっては、よく市長さんと合意を図ってしなければならぬということを考えておりますので、かえってこの場でもいわき市に限っての話でなくて、含まれているということをご理解をいただきたいと思っております。

地域とのご縁ということでございますが、埼玉県と加須市に対しての県のご縁の返し方の話については、まだそういう状況ではないということで話はしておりません。

戻った場合の町民の居住の整備、これは大変大事なことでありますので、今福島県と協議中でございます。福島県も大変心配しておりまして、今仲介を買っていただいております。

それから、町外コミュニティーの問題です。いわき市長さんは、分散型ということを考えております。分散型でよろしいかどうか含めて、私は一体とならない1カ所に町民の総勢最大7,000人の町民でございますので、1カ所でなければ学校の再開が難しいのではないかなど。それから、離れ離れになるとそれぞれの地域の格差が見えてきたときに、やはり町民の皆さんの考え方にいろいろな考えが出てくると、そういうおそれがあることもありますので、でき得る限り1カ所でというふうな話をしております。ただ、これはやはり最終的には受け入れ先の自治体との協議になりますので、その

辺は議会の皆さんともこの問題については協議をしながら、町民の皆さんの安定した生活ができることを考えるべきものと考えておりますが、今の時点では、1カ所という話をさせていただいております。どこまでもどこまでも1カ所でいけるものと考えております。希望としては、1カ所ということで申し上げております。

いわきで郡内のよその首長さんは、一定の理解を示しているということでもあります。それは、人口の多さのことからもあるかと思いますが、それぞれの首長さんの考えの中で、町民の皆さんとの合意形成の中でやっていますので、その辺については、言及は避けたいと思いますが、今のような理由から、現在いわき市に1カ所をお願いしたいという協力を求めている、求めたことはありません。今後市民の中で今後国が入った形の会議があるかと思いますが、その席の中でそれぞれのメリット、デメリットを考慮しながら話し合いをしていきたいと、そんなふうに思いますので、少し時間をいただきたいと思います。

このホールボディカウンター検査ですね、健康検査、これは今後ずっとしなければならないことになりますので、ずっとずっと検査はしていく必要があるというふうに考えております。2年に1回とかという県の判断がございしますが、町としては、最低1年に1回はしないといけないというふうに考えておりますので、そのような方向でいきたいと思っております。

健康アドバイザーのいわゆる放射能の専門のアドバイザーについてですが、これはぜひ必要だというふうに考えております。何人かの方の専門家がおりますので、今後協議をさせていただきながら設けていきたいと考えております。

騎西にあるホールボディカウンターをどうするのかということですが、ホールボディカウンターで検査する限界を超えて今いるのかなというふうに思うところもございします。血液、尿、甲状腺と、いろいろまだまだ検査が行き届かない部分もございしますので、それらの取り組みの中で、ホールボディカウンターの位置づけというのは、検討していかなければならないと考えておりますので、新たな購入についても、その必要性を十分考えながら検討をしていかなければならないものと思っております。ずっとずっとこの騎西に置いておくという考えではありません。複合的な考えの中で位置づけをしていきたいと、そんなふうに考えております。

私が示している基準表、本来より高い基準表についてでございますが、これは環境大臣と8プラス、1プラス、1の席上で私が提示をしまして、どうしてこれが執行できないのかということをお聞きしたところ、大臣は、この件はよくわかっている。私も勉強しているから十分わかっているのだというお話がありました。そこで、5年間も苦勞していろんな事例があつてできたこの基準を、なぜ福島県では5年間も、今後どういうふうに時間かけるのかわかりませんが、すぐ実行できないのですかと言ったら、その後の回答はございませんでした。私の質問に対して回答がございませんでした。取り下げろという言葉でございますが、私は、これを1つのもう忌まわしいチェルノブイリ周辺の子供たちの状況の中で、再び同じようなことが福島県内であつてはならないということから、世間に訴

えているところでございます。取り下げることについては、今後よく熟慮してまいりたいと思います。

◎発言の取り消し

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） それでは、最後の質問になりますけれども、再々質問になりますが、今の町長の答弁をいただきました。

まずその前に、先ほどの私チェルノブイリよりも4倍高い福島の高標準というお話の中で、_____というふうな表現をいたしましたけれども、その部分を取り下げさせていただきたいと思いますが、議長お諮りをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 今岩本議員のほうから、先ほどの再質問の中で_____という言葉を使ってしまったということで、それを取り消したいというような申し出がありましたので、お諮りします。

岩本議員の申し出に対して、許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） それでは、岩本議員の先ほどの発言については、取り消しという許可をいたします。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 仮の町についての町長の答弁で、いわき市との話し合いの中で、それであくまでも私は1カ所だというふうに言うておられますし、それでなぜ浪江、大熊、双葉と一緒にあってそのいわき市長に要望できなかったのかということの質問なのです。それに対して答弁がちゃんとされていないというふうに思うのですけれども、そこを1つお願いしたいと思いますし、1カ所って言い切っていますけれども、町長は、一方これから復興計画を進める中で、町民の意見を聞いて、復興計画の中に当然町外コミュニティー、セカンドタウンというようなことも、これまちづくり委員会、また7,000人会議の中で、町民の方から意見をいただかなくてはいけないにもかかわらず、なぜ自分でそういうふうに1カ所だというふうに押し切ってしまうのですか。その辺ちょっとおかしいと思うのです。それだったら、もう仮の町の話し合いなんかなくてもいいですよ。だから、7,000人復興まちづくりの会議の中でも、私は仮の町をつくるということで、きょうはここに来たのではありませんよという人もいるわけですから。それはだから、町長がそういうふうに、いわき市でそういうことを言うのではなくて、まだ復興まちづくり委員会がまだ答申されていないので、というふうに控えるべきではないですか。県内に1カ所になるか、それとも複数そういった町外コミュニティーをつくるのかどうか。もしかしたら仮の町なんか要らないというふうになるかもわかりませんし、これから町民の方から出てくる問題ではないですか。なぜそういったことを、マスコミに出てしまうような発言を

してしまうのかなということに疑問に持つのですが。

それと、チェルノブイリの話にちょっと戻りますけれども、福島市でやったときの区域の見直し、あと国と東電の財物の説明会のときに、福島市である若い男性の方からも町長に質問あったと思うのです。チェルノブイリの。このことについて説明あったのですけれども、ちょっと明確な町長あのととき答弁していなかったかなと思って、あとその方に聞いたら、何かちょっと私の質問がよく町長に届いていなかったなんてがっかりしていたのですけれども、要するにこれを出すことによって賠償の、この福島の基準を下げることによって、賠償を一律にさせたいがための町長の考えなのかどうか。それとも本当に県内に住んでいる県民含めて避難の方の安全、健康を不安に思ってこういったことを提示しているのかどうか、はっきりわからないのですよ。賠償のためにこういったものを道具として使われるようでは、私はこれは福島県民にとっても、これは大きな迷惑だと思います。ですから、こういったことで我々の県民感情というか、感情をあおるのではなくて、むしろ行政として健康不安に関しての、先ほども言いましたように、窓口相談とか心のケアの対策、線量や健康に関する情報などを丁寧に行き届けて説明をして、そして町とやはり我々町民との信頼関係をきちきちと築くということが何よりも大事ではないかなというふうに私は思うのです。町長は、以前公の場で、我々は国から見放された棄民ですと言いました。私たち町民も、町から見放された棄民になってしまいますよね。その辺のところを総合的な判断と誠意ある対策を今後お願いしたいというふうなことを最後に申し上げまして、そのことも質問として申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 再度飛ばした場合はご指摘をください。浪江町、富岡町、ほかとそろって申し入れをしなかったのかということですが、この申し入れについては、今まさにその復興まちづくり委員会のほうで、場所も含めて検討されているということで、これは申し入れをしなかったわけですが、皆さんの真摯な審議の中で、場所も検討されるものと考えております。

また、町の1カ所ということですが、商工会の皆さんが商売を始めるにしても、分散型では、なかなか立ち上げにくいだろうと。町民のお客さんを対象としたビジネスはなかなか難しいと。それから、学校についても1カ所になれば、分散型では到底学校はできません。そういうことを考えれば、やはりこの執行者としての立場としては、やはり1カ所が望ましいということで希望を申し上げておるわけですので、決してこれで押し切るという話ではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

福島市で聞かれた青年の答えについては、時間のなかでどさくさだったものですから、その青年の方にはおわび申し上げたいと思いますけれども、やはりこれは違いを環境大臣にも申し上げました。なぜこういうことで違いがあるのですかということに対しての回答は、いまだにございませんが、やはり安心教育が徹底されておりますけれども、安全についての確実な線引きは、今福島県内ではされ

ておりません。やはり何といても、安全が優先でなければならないと考えておりますので、一人でも多くの町民の皆さんが安全であってほしいという願いの中で、知っていただきたいなということでありまして、賠償でこれをなんでかんで使うための道具ではありません。このようなことがあるということでもありますので、国においては、強引な20ミリシーベルトで正確に言うというような強引なことで、もう中途半端な状態の中で町民が地元に戻されることのないように、私は国に対して訴えていくためにも必要だというふうに考えております。決して町民の皆さんを棄民扱いにするのではなくて、むしろ棄民にされないような取り組みを今必死になってやっていることをご理解いただきたいと思います。

○3番（岩本久人君） ありがとうございます。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時30分

○議長（佐々木清一君） 再開します。

通告順位6番、議席番号7番、伊澤史朗君の一般質問を許可いたします。

7番、伊澤史朗君。

（7番 伊澤史朗君登壇）

○7番（伊澤史朗君） 通告順位6番、伊澤史朗です。議長に一般質問の許可をいただきましたので、通告した質問のとおり質問させていただきます。

平成23年3月11日以来1年半以上も避難生活が続く、避難している町民は、言いようのない不安と絶望感にさいなまれていることをわかっているのでしょうか。今一番町民の皆さんが求めていることは何だと思えますか。それは、今の生活から脱却したいということです。そのためには、経済的な裏づけが必要になってきます。それは、次のステップに進むためには、被災をした人たちの補償であり、賠償の問題であると考えております。双葉町では弁護士団を結成し、多くの町民が参加をし、補償の取り組みをしていることは、周知の事実です。しかし、その弁護士団の活動や経過実績がほとんど町民の皆さんの耳に入っていないという現実があるわけです。役場機能本体移転の話も6月定例会の一般質問の答弁で町長は、今年度中に福島県内に戻すと答弁していますが、その後の取り組みは、3カ月たった今も町民は無論、議会にも何も知らされていません。議会と忌憚のない意見を闘わせて緊密な相談や話し合いをするとしたのは、何だったのでしょうか。町民はもとより、議会も情報の共有が一番大切だと考えております。そのことが今後双葉町の進むべき姿を決める最も重要なことであると思えます。町長は、もっと町民や議会に情報を発信し、将来の双葉町をどのようにするか、もっともっと話し合う機会をつくるべきだと考えます。今後は、議会とよく相談や話し合いをしていきたいとメディアには言っておりますが、その約束は守られたことはありません。そういったことから、今回大き

く4つのことを質問させていただきます。はっきりと明確な答弁をお願いいたします。

なお、私で質問が6人目になっておりますので、重複する質問もあろうかと思いますが、全て大切なことですので、答弁をいただきたいと思います。

まず最初の質問です。1、役場機能本体移転について。(1) 現在までの取り組みについてお伺いをいたします。

(2) 6月定例会の町長答弁で、今年度内に移転をすると発言をいたしました。今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) 7番、伊澤史朗議員の一般質問の通告書にお答えします。

役場機能本体移転についての取り組み状況と今後のスケジュールのおただしであります。最初に役場機能移転に係る現在の進捗状況についてであります。議会特別委員会の結果を踏まえるとともに、庁内検討委員会において町民の皆さんへの生活支援、効果的な行政サービスの維持継続が可能であり、安全が確認できるまでの間の中長期的にわたる避難を支えることが可能な地域であることを条件に場所の検討を行っております。さらに、受け入れ自治体の意向が最も重要ですので、移転先自治体との協議を進めているところであります。

さらに、仮庁舎の建築についても概略設計を行っているところであり、今議会には、土地の測量並びに建築設計費を計上したところであります。また、概略設計に関しては、他の町村が建築した仮庁舎の基準も参考とし、職員1人当たりの必要面積並びに会議室等を含めて規模を決定したいと考えており、建築費が固まり次第、仮設庁舎建築費の予算化をお願いしたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長(佐々木清一君) 7番、伊澤史朗君。

○7番(伊澤史朗君) 今質問しました6月定例議会での町長答弁、移転自治体と今の答弁の中では、移転自治体と協議をしています。そこはどこですか。

6月定例議会特別委員会の中で、報告はアンケート結果を示しまして、先ほど同僚議員からも出ておりますが、双葉町民の約半数の方がいわき市というふうに答えております。当然議会の特別委員会でもいわき市が一番ですというふうな報告をし、町長はその当該の自治体に誠意を持って速やかにその働きかけをしていただきたいというふうな報告をしております。今町長は、具体的な名称は、今言っておりませんが、移転先自治体と協議しているということは、もう決まっているということですよ。そこの自治体をまず教えていただきたい。もし先ほど来、同僚議員の質問の中で、町長がいわき市と限定しないという発言をしておりますが、いわき市長が立腹をしていたという話、先ほどの町長答弁の中でありましたけれども、これは、きちんと双葉町議会や双葉町民の皆さんの考えをいわき市長に町長みずから出向いて誠意を持った話し合いをすれば、そういったようなご立腹とか、そういうものは、解消できると思っておりますし、仮の町構想と役場機能本体の移転は、全然別なものです。

そこを一緒にたにしてしまうと、町民の皆さんもそういうふうな誤解をされている方が多いのですが、その辺分けてきちっと話をさせていただきたいということと、あと不思議なのは、今回補正予算で、先ほど町長も話しましたけれども、これ1,500万円の仮庁舎建築調査設計業務委託料、これ出てきますよね、補正で。議案第59号で。これは、ちょっと不思議な感じするのですよね。先ほどから、町長どこの福島県内の市町村自治体に戻るのですかというような同僚議員の質問の中で、あえて答えませんというふうな発言をされている中で、仮庁舎の設計委託業務が出てくるとはどのようなことでしょうか。場所が決まらないのに、その委託業務ってできるのですか。それは非常に不思議です。これは、全然これ言っていることとやっていることが違うような感じを私は受けます。そのことについて質問いたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 今いわき市という言葉が出ましたが、アンケート結果のもとに方向づけをしておりますが、いまだあえて私のほうから正式にはお答えをできない状況でございます。相手方の最終的な調整にはまだ至っておりませんので、皆様方のアンケート結果をもとに考えているということをご理解をいただきたいと思っております。

設計委託については、ある程度候補地を絞って考えておりますので、その地形に合わせた今後の測量設計が入ってくるということではありますが、やはり何といたっても、その相手先との最終調整の推移の中で進めたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、伊澤史朗君。

○7番（伊澤史朗君） 町長、これそういうふうな答弁ではちょっと納得できません。この補正予算で出てきている予算の計上もしてきているわけですよね。議会としてそういった明確にきちっとそういうふうな情報の共有といいますか、話がなければ、これ予算案だって、これ下手したら通らないですよ、これ。こんなことでは。これこんなはっきりしないような状況で、議会に通せというのは、これ非常に無理があるのではないのでしょうか。私は、ちょっと不思議な感じしますけれども。

あと、町長は、役場庁舎内で庁内検討委員会を前回の6月定例会で3回やりました。きょう同僚議員の質問の中でその後2回やりました。庁内検討委員会も大切で、やらなくてはならないと思っております。しかし、町長は、双葉町役場機能本体を今年度内に福島県に戻すということを明確に、さきの定例議会の中で言っております。今9月18日ですね、残り約半年です。そうしますと、仮庁舎のこれ設計委託業務をきちっと具体的に決まっていないう状況で可能なのでしょうか。役場機能本体が移ることできるのですか。今そのタイムスケジュールやその行程表がきちっと出てこない状況で、それが可能かどうか、私は非常に疑問に思いますし、今の答弁には、全然納得できるような状況ではありません。そのことに関して、議会で特別委員会でも前回報告しました町民の半数のアンケート結果のいわき市市長にきちっと町長が出向いて、いわき市長とお話を相対で話されたことありますか。そのこともあわせて質問させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 予算が通らないおたがでございまして、庁内検討委員会は、これはこれとして進めて、方向性は同じような方向を目指しておりますので、全く違いはございません。可能かどうか疑問だということですが、やはり可能にしていかなければならないと考えております。

いわき市長と相対で話したことがありますかということでございまして、市長の日程になかなか組み入れていただけないのが今の現状でありますので、8プラス、8カ町村と市長の会談の中でも、とても話が出せるような雰囲気ではございませんでした。したがって、我々はそのいわき市さんに勝手に入るといふことの難しさを今感じておりますが、やはり町民の皆さんの思い、これを今後とも市長さんと話して、時間をいただいて、納得をしていただけるような取り組みをしてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、伊澤史朗君。

○7番（伊澤史朗君） 今の答弁につきましては、再々再質問ということはできないので、聞くことができませんけれども、とても納得できるような答弁でないということは、ここで話をさせていただきます。

2番目の原発被災者の補償、賠償についてお伺いいたします。1番目に、町としてどのように取り組んでいるのかお伺いをいたします。

2番目に、双葉町としての考え方と町民の皆さんの考え方に温度差はないかお伺いいたします。

3番目に、補償が遅々として進んでいないように感じますが、町の対応についてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 原子力被災者への賠償について、町としてどのように取り組んでいるのかとのおたがですが、原子力被災者への賠償、特に財物の賠償基準については、これまで双葉郡として国との協議を重ねてきましたが、その協議が全て整うことなく、7月20日に経済産業省から避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方が公表され、これを踏まえて7月24日に東京電力から避難指示区域の見直しに伴う賠償の実施が公表されました。町及び双葉郡として今回の発表は、あくまで下限となるべきものと理解しております。今回の賠償基準には、いまだ不十分な点も多く見られますので、双葉郡8町村として要求書を国に提出しているところです。また、これまで18回にわたって開催した住民説明会において、町民の皆さんから賠償基準に納得できないという意見が多く出されたところです。このことから、町民の皆さんは基準にとらわれず、自己の責任において正々堂々と自己主張されることをお願いしてきました。こうした点を踏まえて、今後とも双葉郡のほかの7町村とも連携しながら、賠償基準の見直しを国に求めてまいります。

次に、双葉町としての考え方と町民の皆さんの考え方に温度差がないかとおたがですが、国による賠償基準の考え方の公表を受けて、8月23日から9月10日にかけて18回にわたって町民の皆さんに対する説明会を開催し、私もこのうち15回の説明会に出席し、町民の皆さんのご意見を直接お伺い

してきたところです。町民の皆さんのご意見の多くは、今回の賠償基準が納得できるものではなく、生活の再建の見通しが立てられないというものでした。この考えは私も同じであり、町民の皆さんの考え方と温度差があるとは考えておりません。

補償が遅々として進んでいないことに対する町の対応についてのおたただしですが、賠償基準の住民説明会においても、町民の皆さんから東京電力に対して賠償が進んでいない旨の発言が目立ちました。このような意見を踏まえて、町としても国及び東京電力に対して迅速な賠償を進めるよう求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 7番、伊澤史朗君。

○7番（伊澤史朗君） 町民との温度差があるかないかということに関してですけれども、町長、財物賠償の説明会18カ所中15回町長が行かれて、司会進行というか、そういうふうなことをされていたというも聞いておりますし、私もこの駒西でやったとき、ちょっと拝見させていただきました。そのときに一番疑問に思ったのは、町長が国や東電に対して町民感情をあおるかのような司会をしていたように私は感じました。感情的になっている町民の人たちは、国や東電に対してそういうふうな発言等が多かったように感じます。今、確かに国、東電に対してそういうふうな感情的になるというのは、当然あってしかるべきですが、1年半もたって、そのことを論じることはどうなのでしょう。少しでも前に進む、補償や賠償を少しでも進ませるために感情的になって話をして、何かいい結果出るのでしょうか。そのことにはちょっと不思議さを覚えたということと、これからは、町長も先ほどから何度も言っております。議会とも町民とも話をして、皆さんに情報提供しますということをやっております。それを必ずやってください。まず、この補償にしても賠償にしても、町長1人でその情報を持っているのではなくて、議会や町民にきちっと示して、町民や議会にその判断をさせるべきではないでしょうか。特に町民の皆さんに補償や賠償に関しましてはお示しをして、国はこういうふうな考えを持っていますよ、東京電力はこのような補償の仕方をしますよ。財物賠償に関しましては、例えば建物だったら建物係数とか、建築単価の基準が出ましたね、中には私はそれでもいいですよという人いるかもしれませんよ。そうしたら私は、それは町民一人一人の判断ですから、それで構わないと思うのです。中には、いや私はそれではだめだよ、納得しませんよという方もおられると思います。そのときこそ町や議会がきちっ国や東電と交渉をして、少しでもレベルアップできるような取り組みをするのが一番、今補償や賠償が進まないことを少しでも進ませる取り組みになるのではないかな、そういうふうに考えております。町長どうですか、その辺は。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 勢い町民感情をあおるような部分もあったかもしれませんが、やはりこの基準の中で納得できないという大方のご意見、それからその場で回答できずに持ち帰っていつているような状態の中で、やはり多くの町民の皆さんは、自分の思いを出し切っていただいて、どれを選択するのかというのは、最後は町民の皆さんですが、私どもは、これを選択しなさいというわけには、

個人の権利ですからできません。しかし、多くの部分について疑問を呈していただいて、納得をしていただくということも必要であります。この情報については、なるべく出しておりますが、ご理解されておりませんかもしれませんけれども、できるだけ出すようにはしております。しかし、情報がなかなか来ないのも事実であります。来た場合には出すようにはしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。私は、それでもよいという方も多いことも事実ですが、大変私の立場で厳しい環境にあるということは、1つは郡内の調整を図っていかないといけないということもございしますので、どうしても郡内の各町村の意向を確認している中で、まずその共有化を図れるものを図りながら、あるいは図れないものについては、各町でやるようなことをやりながらやっていますけれども、これもなかなかやはり難しい立場でございします。ただ双葉町だけを考えると物を申すのであれば楽な部分もございしますけれども、いろいろと調整をしながら連携を図る。しかし、連携が十分果たされていない部分も実情でございします。そういう立場の中で話を進めているところでございします。情報は、なるべく出すようには心がけております。今後ともそのようにしてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、伊澤史朗君。

○7番（伊澤史朗君） 財物賠償の説明会で町長は、皆さん財物賠償の補償、賠償を早く進めていいのですかというような発言を町長はしております。しておりますよね。確かに稚拙に、拙速に相手の、いわゆる加害者、被害者という点では、私たちは被害者で、国や東電というのは加害者なわけです。これいつも私もメディアとかいろいろな人たちに言っているのですけれども、なぜ我々が被害者でありながら加害者のほうから条件提示を受けなくてはならないのだろう。これは、町長もそういうふうにおっしゃっているってあるところで聞いておりますが、全くその辺は同感なのです。被害者が、あなた例えば精神的被害10万円ですよとか、今回の財物賠償は、木造建築だったら48年過ぎたらゼロになって、ただしあんたら被害者かわいそうだから20%は見てあげますよみたいな、上から目線的なやり方というのはどうも納得できないと。

それで、昨年いわき市で被災者の総決起大会がありましたね、町長。明星大学で。あのときに、その補償の取り組みにかかわる中に、被災者代表を入れましょうという決議しております。それができていないことがこういうことになっているのではないかなと。これの辺を町長、もっと真剣にきちっとその補償や賠償にかかわる中に被災者代表、これは入らないと全然進まないことになっていくと思います。国や東電の言うとおりで、果たして被災している町民の人たち、被災している人たちが納得できるかといったら、納得するはずはありません。これは、私も含めて、そんなもので納得しませんよという強い決意といいますか、そういうものはあります。そういったことで、そのことも町長、また働きかけをしてみたらどうですか。郡内8カ町村で連携をして、双葉郡が1つになれば、国も東電も統一見解であれば、これはわかりましたというふうになることもあろうかと思ひます。そういった取り組みを双葉郡の町村会の会長である井戸川町長が、まず先頭に立ってやるということが必要だと思ひますし、ぜひやっていただきたい。

もっと早く、早く決めていいのですかと、財物賠償ね。これまた逆接的な考え方をしますと、高齢者の方たちは時間がないのです。現在3月11日から1年半がたち、亡くなっている方を調べますと、実数はちょっと私把握しておりませんが、毎年亡くなる高齢者の人数からすると、かなりの人が亡くなっていますよね。大体私の記憶が間違いなければ、倍近く亡くなっているのです。そういったことが、この3.11からのいろいろなストレスとか生活環境の変化、それぞれの苦しみがそういうふうな寿命を縮めたのではないかなというふうに推測できるわけです。そういった意味からも、高齢者の人たちのためには、やっぱりより早く、より迅速にその補償や賠償を決めていかななくてはならない。ちょっと矛盾した質問になるのですが、その辺もとらえて、時間的に余裕がある年代とそうでないと年代があるわけです。その辺をとらえてやらないと、臨機応変に。柔軟な対応をとっていただきたいと思いますけれども、その辺に対しての町長の見解をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 紛争審査会の委員に対して被災者代表を入れるべきだということは、大きな会議の場合、8プラス、1プラス、1等においては、再三申し上げております。所管が文部科学省でありますので、そこを代弁していただく各省の大臣の方が来られたときに申し入れしておりますが、実現に至っていないのが現状でございます。これがまず解決されるということによって、大幅に我々の立場は、変わることは明らかでありますので、もっと強く出たい思っております。

高齢者の方の時間がない、これは本当に切実な問題であります。その5年後の後の見通しを求めることが今大変困難かもしれないけれども、国は相当期間を経てやるということで、相当期間の数字は何だと聞くと答えないので。相当期間ということ、やはり今後議会のほうでもこういう聞く場があれば、数字を求めていただきたいと思っております。早く終わってしまうことのないことを、私は早く始めるのは当然だと思っておりますが、早く終わってしまわないことも大事であります。そんな矛盾した中で、私も立場的には大変困っておりますが、時間がないという、このご意見も大変大事であります。したがって、この本議会終了後において、また再度皆様方とも協議させていただいて、この問題についてまことに大事な問題ですので、全てそうですが、議論をさせていただきたいと、そんなふうに思います。議論させていただいた後に町としての決定、方向の決定をしていきたいと思っておりますので、皆様方の要望を、また議会終了後意見交換させていただきたいと考えておりますので、よろしく願いします。

○議長（佐々木清一君） 7番、伊澤史朗君。

○7番（伊澤史朗君） 今答弁いただきましたけれども、そのことにつきましては、議論をすることは、議会は全然何の違和感も持っておりません。前の前議長のときからそういうふうな話をしておりますし、そういうことをしてこなかったのは、町長あなたであるということをお忘れいただきたいと思っております。

3番目の質問に入らせていただきます。双葉町弁護団について。1、現在までの実績についてお伺

いたします。

2、現在までの5,000万円の支払い状況についてお伺いをいたします。

3、5,000万円の予算を認める条件として、双葉郡内の町村との連携をすることが入っておりますが、その現状についてお伺いをいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 双葉町弁護団の実績についてのおたただしですが、これまで双葉町弁護団による和解仲介申し立てについては、9月12日まで244世帯623人が弁護団に依頼をしております。

次に、双葉町弁護団による和解仲介申し立てを利用される町民に対する着手金の補助金等を目的とした原子力損害賠償手続業務委託料の執行状況についてのおたただしですが、平成23年度は433万円、平成24年度は、9月12日まで186万円の支出がなされているところです。

次に、双葉郡の町村との連携についてのおたただしですが、この件については、昨年11月7日の第3回臨時議会において、双葉町弁護団費用計上に係る補正予算審議の際に、伊澤議員よりご意見をいただいております。双葉地方町村会でも損害賠償のあり方について議論を行っていますが、賠償について、ほかの町村との考え方に温度差があるのが実情で、今のところ双葉町のように弁護団を組織した住民支援対策を行っている町村はありません。しかしながら、今回国から提示された賠償基準の考え方についても、精神的損害が10万円などのように、賠償内容は極めて不十分でありますので、今後も引き続き双葉郡のほかの町村と連携を図りながら、国及び東京電力に対して、被害者である町民に寄り添って適切な賠償を進めるよう求めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 7番、伊澤史朗君。

○7番（伊澤史朗君） 町長、この実績等々につきましては、そのとおりだと思いますけれども、昨年臨時会ですね、臨時会でこの予算が計上されました。双葉町弁護団に5,000万円ですね。これは、普通というか、通常今まで私も議員生活を3期目になりますけれども、かなり議会臨時会はやってきているつもりなのですが、通常の臨時会ではそんなにかかったという記憶ないのです。ただ、前回の臨時会は、朝定刻から始まって夕方5時近くまでけんけんがくがく議会の中でもんで、休議しながら全員協議会を開き、いろいろ議論をしながら何とかこの解決というか、この予算案を認めるというような方向に至ったように覚えております。そのときに、先ほど町長言いましたけれども、私予算を認定するときの質疑、討論で、双葉郡の8カ町村との連携がなければ意味をなさない弁護団の費用になってしまいますよということを言っておりますね。ですから、双葉町単独でやって、双葉町だけが、例えば精神的被害、双葉町弁護団が35万円請求しております。これ決まるわけないと思うのです。双葉町だけが35万円、他町村は何万円だかわかりませんが、その数字にばらつきがあつてしまうと決まらない。ですから、先ほどから言っているのは、双葉郡が少なくとも双葉郡8カ町村がまとまって、その精神的被害も含めて、その補償の請求をしていかなければ、これは何回やってもどんなに双葉町弁護団がやってもいい結果が出るはずないと思っています。ですから、連携をして

くださいということ、そのときに私はお話をさせていただきました。話したけれども、各町村間の温度差があるということで、今町長答弁しましたけれども、温度差があっても必要最低限度の条件をまとめていかななくてはならない立場なのではないでしょうか。町長は、双葉地方の町村会長でもあり、双葉地方広域圏組合の管理者でもあるわけです。双葉郡のトップリーダーとして、そういう立場であるということ、十分自覚をなさって、ほかの関係町村との協議をきちっとしていけば可能であると私は思っております。できなかったから、温度差があるからできないとか、考え方が違うからできないのではなくて、なるべくその被災している双葉郡民の被災者のためになるのには、双葉郡が連携しなくては、絶対いい結果が出ないということの思いを、各双葉郡のほかの7カ町村の首長さんに話をすれば、そんなに理解できない町村長さんはいないように私は思うのです。どなたも顔わかりますし、どなた私存じ上げている町村長さんです。皆さんそれなりの立派な方ですし、そういった方と腹を割って、胸襟を開いてやっていけば、必ず理解を得られると思っております。そういった努力が、町長足りないのではないですか。何度そういうふうなお話し合いを持たれましたか。そういう努力を何度この間の今年の臨時会からされましたか。その辺をちょっと答えてください。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） このために集まって協議したことはございません。町村長会議の中でこの話題を出してきております。幾度となく町村長会議は開いておりますので、その都度出しておりますが、何度かはちょっと記憶にはございません。この足並みをそろえるに当たって、これ一例ということでございますが、個人的な権利に対しての役場が携わることについての抵抗を示している町村がありますので、今もそういう状況が感じられるところでございます。本当に8カ町村1つになればよろしいのでしょうけれども、これは本当に私もそう願っておりますけれども、現実的にはそうっていないのが実情でございます。明確にこれだということは、お答えできませんけれども、大変苦しい中で推移をしております。

一方、郡内でありまして、郡内の南相馬の小高区においては、住民が主体となっているようでございます。詳しいことはわかりませんが、精神的被害は35万円の請求を出していることも伺っておりますが、これは払う側と請求する側の折り合いがなかなかつかない、あるいは紛争審査会が、まだ紛争も起きていない早い段階でこの10万円という基準を出してしまったことが、我々がこういう状況に置かれてしまっていることでございます。なぜか手回しよく10万円という金額を出されました。これは郡山市において紛争審査委員会の委員の皆さんと双葉郡の首長の会議がございました。その折にも何名かの方から、10万円については質問が出されております。そのときの答えとしては、我々は10万円は最低限の金額であるという答えが返ってくるのみで、10万円の根拠については、その場では示されませんでした。したがって、10万円が本当にいいのか、35万円がいいのかということ、やはり請求者が主体となって金額を積み上げた35万円であれば、それはそれとして請求していただくものというふうに思います。

ちょっとわき道にそれましたけれども、町村長との会議の中でのやりとりというのは、現在に至ってもまだされていないのは、個人の権利であるという考え方の差がございまして、そういうことでうまくいっていないというのが現状であります。

○議長（佐々木清一君） 7番、伊澤史朗君。

○7番（伊澤史朗君） 今町村会の集まりとか各種町村長の集まりの中では、この連携の話はしているということでありましたが、そのための集まりはやっていないということですね、逆に言うと。ですと、町長、その町村会の集まりとか、その町村長のための集まりというのは、あらかじめ議題が決まっているわけですよ。そうすると、その他で話し合う、本当に時間的に限られた中で話すだけになってしまうのではないですか。それでは本当にお互いの胸襟を開いて話すということではできないのでしょうか。そういったように、町長が本当に双葉郡の町村と連携をする考えがあたりでしたらば、やっぱりそのための集まりを持ってきちっと説明をし、話をしていかななくてはならないだろうと思います。他町村で、個人の問題ですから、こういったような補償、賠償に関しては、かかわりたくない。民事不介入といったような発言をされている町長もおられますけれども、ですが、町は、町民のためであって、町民のために働かない町は、存在する意味はないのです。町民のためにやろうとすることを否定するということ自体おかしいと思います。それは、その町長がそういうふうな判断をされたとしても、また説得する余地はあろうかと思えます。町民のためにやるのに、そのことに対して否定をするかのような発言は、ちょっとあり得ないことだと私は思いますけれども、その辺は、町長が誠意を持ってお話をし、例えば精神的被害の10万円とか12万円というのはありますけれども、これは不確かではありますけれども、交通事故の精神的慰謝料の数字だと聞いております。交通事故の場合は、日にちがたてば、けがですから楽になるのですよね。楽になる人が10万円で、この我々の精神的被害というのは、日にちをたてばただけ苦しみが深くなっていくわけですよ。私の知り合いの中でも、うつになって苦しんでいる人、家族間の中ですごく家庭内不和といいますか、そういったような話も聞いております。それは何かというと、本来住んでいた自然環境の豊富な双葉地方に住めなくなったということが、これ一番原因が起因していると思えます。そういったことの苦しみというのは、そういったような交通事故で判断するなんていう考え方は、もうもってのほかでありますし、それをぜひ町長が発信者となってやっぱり全国に発信してほしいのです。日本国民の人たちに、おかしいでしょうということをわかってもらわないと、これ風化してしまいますよ。

現在、原発被災で自分たちのふるさとを追われている人が6万人とも7万人とも言うております。そういう人たちが今現在いて大変な思いしているということもあわせて発信していくことによって、いわゆるこの補償や賠償に関しては、もうちょっと世論が動くというか、国民の皆さんの感情が、何だ、そんな大変なことになっているのかということによって変わると思えます。町長もよくメディアとか出られておられるので、そういったことも発信されたらどうでしょうか。ぜひそういうことも踏まえて、今後の活動、そして双葉郡内の町村長にそういった考えをぜひ共有していただけるように努力をして

いただきたい。そういったことも含めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいま伊澤議員からのお話、質問並びに要望を承りました。世論を動かすこと、これは大変大事であります。どういうわけかこういう話になると、世論を動かすような報道がされないのが非常に残念であります。一番今困っていることについて、何か新聞紙面等を見ると、楽しい話題が紙面半分、毎日元気で頑張るという話題が載っております。元気ではないのだ、困っているのだと、本当に困っているのだという記事が非常に少なく、残念でなりません。なかなか1人の力で世論を動かすことはできませんので、多くのメディアの皆さんの真摯な対応を得て、こういう実情をやはり訴えていただいて、原発事故が収束したということで、昨年の12月16日以降、非常に対応が変わりつつあります。そういうこの日本全体としては、あの宣言によって我々は切り捨てられようとしておりますので、もっともっと力強く訴えなければならぬことを肝に銘じたいと思います。我々町長だけの力にも限りがございますので、郡の議長会もございまして、どうか共有していただいて、こういう問題は一体となって取り組まなければならない、そんなふうを考えております。

これから双葉郡としては、総決起大会というものを準備中でございます。やはりこの思いが皆さんにとっては大変辛く、病気になられる方の思いを感じると、健常者が一生懸命頑張って世論を動かし、政治を動かしていかないと結果が出ないのかなと、そんなふうに思います。力不足ですが、精いっぱい今言われたことを肝に銘じて頑張りたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 7番、伊澤史朗君。

○7番（伊澤史朗君） ぜひその取り組みに関しては、全身全霊を傾けてやっていただきたいと思います。

最後の質問になりますが、4番目の来年度予算について。東日本大震災福島第一原子力発電所の事故以来、厳しい財政状況であると思われませんが、来年度の予算を考えると、歳入減が現状では考えられます。町としての歳入不足をどのように補うのかお伺いをいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 来年度の予算編成に際して、歳入不足をどのように補うのかのおただしであります。平成24年度の財政運営においても、東日本大震災及び原子力災害による被災者に対する税の免除等の措置により税収等の自主財源が減少し、地方交付税や国県補助金、地方債等の依存財源を活用し、財政運営をしていかなければならない厳しい状況になっております。平成25年度においてもこのような状況が続くものと思われ。平成25年度の当初予算編成はこれからとなりますが、予算編成に当たっては、国の動向を把握しながら、状況の変化に的確、かつ堅実に対応していくことはもちろんのこと、国、県から交付される復興財源の可能な限りの活用に努めてまいります。

また、今般の地方交付税の交付延期等、国においては、財政運営の長期的な判断が困難になっており、当町は自主財源の確保が厳しい状況でありますので、さらに注意深く運営しなければなりません。

予算編成において、歳入の減収により事業財源に不足の生じる場合には、財政調整基金等の取り崩し、地方債の発行等を予算に計上せざるを得ませんが、地方債の発行に当たっては、後年度において公債費負担が課題とならないよう、発行額を最小限度にとどめるなど、財政の健全化にも配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 7番、伊澤史朗君。

○7番（伊澤史朗君） 来年度予算についてということをおっしゃってありますが、今年度も赤字国債発行法案ですか、これが全然決まっていなくて。今政府と与党野党ですか、その中でもめていることによって、本来私たちこの自治体が入るだろう交付金が入ってこない可能性がある。そういったこともいわゆる歳入不足にも関係してくると、この政争が続いてしまうと、また来年の当初予算でもこういったことも危険性としてある。これは、毎年この時期必ずこの赤字国債発行法案というのがあるのですよね。それがこういうふうな政権の、政権というか政争のものに使われてしまうと、非常にこれ国民が困るということも事実ですし、この辺が本当に避難して、私たち双葉町は、自主財源はどんどん、どんどん減ってくるというのが、これは当たり前のことですけれども、依存財源に頼らざるを得ないということも現状です。そういったことで、来年は、相当数の財政的に厳しくなると。財政健全化基準はクリアをして、20%以下になるということになっていきますけれども、また厳しくなるのではないかなというところもある意味ちょっと心配しているわけです。

そういったことで、この当初予算というのは、今避難してきて、今被災している町民が全国41都道府県に散っているわけですよね、町民が。そういった人たちにもきちっと公平公正な行政としての目を当てるというか目を当てるというか、そういったようなものを何かやっぱり目玉としてやるべきではないかなと思うのです。どうしてもやっぱり偏ってしまっているのではないかなというふうな、ある意味なっているところもある。それをどういうふうにしたらいいかというのは、これは当然予算編成のときにきちっと執行部の皆さんが、優秀な方そろっておられるので、きちっと判断をして、そういった避難している町民にも、双葉の町民でよかったなと思えるような予算の取り組み、いろいろ苦しんで困っている人たちが多くいます。中には、もう双葉町なんか当てにしないよと、議会も当てにしません。あなたたちやっていることを見ていたら、私たちは、双葉町民であって双葉町民でないというふうな町民も現実におります。そういった人が一人でもいなくなるように、やっぱり双葉の町民として誇れるようなやっぱり取り組みをぜひ予算の中でやっていただきたい、そういうような考えがとおりかどうかお伺いをいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいま伊澤議員が言われましたように、賠償が進むと自分で土地を買って住むというような話も聞いております。そういうことであっても、双葉町で住んでいただくという目玉、これは大変難しい問題であります。ないことを理由にしてやらないのは、これはだめだと思います。この目玉については、今後議会のほうからの提案も受けて、前向きに検討してまいりたいと

考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 7番、伊澤史朗君。

○7番（伊澤史朗君） そういったような議論といいますか意見交換会といいますか、お話し合いは、全然問題ないことですし、私たちの望むところであります。そういったことを今後もきちっとやっていくことが、町民の皆さんのためになる町政だと思っておりますので、ぜひ町長におかれましては、議会にもきちんと情報を落としていただき、いろいろな考えを共有してやっていくような考えを持っていただきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時23分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成24年第3回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成24年9月24日（月曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第49号 物品購入契約の締結について
日程第2 議案第50号 物品購入契約の締結について
日程第3 議案第51号 専決処分の承認について
専決第10号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第2号）
日程第4 議案第52号 双葉町介護保険財政安定化特例交付金基金条例の制定について
日程第5 議案第53号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第6 議案第54号 双葉町出産祝金支給条例の一部改正について
日程第7 議案第55号 双葉町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第56号 双葉町国民健康保険条例の一部改正について
日程第9 議案第57号 双葉町教育委員会委員の任命について
日程第10 議案第58号 双葉町教育委員会委員の任命について
追加日程第1 議案の訂正について
日程第11 議案第59号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第3号）
日程第12 議案第60号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第61号 平成24年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第14 議案第62号 平成24年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第63号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第16 議案第64号 平成23年度双葉町一般会計決算の認定について

散 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	岩本久人君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	伊澤史朗君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川 克隆 君
副町長	井上 一芳 君
教育長兼 職務代理者 教育総務課長	高野 憲一 君
秘書広報課長	大住 宗重 君
参事兼総務課長	武内 裕美 君
参事兼企画課長	駒田 義誌 君
税務課長	大沼 武 君
福島支所長兼 建設課長	大橋 利一 君
住民生活課長	渡邊 勇 君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	竹本 良一 君
産業振興課長兼 農業委員会 農事局長兼 コミュニティ センター所長	山下 正夫 君
会計管理者	半谷 安子 君
生涯学習課長	今泉 祐一 君
代表監査委員	五十嵐 一雄 君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野 利彦
書記	大浦 寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第49号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第49号 物品購入契約の締結についてを議題とします。
直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） この業者選考委員会で4社ということに聞いていますけれども、福島県内の会社が入っているのかどうなのかお聞きします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に対しまして、住民生活課長より説明を申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 渡邊住民生活課長。

○住民生活課長（渡邊 勇君） 菅野議員のご質問にご説明申し上げます。

福島県内の事業所は入っておりません。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 普通に考えれば、今東北復興、福島県も本当の復興の意味で頑張らなくてはならないという時期で、私たち双葉町は福島県内のあれであり、少しでも助けるということを考えれば、なぜその業者の中に福島県内が入らなかったのかお尋ねします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 引き続き、住民生活課長からご説明申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 渡邊住民生活課長。

○住民生活課長（渡邊 勇君） 今回の納入事業者の選考に当たりまして、福島県内の事業所等にも前もって打診を行いました。納入規模、それからアフターサービス、あと納期の関係で難色する傾向が見られましたので、こちらで納入が可能な事業者等一応日本国内での輸入事業者等、それからアフターサービス等も考慮して、こちらで選考した結果、関東地区の4社になりました。

以上でございます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 予算の執行が遅いというのもちよっとあるのかなと、認められてから予算の執行とかそういうところで時間がこれだけかかるのであれば、早目に動いて、このことをやってほしいのと、今後、福島県双葉町として、できればこの福島県の復興にかかわっていきたいと思いますが、行政として考え、今後の入札等に関しての考えをお聞かせください。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

できるだけ地元を採用するというのでやっていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第49号 物品購入契約の締結についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第50号 物品購入契約の締結についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 現在、双葉町のバスは騎西高校に設置されていますが、そのかわりというものだと思うのですが、これに関して設置場所、普通に考えれば福島県内に3,600人以上の方がいらっしゃるの、今のバスも福島県内に設置してあるのが普通だと思いますが、今後このバスを購入した後、このバスの設置場所、どこに置くのかお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に対しまして、福島支所管内に設置したいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 福島支所ということだったので、ぜひ予算が通ったからといって、全く違いますよということは絶対ないように、福島支所の設置、福島の方々でもっと有効利用していただけるようにお考えだという考えでよろしいのでしょうか。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問のとおりでございます。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで討論終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第50号 物品購入契約の締結についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

◎議案第51号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第51号 専決処分承認についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳出を行います。

第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで討論を終わります。

これより採決いたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第51号 専決第10号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第2号）についてを、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第51号は原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第52号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第4、議案第52号 双葉町介護保険財政安定化特例交付金基金条例の制定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第52号 双葉町介護保険財政安定化特例交付金基金条例の制定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第53号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第53号 双葉町国民健康保険税条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第6、議案第54号 双葉町出産祝金支給条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第54号 双葉町出産祝金支給条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議案第55号 双葉町重度心身障がい者医療費の給付に関する条

例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第55号 双葉町重度心身障がい者医療費の給付に関する条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第56号 双葉町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) これは18歳、いろいろ放射能による影響とか、そういうことを考えて18歳になった、上から来ていると思うのですけれども、上位法だとは思っているのですけれども、今後その方々がどんどん年とっていけば、18歳は超えるわけなのですが、それに対する対応はどのように町として考えているのか、お尋ねいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) ただいま菅野議員からご質問いただきましたが、多分に私どもは、今までにない環境で町民はいます。しかも、被曝もしているわけでございますので、この辺を鑑みて、町独自の取り組みが今後必要ではないかと、そのように考えておりますので、担当部局にはその旨伝え、検討させていきたいと考えています。

○議長(佐々木清一君) 5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) これに関して聞かせてもらったのは、先日新聞等で子供の甲状腺ガン、1件

出ました。これは、私も町ではないかと思いますが、その中で私前からこれは言っていることなのです。検討するというのではなくて、これは動き出さなくてはもうどうしようもないような事態になってきているのです。事例が一気に出たのです。新聞等によれば、その放射線の影響かどうかはわからないと、広島、長崎で、では放射線を受けたらがんになるか、受けなかったらがんにならないのかというものは、世界でその研究わかっていないのです。それであれば、行政として町民を守るのは、これは全くもって当たり前だと思うので、逆に言えば、こういうものをどんどん進めていかななくてはならない時期にはもう来ているのではないかと、私はそう思います。

今回、一般質問には入ってませんが、これは本当町の存続云々よりも、人の命を守るというのはすごく大事なことだと思う。では、18歳未満の子供だけを守ればいいのかというわけではないと思うのです。そうしたら、その18歳過ぎれば、今18歳の子が来年は19歳ですからね。2年たてばもう20歳になるわけです。そこを、こういう枠のことを考えていかなければ、これは上位法わかりますが、町としての対応が遅ければ遅いほど、被害者を出さないで何とかしなくてはならない。広島、長崎の事例があります。よく行政もちよっと話してもらって、そういう方々の対応を今後町一丸となっていけないといけないのではないかと思うので、それに対してのお考えをお尋ねします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） まさに町独自でという声、その気持ち、十分ご理解いたしております。これは、町に限らず関係市町村とも共同でやっていかなければならない。そして、また国、県にこの問題を認めていただくことも必要でありますので、その辺を含めて前向きに対応したいと考えております。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第56号 双葉町国民健康保険条例の一部改正についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第9、議案第57号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第57号 双葉町教育委員会委員の任命についてを、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第57号は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時18分

再開 午前 9時22分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第10、議案第58号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第58号 双葉町教育委員会委員の任命についてを、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第58号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第11、議案第59号 平成24年度双葉町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款地方特例交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第15款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第16款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第17款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 第18款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第20款町債。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 一般管理費ですけれども、2給与について内容を教えていただきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に対しまして、総務課長からご説明申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 岩本議員の質問にご説明申し上げます。

2給料であります。特別職給料1,004万円、これにつきましては町長、副町長の給料の増額分でございます。職員給料については411万円減額ということで、これは当初から職員が減っているということで、その減額ということでございます。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 特別職の給料、町長、副町長の給料ということですが、町長は3月議会、そして6月議会に70%の給与削減の条例改正を提案されましたけれども、なぜ今回給与の条例改正を提出されなかったのかどうかお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） お答えいたします。

3月と6月に提案させていただきましたが、いずれも議会の同意が得られませんでした。したがって、今回は提案をしなかったということでございます。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 70%削減ということで、ただいま町長がおっしゃったように、3月、6月と

提案され、3月、6月とも否決されたわけです。

(「5番、議事進行」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 答弁をもらってから議事進行を行ってください。

町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君)

(「5番、議事進行」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) これ予算書に対してのことで、この前の議会の事。町長の公約、全くもって私は関係ないと思うのですが、これに関して議長どういうふうにお諮りいたしますかと、今この議案書の補正に関しては、全くもってちょっと関係ない話が多いと思いますが、どう思われますか。

○議長(佐々木清一君) 休議します。

休憩 午前 9時30分

再開 午前 9時32分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

ただいま岩本議員の質問に対して、菅野議員のほうから議事進行がありました。

それで、今お諮りしているのは、やはり一般会計の補正予算ということで、完全に関連はないと言いつつも、やはりこれは予算の中身ですので、その前の町長給与に対しての問題と関連する部分はありますけれども、やはりこの中では判断は、この中での質問に対しては妥当ではないというような判断をさせていただきました。

それで、岩本議員のほうからこの質問に対して質問を変えていただきたいというふうに思います。

(「議長、ちょっと休議をお願いします」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時33分

再開 午前 9時38分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎発言の取り消し

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） ただいまの質問の中で、再々質問で、50%という条例改正を町長は出すお考えはないのかという、その部分に対して、ちょっとこの補正予算の審議では語弊がありましたので、その部分以降を削除をお願いしたいと思います。議長お諮りください。

○議長（佐々木清一君） 3番、岩本久人君から再々質問から質問の取り消しという申し出がありました。お諮りします。

岩本議員のご指示どおり……

（「議長」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） ちょっと待って。

取り下げることにお諮りします。

（「議事進行、7番」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 7番、伊澤史朗君。

○7番（伊澤史朗君） 議長、岩本議員は再々質問の中で、町長公約の50%に関して、また出すつもりはないかということの以下のものに関しての削除のお願いをしているわけであって、その以前の質問に対しての削除は申し出ていないはずですが、その辺きちとやらないと、これ語弊がありますけれども、ちょっとそれは違うと思います。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時40分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 先ほども言いましたように、再々質問の中で町長に対して50%削減という条例改正を求めた文言以降を削除していただきたいというようなことです。議長、お諮りください。

○議長（佐々木清一君） 今、再度岩本久人君のほうから50%の条例の件を取り下げたいという申し出がありました。

お諮りします。岩本議員の申し出のとおり取り消すということにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

○議長(佐々木清一君) そのほかありませんか。

7番、伊澤史朗君。

○7番(伊澤史朗君) 目の10番、支所等管理運営費、節では13番の委託料、仮庁舎建築調査設計業務委託料についてであります。この1,500万円の予算について内容等詳しくご説明いただきたいと思えます。

○議長(佐々木清一君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) ただいまのご質問に対しまして、総務課長からご説明申し上げます。

○議長(佐々木清一君) 武内総務課長。

○総務課長(武内裕美君) 伊澤議員の質問にご説明を申し上げます。

1,500万円の内容であります。仮設プレハブ庁舎建築基本、それから実施設計でございます。

それから、敷地測量、地質調査等も含まれております。合わせて1,500万円でございます。

○議長(佐々木清一君) 7番、伊澤史朗君。

○7番(伊澤史朗君) 内容につきまして、今敷地測量設計ということありましたけれども、ということは、さきの一般質問でも町長お答えになっていませんでしたが、福島県内のどこの自治体なのか、それとその測量設計する住所、それをご説明ください。

○議長(佐々木清一君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) ただいまのご質問に対しまして、総務課長からご説明申し上げます。

○議長(佐々木清一君) 武内総務課長。

○総務課長(武内裕美君) 伊澤議員の質問にお答えいたします。

敷地測量であります。県内の市町村ということでございます。その中で、今後議会の皆さんにご報告をしながら、その場所がオーケーということになれば、その部分の測量ということになると思えます。

以上です。

○議長(佐々木清一君) 7番、伊澤史朗君。

○7番(伊澤史朗君) 今のご説明ではどうも私納得いかないのですけれども、県内の市町村ということで、6月定例会で特別委員会で報告しているわけです。そのことに対してきちっと対応してくださいということをお願いしているわけです、早急にやっていただきたい。その時に、議会の報告ではこのような報告しているわけです。「双葉町民は福島県内に半数以上の3,600人居住しており、環境、風土、習慣など総合的に判断すると、特別委員会としては全員一致のもといわき市が最適と考えます。

福島県はもとより該当の自治体には執行部として誠心誠意対応することにより、役場機能本体を移転することが最重要であると判断し、町長はこのことを重く受けとめ、速やかに決定していただきたく報告をいたします」ということを申し上げているわけですが、その自治体も明かさない、その場所もわからない、そしてこのような1,500万円という多額な予算を計上してまいったわけなのですが、そういうことでもいいのでしょうか。

例えば建物をつくるときに、場所も設定がなくて建つのですか。平たく言うと、住宅を建てる場合に土地の設定が先ではないですか。土地の設定が決まっていない中で、その設計とかなんかできるのですか。例えば農地であるとか畑であるとか原野であるとか山林であるとか、そういったものの許認可関係もありますし、例えば土地が泥炭地で脆弱地盤であれば、中に基礎工事等々も大変な工事になるわけです。そういう土地の設定ができないで、このような予算の出し方というのは、どうも私おかしいような感じするのですけれども、その辺についてもお答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） お答えいたします。

今言われたいわゆる特別委員会報告の地域内ということで現在進めておりますが、最終的な、本当の最後の最後の合意というのは、やはり慎重にしないといけないということで、具体的な場所等が提示できないでおりますが、今いわき市の市長さんからも大変厳しいご意見をいただいておりますことはご存じだと思います。また、市民からもいろんな意見が役場のほうに寄せられておりまして、しかしあの委員会報告のもとに粛々と進めて、そしてまた言われたような軟弱地盤でなくてすぐ建つような場所であることもこの場ではっきり申し上げられないのは残念でございますが、いまして、もう最終の詰めをできない中で、私の立場で発言しますと、やはり相手の方の真意にも反しますので、本当にいま一步というところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。その辺を十分勘案しながら進めているところでございます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） この件に関しては、私も同僚議員と同じ意見です。議会に提案しました。住所も何もわからない。そこで、私はこれ賛成できません。町長、いろいろな動揺があります。町民は滋賀県に行くのではないか、埼玉にそのまま残るのではないかというお電話を私はいただいております。その中で住所も言えない、先ほど同僚議員は何も言わなかったですけども、住所を聞いているのに市町村というのは、全くもって答弁になっていません。

それと、例えば全協の中での話し合い、秘密会もあります。そこでもお話ができないというのは、ちょっとおかしいかと、町長、一般質問の答弁の中で、いわき市長とまだお会いして話もしていないと言っていますよね。これが何で詰めがいま一步、最終段階に入っています。これは、人対人であり得るのですか。

うちの町でいえば、家を建てるのと一緒ですよ、個人とあれで考えれば。その中で電話だけで契約

される方がいらっしゃいますか。電話とかそういう人を介すだけで契約される方はいらっしゃらないではないですか。今までもそうです。議会がこうで、言っていることと説明とちょっと違う部分は随分あるのではないですか。これは住所を出してください、ちゃんと。住所をきっちりと言わない限り、これは信用云々の問題の前に、ちゃんと市町村とって、総務課長も答弁が市町村、町長の話では議会の特別委員会の意向ということを行っています、最終段階、最後の詰めをえています。最終の話し合いという話してはいますけれども、話もしていないのに最終段階というのは、これどういうことなのか逆にご説明ください。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） こちらからもお邪魔して場所の話は相手方とはいたしております。トップ同士の会談、お互いにすれ違う場面が多くて、先日もお会いしてこの話とか、いろいろな話をしたいという申し入れをいたしております、近々時間をつくっていただくという先方からのお話がありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 一般質問の中では話し合いをしていないと、今話し合いをしているという話ですよね。これどっちが本当なのですか。一般質問は、前にも言ったように、ちゃんとしたきちっとした話で聞いているわけです。それで、もっとも町長おかしい答弁をしていますよ。6月以降、ちゃんとした全協も何も開かないで、その話はこの議会になるまで私たちは聞いていませんから、今後は議会と話し合いながら進めていきます、これが全くもってなされていないからこういうことになっているのではないですか。それで、答弁だってちゃんと今、最初に話し合いはしているのですよね、今の答弁では。話し合いしているとおっしゃいましたよね。

では、これ逆に、この予算を通すだけがために、これちょっともう逆に信用できなくなるようなあれではないですか。普通であれば全協と、先ほども言わせていただきました。全協等の説明が一切ない。町長、6月議会中に、今後は議会、町民とと毎回言っていますが、全くもってこれ逆に信用ができないのですけれども、ちゃんと理解できるように、私というよりも、町民に理解できるような説明をしていただけませんか。

それと、再度お聞きします。住所をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいま申し上げたのは、議会の皆さんにご説明するまでの段取りでございまして、それまでにはもう少しという言葉添えるのが口足らずでございました。今その準備中があります。再度申し上げますが、その方向づけ、大至急、決まりましたら、一番先に議会の皆さんに報告をさせていただきたいと思ひます。

住所については、やはり先行して報道等がされてしまうために、今この場では申し上げられないわけでございますので、そのことをよく近隣の住民の皆さんの感情等のあたりも必要でありますので、

この場でははっきりと申し上げられないことをご理解いただきたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 私は、今のお話を聞いている中で、3月から6月は全然話が進んでいないという判断をさせていただきます。

それとともに、それがちゃんときちっとした形で今議会までに提案されなくてはおかしいでしょう。町長の答弁の中に、今年度いっぱいというお話ありますよ。今現状できないではないですか。できますか。この進行状況でできますか、住所も決まっていない、何もなし、ましてや議会開会中は全協はいつでも開けます。議員にも守秘義務というのがあります。その中に議会に相談できなくてということ、今までと全くもって変わらないですよ。進んでいない。それで、結局はこの予算、予算も言えなかったらどうやって説明するのですか。この議会中のこれは質問されて答えられるのですよ。そのために町長、説明員の皆様をちゃんと入れているわけですから、質問に対して答えられるようにきちっとして、今もう最後の質問になりました。最後の質問になったのですけれども、これおかしいですよ。住所聞いているのに今は答えられないって、3回目ですから、これ。3回目なのだから、きちっとしたことをやってください。これ議会軽視もいいところですよ。ちゃんと聞いているのですから。

それで、一般質問は19日、きょうは24日です。休会になっていろいろ勉強会ありましたけれども、その中でも、何でそんな重要事項を議会に相談もないのでしょうか。これは全くもってこの予算をただ通してくれというしかないですよ。あとは任せてくれという信頼関係が今あるのかといたら、私は町長に対してその信頼関係はありません。ちゃんとした説明がなければ、これはとおられませんよね、普通の考えても。私は通すつもりはありません。そういうことをちゃんと説明してください。どのくらいまで進んでいるのか、日程、工程、今工程とあとこの住所、再度お聞きしますから。

それと、3月末、今年度いっぱい本当に役場機能が福島県内に行けるのか、はっきりと、同僚議員の一般質問の中では、ように努力していますという言葉遣いありますが、本当に行けるのか。私は、このままいけばかなり厳しいと思います。これ出てきて、住所が言えてというのがすぐいけばいいですけれども、住所も言えない、何も言えない、これは全くおかしいので、今のことについて説明をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 再度申し上げます。

今、ここまで言わなくてもいいと思いますが、守秘義務はあるということでもあります。これは私にもありますが、この場では聞かれたことは答弁しなければならない義務もあります。

したがって、その住所、場所等については、可能であれば全協の席を用意していただければ、直ちに皆様方にはご説明をさせていただければというふうに思います。

何分にも今受け入れ側の住民の感情も大変厳しい感情でありますので、その辺をおもんぱかってい

る部分もございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

(「工程表できてます、工程、工程表できています。工程を教えてくださいと、住所もそうですけど、工程を出してください」「答弁漏れありますよ」と言う人あり)

○町長(井戸川克隆君) 年度内にやるような進め方で進めております。

(「工程表出してくださいと、それはまた別問題ですよ」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 休議します。

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時59分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) 工程表はまだそろっておりません。

○議長(佐々木清一君) 4番、高萩文孝君。

○4番(高萩文孝君) 今と同じ、委託料についてちょっと質問させていただきますが、自治法上、その場所が決まっていなからといって予算計上できないのですか。

○議長(佐々木清一君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) ただいまのご質問に対しまして、総務課長からご説明申し上げます。

○議長(佐々木清一君) 武内総務課長。

○総務課長(武内裕美君) 高萩議員の質問にご説明いたします。

自治法上、特に場所とか決まっていなくても予算は計上は可能でございます。

○議長(佐々木清一君) 4番、高萩文孝君。

○4番(高萩文孝君) では、法律上問題ないと、さらには先ほどのご説明で、議会にちゃんと説明して、その場所の選定、当然この委託料の執行するというのでいいのですよね。

○議長(佐々木清一君) 町長、井戸川克隆君。

○町長(井戸川克隆君) ただいまのご質問に対しまして、総務課長からご説明申し上げます。

○議長(佐々木清一君) 武内総務課長。

○総務課長(武内裕美君) 高萩議員の質問に再度説明いたします。

まさしく高萩議員のおっしゃるとおりでございます。予算をいただいて、その中で今後詰めるということで、決まった段階で議会のほうに相談申し上げながら工程を組んでいくということでしておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長(佐々木清一君) そのほかありませんか。

3番。

○3番（岩本久人君） ただいまの委託……

○議長（佐々木清一君） ちょっと待って。

（「議長、休議」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前10時02分

再開 午前11時05分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

これより午後1時まで休議といたします。

休憩 午前11時05分

再開 午後 1時00分

○議長（佐々木清一君） 会議を再開します。

◎日程の追加

○議長（佐々木清一君） ただいま双葉町長から提出された議案第59号について、訂正したいとの申し出がありました。

議案の訂正についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） ご異議なしと認めます。

議案の訂正についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。暫時休議します。

休憩 午後 1時00分

再開 午後 1時02分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎議案の訂正について

○議長（佐々木清一君） 追加日程第1、議案の訂正についてを議題にします。

町長から議案の訂正についての理由を求めます。

町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 議案の訂正についてご説明させていただきます。

議案第59号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第3号）の「第1表 歳入歳出予算補正」（第3号）の歳出のうち第2款総務費、第1項総務管理費の補正額5,213万3,000円、計7億3,401万5,000円として提出していましたが、補正額3,713万3,000円、計7億1,901万5,000円に、第2款総務費の補正額を6,134万2,000円、計を8億3,086万6,000円と提出したものを、補正額4,634万2,000円、計8億1,586万6,000円に、また第13款予備費及び同款第1項予備費の補正額3,844万6,000円、計6,927万6,000円を、補正額5,344万6,000円、計8,427万6,000円に訂正をお願いするものであります。

これは、仮庁舎建築調査設計業務委託料の補正予算（案）への計上を見送ることとしたためです。なお、歳入歳出予算額の補正額並びに補正後の予算総額には変更ありません。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） お諮りします。

ただいま議題となっています議案の訂正についてを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」「議長」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 6番、清川泰弘君。

○6番（清川泰弘君） ただいま町長のほうから取り下げ、修正がありましたけれども、諸般の事情ということでこれはやむを得ないと思いますけれども、役場機能移転については来年3月までということで、町長も来年3月は、3月議会を新しいところでやる、そのくらいの意気込みであるということだけ聞いて、ひとつ終わりたいと思います。どうぞ。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいま清川議員からご質問いただきました。

そのつもりということで、万やむを得ない事態も予想されますので、そこはお含みをいただきたいと思えます。

年度中ということでご理解をいただきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、議案の訂正についてを許可することに決定しました。

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費、そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 予防費の中の13節の健康手帳作成業務委託、予算とってある件に関して、内部被曝とかそんな話なのですけれども、これわかりやすく、これは前に事例もあります。それは、広島、長崎、また他町村でも新しくつくったものがあると思いますが、それ以上に大事な記録となるものだと思うので、きちっとつくっていただきたいと思いますので、事例に従ってやるだけではなく、また新しいものも入れられるように、ぜひともお願いしたいなと思ひまして、その辺に関しての答弁をもらっておきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいま菅野議員からご質問いただきました。これは、町民にとっては大変貴重な証明にもなる大事なものととらえております。したがいまして、今健康福祉課で鋭意検討中ではありますが、再度また幅広く引用できるような検討を含めてご提案させていただきたいと思ひます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） この健康手帳も大事なのですけれども、行政としての記録、これもやっぱり大事なものになると思うのです。広島、被爆から67年たつて、一昨年度の新規の手帳申請者が300件あったと、この前研修で聞いておりますので、行政としての記録をとっておくというのも考えていただき、今後補正とかそういうのでも手帳とともに考えていただきたいなと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 今菅野議員の思ひは強く受けとめますが、再度ご説明は健康福祉課長のほうからさせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 竹本健康福祉課長。

○健康福祉課長（竹本良一君） 菅野議員のご質問にご説明を申し上げます。

今ほど町長が申しましたけれども、町民の健康状態の記録は非常に大事だというふうに認識しております。現在、町民の動向調査、あとは各種検診、あとは内部被曝検査等の記録を現在記録しておりますけれども、これも内部被曝検査、あと動向調査等についても数多くの方から今後提出していただけるように、一層努力しながら、そういった記録の保存に努めたいというふうに思ひています。

以上です。

○議長（佐々木清一君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第59号 平成24年度双葉町一般会計補正予算（第3号）を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第12、議案第60号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第60号 平成24年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第13、議案第61号 平成24年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第61号 平成24年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第14、議案第62号 平成24年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第62号 平成24年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第1号)を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第15、議案第63号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第63号 平成24年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第16、議案第64号 平成23年度双葉町一般会計決算の認定についてを

議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。8ページ、歳入から行います。

第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款地方譲与税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款利子割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款配当割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款株式等譲渡所得割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款地方消費税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款自動車取得税交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款地方特例交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款交通安全対策特別交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款分担金及び負担金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款国庫支出金。14ページです。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 17ページ。第14款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 22ページ。第15款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第18款繰越金。25ページです。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第20款町債。27ページです。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 28ページより、歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 34ページ、企画費の13委託費の第4次町勢振興計画策定、一応これ事故繰り越しだと思うのですけれども、間違ったら申しわけないのですけれども、これつくって、今でもこのままになっているのか、凍結かけているのかどうなのか。振興計画に関して、つくったのはいいけれども、このとおりにはいかないので、できてお金払って、やっぱり凍結なりなんなりにかけて、今復興計画のほうに移らなくてはならないと思うのですけれども、行政のほうではどうしてお考えなのかお伺いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に対しまして、企画課長のほうからご説明申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 駒田企画課長。

○企画課長（駒田義誌君） 今の菅野議員のご質問にお答えいたします。

第4次双葉町総合計画につきましては、23年3月、東日本大震災の直前に策定がされておりますけれども、東日本大震災及び福島第一原子力発電事故によりまして、第4次双葉町総合計画にのっとった運営は困難な状況でございます。

現在、双葉町復興まちづくり委員会におきまして、双葉町復興まちづくり計画をご議論いただいているところでありますので、復興まちづくり計画が策定されましたら、必要に応じて第4次双葉町総合計画についての見直しが必要と考えております。

なお、現在、第4次総合計画にのっとった運営は困難な状況であることは明らかでありますので、特段その凍結の体制をとる必要はないものと考えております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご説明に対しまして補足させていただきます。

第4次総合計画の中に、一般項目もございます。協働とか、そういったものもございますので、あわせて利用できるものはしていかないと、一概に決めてしまっているのかなという部分がございますので、当然その言われていることはそのとおりでございますが、全体の方向づけとしては、やはり活かしておいて、その中で特別そのまちづくり等、あるいは特別これから出てくる計画といろんなことが出てくると思いますから、それとあわせて運用すべきではないかなというふうに私は考えております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 復興計画というのはそういうものにつくるものだと私は思っています。だから、結局町勢復興計画、全部がだめだとは言っていない。それに関してこれだけの500万円以上のお金を使ってつくったもの、それが実際には全部は全部できないということですね。それであれば、復興計画の中で、復興計画をなるべく早く策定して、もう1年半もたっているのに、その中で欲しいものを入れてやっていかないと、これ自体を1回凍結かけないと、この余計な部分がある。余計な部分と言ったらおかしくなりますけれども、できない部分が非常に多くあると思うのです。そういうふうになったときに、このつくったものはつくったものでこれは仕方ないので、これはこんなふうになるとは思っていないのですけれども、すぐにでも、逆に言えば、復興計画の策定に係るほうに入らなくてはならないと思うので、その考え方をちょっとお聞きしたい。

今町長の説明はよくわかりました。逆に課長が言っていることがよくわからないのは、もう復興計画のほうに移っているのであれば、ちゃんときちっと出さなくてはならない。1年半も経過したということであれば、1年半経過してここまでやっていないということの正当性がなくなってくると思うのです。とりあえず町勢計画わかります。町勢計画はわかるからその中で使えるもの、いいものというのを計画的にやっていくというのが行政運営だと思うので、そこら辺に対してご答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 菅野議員のおっしゃるとおりでございまして、そういうことをあわせて今後やっていきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） そのほか質疑ありますか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。44ページ。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。53ページ。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これ、どこにでもかかってくるのですけれども、コピー機の借上料。これ、使用料及び賃借料の中に全部入ってくるのですけれども、コピー機借上料、これ借り上げるのはどこにあるコピー機なのか、教えていただけますか。14節です。どこでもいいから14を見てもらえばいいと思います。コピー機の借上料。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に対しまして、関連がございますので、総務課長から説明させます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 菅野議員のご質問にご説明を申し上げたいと思います。

衛生費のコピー機借上料であります。これは震災前に双葉町役場で使用していたコピー機について、その使用代といいますか、それを支払ったということでございます。そのほかも出てくる款もございます。役場に置いて使えなくなったというコピー機が何台かございますので、それは予算を計上して支払っているということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） これ役場庁舎に置いてきたやつということですね。使えなくなったわけでも何でもないので、今も多分お金を払っていると思うのです、実際に。これに関しては、まさしく賠償に入れなくてはならない部分だと思っております。192億円の賠償を出す前に、こういう細かいことを試算ほ出してやっていかないと、一生分の話になって、毎年毎年のこの負担が来ます。今総務課長がおっしゃったように、ほかのところでもあります。役場庁舎内に何台あると言われると、ちょっとそこまでは私も調べていませんが、それに関して今後、二重払いになる可能性があるのです。また、こっちで仮庁舎つくりました、何したというときに、その対応を今後どうしていくのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に対しまして、総務課長からご説明申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 武内総務課長。

○総務課長（武内裕美君） 菅野議員の再質問にご説明を申し上げたいと思います。

コピー機に限らず、そのほかの請求すべき事項がございますので、それらを各課分担して賠償に上げるような手続ということで進めてございます。まとめ次第報告を申し上げて、賠償の手続に入りたいというふうを考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） そのほか質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 4の環境衛生費の調査委託費の越田霊園の管理委託料に関してですが、これ

こんな避難生活になって、これ1回でちゃんと答えてほしいのですけれども、町で管理している霊園だと思うのですが、この震災以降、全然管理とかそういうのはできなくなっているのですけれども、町としての今後の対応はどのようにしていくのか。永代使用料ということではいただいていると思います。お墓は買えないので、土地は買えないので、永代使用料というのと管理費というのももらっているの、今後どういうふうにはこれは対応していくのか、ちょっとお聞きしたいです。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） ただいまのご質問に対しまして、住民生活課長からご説明申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 渡邊住民生活課長。

○住民生活課長（渡邊 勇君） 菅野議員のご質問にご説明申し上げたいと思います。

越田霊園につきましては、現在ご存じのとおり地震とあと原子力災害によって実質的な管理ができない状態になっております。これにつきましては、担当課、住民生活課内でも何度か話し合いを進めております。今後、越田霊園のほうに一応墓地等永代使用料をお支払いいただきまして管理を委託されている皆様と、今後どういうふうな方向にというか、あるいは区域割の関係でどんなふうな位置関係に持っていくかということについて、個別に協議のほうを進めていきたいというふうな考えでおります。

一応条例では、永代使用料についての返還の条項というのは現在ございませんが、こちらについても双葉町の今後の帰宅、あるいは警戒区域の見直しの関係も含めて、あわせて検討していく方向でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木清一君） そのほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款労働費。57ページ。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費。61ページ。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。66ページ。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 次、第11款災害復旧費。81ページ。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 先ほどの霊園の件ですけれども、霊園、ちょっとこれは急いでちゃんときちっとしないと、亡くなっている方々もいらっしゃいます。それと、本当に今、お墓にお骨が納骨してもよろしいですけれども、その後移転はだめだという話がいろいろ出ていますので、今後の対応、それなりにやっぱりやらないと、日本人は先祖供養をきちっとしている民族性があるので、そういう対応も精神的苦痛になってくるのかなと、家族が亡くなって納骨もできないというようなお話をよく聞いていますので、速やかな、今後スピーディーな対応ができるのかどうなのかをちょっとお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、井戸川克隆君。

○町長（井戸川克隆君） 大変このお墓については重要な位置づけだと私は思っております。

したがいまして、越田霊園に限らず、そのほかの多くのお墓の問題もありますので、町としてあり方の検討をしなければならないと、そんなふうを考えております。

その中で越田霊園の皆さん方とやはり意見交換をさせていただいて、皆さんがどう考えているかということも踏まえて、これは取り組んでいかなければならない大きな問題だと、そのように考えております。ぜひこの問題については、各方面からのご指導、もちろん議会のほうからのご指導もいただきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） そのほか質疑ありませんか。総括的。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第64号 平成23年度双葉町一般会計決算の認定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第64号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎散会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午後 1時39分)

9 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

平成24年第3回双葉町議会定例会議事日程（第4号）

平成24年9月25日（火曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第65号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第2 議案第66号 平成23年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第3 議案第67号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第4 議案第68号 平成23年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第5 議案第69号 平成23年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第6 議案第70号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第8 議員派遣の件
- 追加日程第1 発議第4号 双葉町長の不信任決議案

閉 会

○出席議員（8名）

1番	羽山君子君	2番	白岩寿夫君
3番	岩本久人君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	伊澤史朗君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	井戸川克隆君
副町長	井上一芳君
教育長兼 職務代理者兼 教育総務課長	高野憲一君
秘書広報課長	大住宗重君
参事兼総務課長	武内裕美君
参事兼企画課長	駒田義誌君
税務課長	大沼武君
福島支所長兼 建設課長	大橋利一君
住民生活課長	渡邊勇君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	竹本良一君
産業振興課長兼 農業委員会 農事局長兼 コミュニティ センター所長	山下正夫君
会計管理者	半谷安子君
生涯学習課長	今泉祐一君
代表監査委員	五十嵐一雄君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	高野利彦
書記	大浦寿子

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第65号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款県支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款療養給付費交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款前期高齢者交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款共同事業交付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款財産収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 12ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款後期高齢者支援金等。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款前期高齢者納付金等。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款老人保健拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款介護納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款共同事業拠出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款保健事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第11款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第65号 平成23年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第65号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第66号 平成23年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 4ページ、歳出に入ります。

第1款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第66号 平成23年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第66号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第3、議案第67号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 5ページ、歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款公債費。7ページです。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑

を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第67号 平成23年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第67号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第68号 平成23年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 4ページ、歳出に入ります。

第1款事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑

を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第68号 平成23年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第68号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第5、議案第69号 平成23年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行います。

第1款保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

- 議長（佐々木清一君） 第7款寄附金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第8款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第9款繰越金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第10款諸収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 9ページ、歳出に入ります。
第1款総務費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第3款財政安定化基金拠出金。14ページです。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第4款地域支援事業費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第5款基金積立金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第6款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第7款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第69号 平成23年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第69号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第6、議案第70号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 6ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第70号 平成23年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第70号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長(佐々木清一君) 日程第7、議会運営委員会からの閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣について

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付した議員派遣の件のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件のとおり、議員を派遣することに決定しました。

(「議長、休議」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時18分

再開 午前 9時40分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

◎日程の追加

○議長（佐々木清一君） ただいま5番、菅野博紀君ほか1人から町長、井戸川克隆君不信任の決議案が提出されました。

本決議案を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

本決議案を日程に追加し、追加日程第1とし議題とすることに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（佐々木清一君） 起立多数。

よって、町長、井戸川克隆不信任の決議案を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることは可決されました。

◎発議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 追加日程第1、町長、井戸川克隆君不信任の決議案を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

事務局長。

（事務局長朗読）

○議長（佐々木清一君） 提出者より提案理由の説明を求めます。

提出者、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） 双葉町長の不信任案決議。

本議会は、双葉町長井戸川克隆君を信任しない。

以上、決議する。

平成24年9月25日、双葉町議会。

理由、今定例会の一般質問で双葉町役場機能本体移転についての町長答弁は、誠意を欠いたもので納得できるものではなく、6月定例会での特別委員会の報告でも言われたとおり、速やかにいわき市に誠意をもって対応するようとの報告がされたにもかかわらず、市長と一度も面談することなく、6月から役場機能移転の件が進んでいないことは議会軽視であり、容認できるものではない。したが

って、町長、井戸川克隆君を信任しない。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 昨日の全員協議会でも十分な説明を私は受けたと思っております。

実際に、きのう一般会計補正予算（第3号）の訂正をされましたが、一応訂正の前は、当然その仮庁舎建築設計業務委託料という形で上げていました。実際に、きのうは訂正されましたが、その全協の中でも十分な説明は私はされていると、一生懸命取り組んでいらっしゃると私は思いますので、この不信任決議案の文面については不信任は当たらないと判断し、反対いたします。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

6番、清川泰弘君。

○6番（清川泰弘君） 昨年6月以来、昨年6月までは緊急避難ということで、それ以後、双葉町は何が変わったろうと考えた場合に、借り上げ住宅にいた人、仮設に入った人、その後は何の進展もありません。町長は、議会ごとに町民の皆さんと相談する、議会に相談する、こういう大事な話でも6月の議会以降、議長のほうに申し入れもなく、話の中には相手があるからと、人間社会相手がなくて物事が進むなんていうことはありません。そういうことは理屈になりません。全ての面において、補償の線引きについても相手がある、相手があるって、全然変わっていません。それで、私はこの提案に賛成です。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

3番、岩本久人君。

○3番（岩本久人君） 先ほども同僚議員からありましたけれども、昨日一般会計補正予算を一部訂正をいたしました。全協の説明でも受け入れ先のことを考えると、非常に神経質なデリケートな対応という話もありました。私は、今はとにかく混乱を避けて、一日も早くその話し合いを進めるべきだというふうに思いますので、この提案には反対いたします。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

7番、伊澤史朗君。

○7番（伊澤史朗君） この不信任決議案につきましてであります。提案理由に納得しておりますので、賛成をさせていただきます。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) これで討論を終わります。

これから町長、井戸川克隆君不信任の決議案を採決します。

この採決は起立によって行います。

町長不信任の議決については、地方自治法第178条の規定によって、議員数の3分の2以上が出席し、その4分の3以上の者の同意を必要とします。

出席議員は8人であり、議員数の3分の2以上です。また、その4分の3は6人です。

本決議案のとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

(起立者4人)

○議長(佐々木清一君) 起立者4人。

ただいまの起立者は、4分の3に達しません。

よって、町長、井戸川克隆君不信任の決議は否決されました。

◎閉会の宣告

○議長(佐々木清一君) 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成24年第3回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前 9時48分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 清 川 泰 弘

署名議員 伊 澤 史 朗